

2021年度版

# 滝川市地域防災計画

編 集

滝 川 市 防 災 会 議



滝川市地域防災計画追録加除整理一覧表

追録を加除整理したときは、必ず、その追録号数の内容現在年月日及び加除整理年月日をこの表へ記入してください。

台本 2021年3月31日現在

追録号数	内 容 現 在	加 除 整 理	整理者印
第1号	2019年3月20日	年 月 日	
第2号	2020年3月24日	年 月 日	
第3号	2021年3月31日	年 月 日	
第4号	年 月 日	年 月 日	
第5号	年 月 日	年 月 日	
第6号	年 月 日	年 月 日	
第7号	年 月 日	年 月 日	
第8号	年 月 日	年 月 日	
第9号	年 月 日	年 月 日	
第10号	年 月 日	年 月 日	
第12号	年 月 日	年 月 日	
第13号	年 月 日	年 月 日	
第14号	年 月 日	年 月 日	
第15号	年 月 日	年 月 日	

## 目 次

## 第1章 総則

第1節 計画策定の目的	1 - 1
第2節 用語の定義	1 - 2
第3節 計画の修正要領	1 - 2
第4節 防災機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	1 - 3
1 滝川市	1 - 3
2 指定地方行政機関	1 - 3
3 自衛隊（陸上自衛隊北部方面隊第11旅団第10即応機動連隊）	1 - 4
4 北海道	1 - 4
5 滝川警察署	1 - 4
6 滝川地区広域消防事務組合	1 - 5
7 指定公共機関	1 - 5
8 指定地方公共機関	1 - 5
9 公共的団体及び防災上重要施設の管理者	1 - 6
第5節 市民及び事業所の基本的責務	1 - 7
1 市民の責務	1 - 7
2 事業所の責務	1 - 7
第6節 滝川市の地勢と災害の概要	1 - 9
1 滝川市の地勢及び位置	1 - 9
2 気象	1 - 9
3 災害の概要	1 - 9

## 第2章 防災組織

第1節 滝川市防災会議	2 - 1
1 市防災会議の組織	2 - 1
2 市防災会議の運営	2 - 3
第2節 災害対策本部	2 - 3
1 本部の組織	2 - 3
2 本部の設置基準等	2 - 3
3 本部の設置又は廃止の通知及び公表	2 - 3
4 本部員会議	2 - 3
5 本部設置時における事務分掌	2 - 4
6 本部及び本部職員の標識	2 - 4
7 市長の職務の代理	2 - 4
第3節 本部の配備体制	2 - 11

## 目 次

---

1 配備体制	2 - 1 1
2 本部各班の配備要員	2 - 1 2
3 非常配備体制の活動要領	2 - 1 2
4 本部を設置しない場合の準用	2 - 1 4
第4節 住民組織等への協力要請	2 - 1 5
1 住民組織等の協力	2 - 1 5
2 協力要請先と要請事項	2 - 1 5

## 第3章 災害情報通信計画

第1節 予報(注意報を含む)、警報、並びに情報等の伝達計画	3 - 1
1 予報(注意報を含む)、警報、並びに情報等の種類及び発表基準	3 - 1
2 予報(注意報を含む)、警報、並びに情報等の伝達系統及び方法	3 - 2
第2節 災害通信計画	3 - 5
1 公衆通信施設の利用 (主通信系統)	3 - 5
2 専用通信施設の利用 (副通信系統)	3 - 5
3 専用無線施設の利用 (副通信系統)	3 - 5
4 通信途絶時の連絡方法	3 - 6
第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画	3 - 7
1 異常現象発見時の措置	3 - 7
2 地下街、災害時要援護者施設への情報伝達	3 - 7
3 災害情報等の収集及び報告	3 - 1 1

## 第4章 災害予防計画

第1節 防災教育及び訓練計画	4 - 1
1 防災思想の普及	4 - 1
2 防災訓練の実施	4 - 1
第2節 災害危険区域及び整備計画	4 - 2
洪水浸水想定区域図 (参考)	4 - 2
1 水防区域及び市街地における低地帯の浸水予想区域	4 - 3
2 地すべり、がけ崩れ等予想区域	4 - 3
3 災害危険区域位置図	4 - 4
4 調査事項	4 - 4
5 空知総合振興局札幌建設管理部水防警報実施要領による水防警報指定河川	4 - 4
6 北海道の管理河川	4 - 4
第3節 水防計画	4 - 1 2
1 水防責任の大綱	4 - 1 2
2 水防組織と機構	4 - 1 3
3 隣接市町水防管理団体、警察官、自衛隊及びボランティアとの協力応援	4 - 1 4

## 目 次

4	重要水防区域及び水防施設	4-15
5	気象警報等の通信連絡	4-17
6	水防信号の指定	4-20
7	水防活動	4-20
8	水防報告	4-22
9	水防管理	4-24
10	滝川市洪水避難マップ（洪水ハザードマップ）	4-24
第4節 雪害予防計画		4-34
1	除雪路線実施分担	4-34
2	排雪	4-35
3	なだれ防止対策	4-35
4	電力施設の雪害防止対策	4-35
5	警戒体制	4-35
6	通信の雪害防止対策	4-35
第5節 融雪災害予防計画		4-36
1	気象情報の把握	4-36
2	重要水防区域等の警戒	4-36
3	道路の除雪等	4-36
第6節 消防計画		4-37
1	組織計画	4-37
2	火災予防計画	4-37
3	火災警報及び伝達計画	4-37
4	招集計画	4-38
5	消防職（団）員の招集	4-38
6	出動計画	4-38
7	消防力等の現況	4-39
8	隣接市町（組合）相互応援計画	4-40
9	救急計画	4-40
10	教育訓練	4-40
第7節 避難行動要支援者対策計画		4-42
1	安全対策	4-42
2	市の対策	4-42
3	援助活動	4-46
4	外国人に対する対策	4-47
第8節 自主防災組織の育成等に関する計画		4-48
1	地域住民による自主防災組織	4-48
2	事業所等の防災組織	4-48
3	自主防災組織の編成	4-48
4	自主防災組織の活動	4-48
5	育成の方法	4-50

## 目 次

---

第9節 備蓄計画	4-51
1 基本的な考え方	4-51
第10節 石狩川滝川地区水害タイムライン	4-52
1 滝川市の災害対応と「石狩川滝川地区水害タイムライン」との位置づけと関係性	4-52
2 滝川市地域防災計画と石狩川滝川地区水害タイムラインとの関係性	4-53
第11節 滝川市業務継続計画	4-54
1 業務継続計画の概要	4-54
2 業務継続計画（B C P）の策定	4-54

## 第5章 災害応急対策計画

第1節 応急措置実施計画	5-1
1 応急措置の実施責任者	5-1
2 市の実施する応急措置	5-1
3 救助法適用の場合	5-3
第2節 動員計画	5-5
1 平常勤務時の伝達系統及び方法	5-5
2 休日又は退庁後の伝達系統	5-5
3 職員の非常登庁	5-6
4 配備体制確立の報告	5-6
5 消防機関に対する伝達	5-6
6 各部別の動員要請	5-6
第3節 他機関に対する応援出動要請	5-7
1 道及び他市町村等に対する要請	5-7
2 自衛隊に対する要請	5-7
第4節 災害広報計画	5-8
1 災害情報等の収集	5-8
2 災害情報等の発表及び広報の方法	5-8
3 道及び関係機関等に対する情報の提供	5-9
4 庁内連絡	5-9
5 被災者相談所	5-9
第5節 避難救出計画	5-10
1 避難計画	5-10
2 救出計画	5-22
3 費用及び期間	5-22
第6節 食糧供給計画	5-23
1 実施責任者	5-23
2 食糧供給の対象者	5-23
3 食糧供給の方法	5-23
4 炊き出しの計画	5-24

## 目 次

---

5 納入状況の記録	5-24
第7節 衣料、生活必需品等物資供給計画	5-25
1 実施責任者	5-25
2 実施の方法	5-25
3 納入又は貸与物資の種類	5-25
4 納入又は貸与の方法	5-25
5 衣料、生活必需品等の調達先	5-26
6 納入又は貸与期間	5-26
第8節 給水計画	5-28
1 実施責任者	5-28
2 給水方法	5-28
3 給水施設の応急復旧	5-28
4 応援の要請	5-28
5 住民への周知	5-28
第9節 医療救護計画	5-29
1 実施責任者	5-29
2 医療救護の対象者	5-29
3 応急救護所の設置	5-29
4 滝川市医師会に対する出動要請	5-29
5 医薬品等の確保	5-30
6 関係機関の応援	5-30
7 災害通報伝達及び傷病者の把握	5-30
8 経費の負担及び損害賠償	5-31
第10節 防疫計画	5-37
1 実施責任者	5-37
2 防疫作業班の編成	5-37
3 防疫の種別と方法	5-37
4 感染症患者等の発生時における対応	5-37
5 防疫用資機材の調達	5-38
6 家畜及び畜舎の防疫	5-38
第11節 廃棄物処理及び環境保全計画	5-39
1 実施責任者	5-39
2 清掃作業班の編成等	5-39
3 清掃の方法	5-39
4 死亡獣畜の処理	5-39
5 飼養動物の取り扱い	5-40
第12節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	5-41
1 実施責任者	5-41
2 行方不明者の捜索	5-41
3 変死体の届け出	5-41

## 目 次

---

4 遺体の収容及び処理	5-41
5 遺体の埋葬	5-42
第13節 障害物除去計画	5-43
1 実施責任者	5-43
2 除去の対象	5-43
3 除去の方法	5-43
4 障害物の集積場所等	5-43
5 実施手続等	5-43
6 費用及び期間	5-44
7 障害物除去の状況の記録	5-44
第14節 輸送計画	5-45
1 実施責任者	5-45
2 輸送の方法	5-45
第15節 消防防災ヘリコプター活用計画	5-46
1 運航体制	5-46
2 緊急運航の要請	5-46
3 要請方法	5-46
4 要請先	5-46
5 報告	5-46
6 消防防災ヘリコプターの活動内容	5-46
7 救急患者の緊急搬送手続き等	5-47
8 消防防災ヘリコプターの離着陸可能地	5-47
9 消防防災ヘリコプター運航系統図	5-48
第16節 労務供給計画	5-50
1 実施責任者	5-50
2 民間団体等への協力要請	5-50
3 町内会等の要請先及び活動	5-50
4 労務員の雇上げ	5-51
第17節 文教対策計画	5-52
1 実施責任者	5-52
2 応急教育対策	5-52
3 教育の要領	5-53
4 学校給食等の措置	5-53
5 衛生管理対策	5-53
6 学用品の給与	5-53
7 文化財等に対する措置	5-54
第18節 住宅対策計画	5-55
1 実施責任者	5-55
2 実施の方法	5-55
3 施工及び資材の調達	5-56

## 目 次

---

4 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録	5-56
5 費用の限度及び期間	5-57
第19節 被災宅地安全対策計画	5-60
1 危険度判定の実施の決定	5-60
2 危険度判定の支援	5-60
3 判定対象宅地	5-60
4 判定士の業務	5-60
5 危険度判定実施本部の業務	5-60
6 事前準備	5-61
第20節 災害警備計画	5-62
1 災害に関する警察の任務	5-62
2 災害時における警備体制の確立	5-62
3 災害警備	5-62
第21節 広域応援派遣計画	5-65
1 実施機関	5-65
2 実施内容	5-65
3 応援協定等	5-65
第22節 自衛隊災害派遣要請計画	5-66
1 災害派遣要請基準	5-66
2 災害派遣要請手続	5-66
3 派遣部隊の受け入れ態勢等	5-66
4 派遣部隊の撤収要請	5-67
5 経費等	5-67
第23節 災害ボランティアとの連携計画	5-70
1 行政とボランティアの役割	5-70
2 ボランティア団体等の協力	5-70
3 ボランティアの受入	5-70
4 ボランティア団体等の活動	5-70
5 ボランティア活動の環境整備	5-70
第24節 石狩川滝川地区水害タイムライン	5-71

## 第6章 地震災害対策計画

第1節 総則	6-1
1 計画の目的	6-1
2 計画基本方針	6-1
第2節 滝川市付近の断層帯	6-2
1 断層帯の位置及び形態	6-2
2 断層帯の過去の活動	6-2
3 断層帯の将来の活動	6-2

## 目 次

---

4 今後に向けて	6-2
第3節 滝川市の社会的情勢	6-8
1 人口の集中	6-8
2 生活環境の変化	6-8
3 I T技術の進展	6-8
4 市民の共同意識の変化	6-8
第4節 地震に強いまちづくり	6-10
1 地震に強い都市構造の形成	6-10
2 建築物の安全化	6-10
3 通信機能の強化	6-10
4 ライフライン施設等の機能の確保	6-10
5 危険物施設等の安全確保	6-10
6 災害応急対策等への備え	6-10
第5節 火災予防計画	6-11
1 地震による火災の防止	6-11
2 火災予防の徹底	6-11
3 消防査察の強化指導	6-11
4 消防力の整備	6-11
5 消防計画の整備強化	6-11
第6節 危険物等災害予防計画	6-13
1 危険物事業所等に対する指導の強化	6-13
2 危険物保安対策	6-13
3 火薬類保安対策	6-13
4 高圧ガス保安対策	6-14
第7節 建築物等災害予防計画	6-15
1 建築物の防災対策	6-15
2 がけ地に近接する建築物の防災対策	6-15
第8節 地すべり、がけ崩れ等予防計画	6-16
1 現況	6-16
2 地すべり、がけ崩れ等防止対策	6-16
第9節 液状化災害予防計画	6-17
1 基本的な考え方	6-17
2 液状化対策の推進	6-17
第10節 積雪・寒冷期における対策計画	6-18
1 積雪対策の推進	6-18
2 交通の確保	6-18
3 雪に強いまちづくりの推進	6-18
4 寒冷対策の推進	6-18
第11節 地震に関する防災知識の普及・啓発	6-19
1 市職員に対する防災教育	6-19

## 目 次

---

2 市民に対する防災知識の普及	6-19
3 学校教育における防災教育	6-20
第12節 市民の心構え	6-21
1 家庭における措置	6-21
2 職場における措置	6-21
3 運転手のとるべき措置	6-22
第13節 応急対策計画	6-23
1 応急対策活動	6-23
2 通信連絡の対策	6-23
3 広報活動	6-23
4 消火対策	6-24
5 避難対策	6-24
6 救出対策	6-25
7 その他応急対策	6-25

## 第7章 事故災害対策計画

第1節 鉄道災害対策計画	7-1
1 災害予防	7-1
2 災害応急対策	7-1
3 災害広報	7-2
4 応急活動体制	7-2
5 救助救出活動	7-2
6 医療救護活動	7-2
7 消防活動	7-2
8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等	7-2
9 交通規制	7-2
10 危険物流出対策	7-3
11 自衛隊派遣要請	7-3
12 広域応援	7-3
第2節 道路災害対策計画	7-4
1 災害予防	7-4
2 災害応急対策	7-4
3 災害広報	7-5
4 応急活動体制	7-6
5 救助救出活動	7-6
6 医療救護活動	7-6
7 消防活動	7-6
8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等	7-6
9 交通規制	7-6
10 危険物流出対策	7-6

## 目 次

---

11	自衛隊派遣要請	7-7
12	広域応援	7-7
13	高速自動車国道事故等対策	7-7
第3節 危険物等災害対策計画		7-8
1	危険物等の定義	7-8
2	災害予防	7-8
3	災害応急対策	7-8
4	災害広報	7-9
5	応急活動体制	7-9
6	災害拡大防止	7-10
7	消防活動	7-10
8	避難措置	7-10
9	救助救出及び医療救護活動	7-10
10	交通規制	7-10
11	自衛隊派遣要請	7-10
12	広域応援	7-10
第4節 大規模な火事災害対策計画		7-11
1	災害予防	7-11
2	災害応急対策	7-11
3	災害広報	7-11
4	応急活動体制	7-12
5	消防活動	7-12
6	避難措置	7-12
7	救助救出及び医療救護活動	7-12
8	交通規制	7-12
9	自衛隊派遣要請	7-12
10	広域応援	7-12
第5節 林野火災対策計画		7-14
1	組織及び実施機関	7-14
2	気象情報等連絡体制	7-14
3	林野火災予防対策	7-15
4	応急対策	7-15
5	災害広報	7-16
6	応急活動体制	7-16
7	消防活動	7-16
8	避難措置	7-16
9	交通規制	7-17
10	自衛隊派遣要請	7-17
11	広域応援	7-17

## 第8章 災害復旧計画

1 実施責任者	8-1
2 復旧事業計画の概要	8-1
3 災害復旧予算措置	8-1
4 激甚災害に係る財政援助措置	8-1
5 応急金融対策	8-2

## 資料編

### ◎防災関係条例・規則

1 滝川市防災会議条例	資料-1
2 滝川市災害対策本部条例	資料-3
3 滝川市山腹崩壊防止施設維持管理規則	資料-5
4 滝川市水害タイムライン運営協議会設置要綱	資料-6
5 滝川市自立型避難所事前登録に関する要綱	資料-11

### ◎協定関係

1 災害時における避難所としての施設利用に関する協定書	資料-16
2 災害時における避難所等施設利用に関する協定書	資料-18
3 災害時における避難所としての施設利用に関する協定書	資料-20
4 大規模災害時等の連携に関する協定書	資料-22
5 災害時における燃料の供給等に関する協定書	資料-25
6 災害時における物資の緊急・救援輸送等に関する協定	資料-28
7 災害時協力協定書	資料-30
8 災害協定について（リスト）	資料-32

## 第1章 総 則

### 第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき滝川市防災会議が作成する計画で、滝川市の地域に係る防災に関し、滝川市及び滝川市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱及び滝川市の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の受令及び伝達、避難、消火、救護、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関すること、又はそれに伴う労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関することなど災害対策等を実施するにあたり、防災関係機関がその機能のすべてをあげて市民の生命、身体及び財産を災害から保護するための対策について定め、本市防災の万全を期することを目的とする。

## 第2節 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 基本法 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
- (2) 救助法 災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
- (3) 水防法 水防法（昭和24年法律第193号）をいう。
- (4) 市防災会議 滝川市防災会議条例（昭和46年滝川市条例第118号。以下「防災会議条例」とする。）第1条に規定する滝川市防災会議をいう。
- (5) 本部 滝川市災害対策本部条例（昭和46年滝川市条例第119号。以下「災害対策本部条例」という。）第1条に規定する滝川市災害対策本部（以下「本部」という。）をいう。
- (6) 市防災計画 防災会議条例第2条第1号に規定する滝川市地域防災計画をいう。
- (7) 防災関係機関 防災会議条例第3条第5項各号に掲げる委員の属する機関をいう。
- (8) 災害 基本法第2条第1号に規定する災害
- (9) 防災 基本法第2条第2号に規定する防災

## 第3節 計画の修正要領

防災会議は、基本法第42条に定めるところにより計画に隨時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。

- (1) 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき
- (2) 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき
- (3) 新たな計画を必要とするとき
- (4) 防災基本計画の修正が行われたとき
- (5) その他防災会議会長が必要と認めたとき

なお、軽微な修正（組織の機構改革による名称変更、人口、面積等の数量的な変更等）については、北海道知事との協議を要せず、防災会議の採決により行うこととし、その結果を北海道知事に報告するものとする。

## 第4節 防災機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市防災会議の構成機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

### 1 滝川市

#### (1) 市長部局

- ア 市防災会議に関すること。
- イ 本部の設置及び組織の運営に関すること。
- ウ 住民の自主防災組織の育成に関すること。
- エ 地震防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。
- オ 防災訓練及び地震防災上必要な教育の実施に関すること。
- カ 災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関すること。
- キ 防災に関する食糧、資材及び機器の備蓄及び供給に関すること。
- ク 災害応急対策、特殊災害対策及び災害復旧対策の実施に関すること。
- ケ 避難の勧告又は指示に関すること。
- コ 被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること。
- サ 災害時の交通及び輸送の確保に関すること。
- シ 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報に関すること。
- ス 避難行動要支援者の擁護に関すること。
- セ その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。

#### (2) 教育委員会事務局

- ア 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の実施に関すること。
- イ 教育施設の被害調査及び報告に関すること。
- ウ 文教施設及び文化財の保全対策等に関すること。

### 2 指定地方行政機関

#### (1) 国土交通省北海道開発局札幌開発建設部滝川道路事務所

- ア 所轄国道の維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧に関すること。
- イ 災害時における所管国道の交通の確保に関すること。
- ウ その他所有物件の管理に関すること。

#### (2) 国土交通省北海道開発局札幌開発建設部滝川河川事務所

所轄河川の維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧に関すること。

#### (3) 農林水産省北海道農政事務所旭川地域拠点

農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。

#### (4) 厚生労働省北海道労働局滝川労働基準監督署

事業場、工場等の産業災害の防止対策に関すること。

## 第1章（総則）

---

- (5) 厚生労働省北海道労働局滝川公共職業安定所
- ア 被災地域における労働力の供給に関すること。
  - イ 被災失業者の職業紹介に関すること。
  - ウ 労働力需要情報の収集及び関係機関との連絡に関すること。
  - エ 災害時における求職者給付の支給の特別措置に関すること。

### 3 自衛隊（陸上自衛隊北部方面隊第11旅団第10即応機動連隊）

災害派遣要請権者の要請に基づく人命又は財産保護のための救護活動及び応急復旧活動に関すること。

### 4 北海道

- (1) 空知総合振興局地域創生部
- ア 防災に関する食糧の供給、資材及び機器の備蓄及び供給に関すること。
  - イ 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。
  - ウ 市町村及び防災関係機関が実施する防災事務又は業務の総合調整に関すること。
  - エ 災害時の交通及び輸送の確保に関すること。
  - オ 災害時におけるボランティア活動に関すること。
  - カ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
  - キ その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。
- (2) 空知総合振興局札幌建設管理部滝川出張所
- ア 水防技術の指導に関すること。
  - イ 所轄道路及び河川についての維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧に関すること。
  - ウ 災害時における道道の交通情報の収集及び交通路の確保に関すること。
- (3) 空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室（滝川保健所）
- ア 医療施設及び衛生施設等の被害報告に関すること。
  - イ 災害時における医療救護活動の推進に関すること。
  - ウ 災害時における防疫活動に関すること。
  - エ 災害時における給水等環境衛生活動の推進に関すること。
  - オ 食品衛生の指導及び監視に関すること。
- (4) 空知農業改良普及センター中空知支所
- ア 農作物被害に対する応急措置及び対策の指導に関すること。
  - イ 被害地の病害虫防除の指導に関すること。
- (5) 空知総合振興局森林室
- 道有林の管理に関すること

### 5 滝川警察署

- (1) 災害時における住民の避難誘導及び被災者の救出救護並びに緊急交通路の確保に関すること。
- (2) 災害の予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の伝達及び災害情報の収集に関する。

## 第1章（総則）

---

- (3) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。
- (4) 犯罪の予防、取締り等に関すること。
- (5) 危険物に対する保安対策に関すること。
- (6) 広報活動に関すること。
- (7) 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。

## 6 滝川地区広域消防事務組合

- (1) 消防活動に関すること。
- (2) 水防活動に関すること。
- (3) その他災害時における救急救助活動に関すること。

## 7 指定公共機関

- (1) 北海道旅客鉄道株式会社
  - ア 災害時における鉄道による輸送の確保に関すること。
  - イ 災害時における救援物資の緊急輸送に関すること。
- (2) 郵便事業株式会社滝川支店
  - ア 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保に関すること。
  - イ 郵便、為替貯金及び簡易保険の非常取扱いに関すること。
- (3) 郵便局株式会社滝川郵便局
  - 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること。
- (4) 北海道電力株式会社滝川営業所
  - ア 電力供給施設の防災対策に関すること。
  - イ 災害時における電力供給の確保に関すること。
- (5) 日本通運株式会社滝川支店
  - 災害時における救援物資の緊急輸送等の支援に関すること。
- (6) 日本赤十字社北海道支部滝川市地区
  - ア 災害時における医療、助産その他救助及び救護に関すること。
  - イ 災害ボランティアの受入れに関すること。
  - ウ 災害ボランティア（民間団体及び個人）が行う救助活動の連絡調整に関すること。
  - エ 災害義援金品の募集（配分）に関すること。

## 8 指定地方公共機関

- (1) 滝川ガス株式会社
  - ア ガス供給施設の防災対策に関すること。
  - イ 災害時におけるガスの供給の確保に関すること。
- (2) 空知土地改良区及び江部乙土地改良区
  - ア 水門、樋門、導水路及び溜池の防災対策に関すること。
  - イ 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。
- (3) 滝川市医師会
  - 災害時における医療関係機関との連絡調整並びに応急医療及び助産、その他救助の実施に

関すること。

(4) 空知歯科医師会

災害時における歯科医療活動に関すること

**9 公共的団体及び防災上重要施設の管理者**

(1) たきかわ農業協同組合

ア 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。

イ 被災組合員に対する融資及びそのあっせん並びに生産資材、生活物資及び家畜飼料等の確保に関すること。

ウ 保険金や共済金支払の手続に関すること。

(2) 滝川商工会議所及び江部乙商工会

ア 災害時における救援用物資及び復旧資材確保についての協力に関すること。

イ 被災商工業者の経営指導及び復旧資金のあっせんに関すること。

(3) 滝川建設協会

災害時における応急土木工事の支援活動に関すること。

(4) 北海道中央バス株式会社空知事業部

災害時におけるバス等による輸送の確保に関すること。

(5) 東日本電信電話株式会社 北海道事業部

ア 気象官署からの気象警報を防災関係機関へ伝達すること。

イ 必要に応じ電話電報の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。

ウ 災害時における電気等通信の確保に関すること。

(6) 一般運送業者

ア 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送等の協力に関すること。

イ 災害による復旧資材の輸送について協力すること。

(7) 危険物関係施設管理者

災害時における危険物の保安と供給の確保に関すること。

(8) 高圧ガス関係施設管理者

災害時における危険物の保安と供給の確保に関すること。

(9) 電気通信事業者

災害時における電気通信の確保に関すること。

(10) 滝川スカイスポーツ振興協会

ア 災害時における航空機による情報収集及び伝達に関すること。

イ 航空管制及び航空情報の提供並びに運航支援に関すること。

(11) 中空知広域水道企業団

ア 災害時における飲料水の確保及び給水に関すること。

イ 応急給水に関すること。

## 第5節 市民及び事業所の基本的責務

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。

市民及び事業所は、その自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。特に、いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要があり、その実践を促進する市民運動を展開することが必要である。

### 1 市民の責務

地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

#### （1）平常時の備え

- ア 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- イ 飲料水、食糧等の備蓄、救急用品等の非常持出用品の準備
- ウ 隣近所との相互協力関係のかん養
- エ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- オ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- カ 災害時要援護者への配慮
- キ 自主防災組織の結成

#### （2）災害時の対策

- ア 地域における被災状況の把握
- イ 近隣の負傷者・災害時要援護者の救助
- ウ 初期消火活動等の応急対策
- エ 避難場所での自主的活動才 防災関係機関の活動への協力
- カ 自主防災組織の活動

### 2 事業所の責務

従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。

#### （1）平常時の備え

- ア 災害時行動マニュアルの作成イ 防災体制の整備
- イ 防災体制の整備
- ウ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施

#### （2）災害時の対策

- ア 事業所の被災状況の把握
- イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ウ 施設利用者の避難誘導

- エ 従業員及び施設利用者の救助
- オ 初期消火活動等の応急対策
- カ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

## 第6節 滝川市の地勢と災害の概要

### 1 滝川市の地勢及び位置

本市は北海道のほぼ中央にあって、東端は東経 $142^{\circ} 05' 22''$ 、西端は東経 $141^{\circ} 52' 52''$ 、南端は北緯 $43^{\circ} 31' 37''$ 、北端は北緯 $43^{\circ} 40' 11''$ に位置しており、空知川と石狩川の合流点で両河川にはさまれた地勢にあり、面積は115.82平方キロメートルである。

地形的には石狩川と空知川によって発達した沖積平野と河岸段丘及び丘陵地帯から成り立っている。

### 2 気象

本市の気候は、夏季に30度以上、冬季には氷点下20度以下の日が見られるなど、夏季と冬季の温度差が大きい典型的な内陸性の気候を呈している。年間降水量も比較的多く、1,000mm～1,300mm内外で雨の多い月は台風の影響を受ける8月、9月ごろである。

冬期間の降雪量は、年によっては年間10m以上を記録している状況にあり豪雪地帯となっている。年間日照時間は、約1,400時間程度で、70%以上を4月から10月までの半年間ににおいて占め、冬期間の日照時間は少ない。

風向きは、地形の関係から南風又は南西の風が多い。季節的には冬期間は北風、夏期間は南風となっており、月平均の風速は4月、5月が最も強く、最近の数値では2.5m前後であり、他の月は1～2m前後である。4月、5月は温帯性低気圧による非常に乾燥した風が南西方面から吹く。

湿度は、春の雪解けから初夏にかけて低く冬期間に高い。

### 3 災害の概要

本市の災害は、空知川と石狩川の両大河川の合流点にあるため、古くから幾多の大水害が記録され、災害の多くが水害で占められており、次いで冷害、火災等がその大きなものとしてあげられる。

昭和25年以降の主な災害発生記録は、次のとおりである。

過去における災害の主な記録			
発生年月日	災 害 の 概 要	被 害	
S. 25. 8. 27 ～ 8. 28	豪雨（雨量236mm） 河川・小排水が一時はん濫して多大な損害を受けた。	橋流失 橋決壊 床上浸水 床下浸水 田畠冠水・浸水・埋没	9か所 9か所 194戸 1,360戸 595ha

## 第1章（総則）

過去における災害の主な記録		
発生年月日	災害の概要	被害
S. 28. 8. 1 ～ 8. 3	豪雨（雨量120mm） 石狩川がはん濫し、流域に多大な被害を受けた。	床上浸水 198戸 床下浸水 208戸 流失家屋 8戸 大破家屋 2戸
S. 29. 9. 26 ～ 9. 27	台風15号の強風より被害を受けた。 岩見沢 瞬間風速 39.6m/s 平均風速 31.4m/s	死者 3名 重傷者 14名 軽傷者 64名 半壊家屋 880戸 小破家屋 2,252戸
S. 36. 7. 24 ～ 7. 26	集中豪雨により石狩川・空知川がはん濫し、市内各所では道路決壊・家屋流失。 石狩川は危険水位を突破し、陸上自衛隊の緊急派遣を要請、被害の増大を未然に防止した。 雨量（24～26日）滝川 140mm 江部乙 200mm	床上浸水 65戸 うち孤立状態 11戸
S. 37. 8. 3 ～ 8. 4	台風9号による大雨で被害をうけた。 雨量（2～3日）滝川 156mm	床上浸水 17戸 床下浸水 16戸
S. 39. 5. 1	火災発生。折からの強風（12m/s）により大火となる。	全焼 56戸 半焼 4戸 部分焼 5戸 損害額 建物 17,136千円 家具類等 46,600千円 計 63,736千円
S. 41. 8. 20	集中豪雨。 空知川がはん濫し、空知川河川敷地沿岸小堤防が決壊した。 雨量（16～20日）滝川 109mm	堤防決壊延長 42.3m

## 第1章（総則）

過去における災害の主な記録		
発生年月日	災 害 の 概 要	被 害
S. 50. 8. 23 ～ 8. 24	台風6号の影響による豪雨で石狩川、空知川及び市内河川がはん濫し、流域に多大な被害を受けた。  雨量（22～23日）滝川 199mm	床上浸水 26戸 床下浸水 155戸 田 107. 68ha 畑 280ha 農業施設 8か所 下水道施設 1か所 道路 2か所 河川 14か所 滝川公園 西町河川敷公園等冠水
S. 56. 8. 3 ～ 8. 6	前線の影響による豪雨で、中小河川のはん濫及び内水の滞留により、市内全域にわたって多大な被害を受けた。  雨量354mm	床上浸水 17戸 床下浸水 214戸 田 194ha 農業施設 27か所 道路 27か所 河川 50か所 橋りょう 1か所 その他ごみ処理場、公園、下水道施設、浄水場等 14か所
S. 56. 8. 22 ～ 8. 24	台風15号による強風で、果樹落下等の被害を受けた。  最大瞬間風速 35m 平均風速 18m/s	床下浸水 8戸 畑 131ha (りんご) 221 t その他の施設等 16か所
S. 57. 3. 21	浦河沖地震により被害を受けた。	公共施設 1か所
S. 57. 10. 20	暴風雨により災害を受けた。	畑 124ha (りんご・梨)
S. 58. 4. 22 ～ 4. 23	低気圧による強風で被害を受けた。  最大瞬間風速 11m/s	一部破損家屋 1戸 公共施設 4か所 営農施設 36か所

第1章（総則）

過去における災害の主な記録		
発生年月日	災害の概要	被害
S. 58. 10. 22 ～	降雪により被害を受けた。	畠 (りんご) 183ha
S. 60. 9. 1	台風13号による強風で被害を受けた。	公共施設 4か所
S. 61. 11. 13	地震により被害を受けた。	農業用施設 2か所
S. 62. 1. 14	地震により被害を受けた。	公共施設 3か所
S. 62. 4. 22	暴風雨により被害を受けた。	営農施設 120か所
S. 62. 9. 1	台風12号から変わった温帯性低気圧による強風で被害を受けた。	一部破損家屋 67戸 営農施設 31か所 文教施設 22か所 公共施設 18か所 農作物 165ha
S. 63. 8. 24 ～ 8. 27	前線による北海道西部を中心とした大雨により被害を受けた。 雨量190mm	一部破損家屋 8戸 床上浸水 1戸 床下浸水 28戸 田 7ha 農作物 83ha 農業用施設 5か所 河川 12か所 道路 44か所 文教施設 2か所 公共施設 14か所
H. 1. 8. 23	大雨により被害を受けた。	床下浸水 5戸 河川 1か所
H. 7. 5. 23	地震により被害を受けた。	公共施設 8か所 軽傷 1名
H. 11. 8. 24 ～ 8. 27	台風18号による強風で被害を受けた。	一部破損家屋 9戸 農業被害 (りんご、梨) 23ha 公共施設 15か所

## 第1章（総則）

過去における災害の主な記録		
発生年月日	災 害 の 概 要	被 害
H. 13. 9. 9 ～ 9. 12	秋雨前線及び台風15号による大雨で被害を受けた。	床上浸水 2戸 床下浸水 16戸 田 17ha 農作物 2 ha 農業用施設 5 か所 中小河川 9 か所 道路 25か所 文教施設 1 か所 公共施設 3 か所
H. 14. 1. 21 ～ 1. 22	低気圧通過による強風で被害を受けた。	半壊家屋 1戸 一部破損家屋 8戸 〃 納屋 26棟 〃 牛舎 1 棟 倉庫等 8 棟
H. 14. 10. 2 ～10. 3	台風21号による強風で被害を受けた。	一部破損家屋 1戸 街路樹の倒木 13本 公園内の倒木 8 本
H. 16. 9. 1	台風16号による強風で被害を受けた。	非住家一部破損 2 棟 公園施設 2 か所 街路樹の倒木 2 本 公園内の倒木 8 本
H. 16. 9. 8	台風18号による強風で被害を受けた。 (災害対策本部設置) 滝川消防署データより 平均風速19m／s (10分平均) 最大瞬間風速38.7m／s (午前9時39分)	重傷者 9 名 軽症者 5 名 半壊家屋 4 戸 一部破損家屋 141戸 公営住宅一部破損 319戸 非住家一部破損 422件 農作物 2,826ha 営農施設 357か所

## 第1章（総則）

過去における災害の主な記録		
発生年月日	災 害 の 概 要	被 害
		文教施設 14か所 公共施設 58か所 街路樹の倒木 208本 公園内の倒木 844本
H. 21. 7. 19	低気圧の影響による大雨で被害を受けた。	中小河川 6 か所 道路 8 か所
H. 22. 8. 24	低気圧の影響による大雨で被害を受けた。 ・総雨量107mm、1時間雨量最大54mm(観測史上最大) ・避難所1か所(幸町地区コミュニティセンター)	床上浸水 2戸 床下浸水 29戸 中小河川 6 か所 道路 8 か所 文教施設 2 か所 公共施設 1 か所
H. 23. 8. 14	低気圧の影響による大雨で被害を受けた。 総雨量97.5mm、3時間降水量80mm(観測史上最大)、1時間雨量最大39mm	中小河川 2 か所 道路 1 か所
H. 23. 9. 2 ～ 9. 5	台風12号による大雨で被害をうけた。 総雨量216.5mm、1時間雨量最大31mm	中小河川 17か所 道路 14か所 公共施設 3 か所
H. 26. 7. 26 ～ 7. 28	低気圧の影響による大雨で被害を受けた。 総雨量138.5mm	中小河川 13か所 道路 9 か所 林道 1 か所
H27. 10. 1 ～10. 2	低気圧の影響による強風で被害を受けた。 最大風速 18.1m/s 最大瞬間風速28.8m/s	一部損壊家屋 2戸 非住家一部損壊 1棟 田 0.1ha 畑 5.0ha 営農施設 2 か所 街路樹倒木 17本

## 第1章（総則）

過去における災害の主な記録			
H28. 2. 29	暴風雪により被害を受けた。 (国道12号線 14丁目—深川市音江間約6時間)	通行止め 雪による立ち往生	1路線 15台
H28. 8. 19 ～ 8. 24	台風第11号・第9号の影響による大雨で被害を受けた。 (災害対策本部設置) (避難勧告発令 25戸50人) (避難所開設 1箇所 避難者7世帯10人) 累計雨量 236.0mm 日最大降雨量 178.5mm 1時間最大降雨量 29.5mm	床上浸水 床下浸水 田 畑 中小河川 道路 公園 文教施設	2戸 3戸 13.6ha 12.0ha 6か所 3か所 2か所 3か所
H28. 8. 30	台風第10号の影響による強風で被害を受けた。 最大風速 10.2m/s 最大瞬間風速23.0m/s	一部損壊住家 非住家一部損壊 田 畑 営農施設 街路樹倒木 公園樹倒木	2戸 1棟 0.1ha 5.0ha 2棟 17本 3本
H29. 4. 18	低気圧接近に伴う強風 最大風速 11.8m/s 最大瞬間風速19.4m/s	一部損壊住家 非住家全壊 農業被害 共同利用施設 (滝川市肥育センター屋根剥離及び牧野管理事務所シャッター破損) 営農施設 公園樹倒木	2戸 1戸 2棟 118棟 6本
H29. 9. 18	台風18号に伴う強風 (災害対策本部設置) 最大風速 12.6m/s 最大瞬間風速24.1m/s 自主避難所開設 (滝川市スポーツセンター) 避難者1名	一部損壊住家 商工被害	4戸 2戸
H29. 11. 11	低気圧に伴う強風 最大風速 14.9m/s 最大瞬間風速24.7m/s	一部損壊住家 非住家全壊 旧東栄小学校 (屋根一部飛散)	3戸 2棟 1棟

## 第1章（総則）

過去における災害の主な記録			
H30. 2. 14 ～ 2. 19	大雪（災害対策本部設置） 最高積雪 2月14日 162cm 市内路線バス部分運休 2月13日から19日まで	一部損壊住家 一部損壊（市営住家） 非住家全壊 非住家半壊 公共文教施設被害 (雪庇落下ガラス破損) 土木被害（公園被害）	18戸 3戸 6戸 1戸 5校 15枚 1か所
H30. 7. 3 ～ 7. 6	前線による大雨（災害対策本部設置） 1時間雨量最大 24.5mm はん濫注意水位超過（橋本町、赤平）	農業被害（田） 農業被害（畑） 土木被害 (東15丁目江部乙川左岸洗堀 (40m) ) 石狩川河川敷野球 場冠水 滝川市パークゴル フ場冠水	22.59ha 59.68ha 1か所
H30. 9. 4 ～ 9. 5	台風21号による強風（災害対策本部設置） 最大風速 12.6m/s 最大瞬間風速 24.1m/s	一部損壊住家 商工被害 公共文教施設被害 公園樹倒木	8戸 4戸 3校 6本
H30. 9. 6	平成30年北海道胆振東部地震 (災害対策本部設置 9/6～9/19) 地震による被害はほとんどないが、大規模停電 (ブラックアウト)により市民活動や企業活動に 大きな影響があった。 1. 避難所開設 3か所（延べ避難者数90名） 滝川市スポーツセンター、農村環境改善センタ ー、東滝川地区転作研修センター 2. 配食（避難所3か所、市役所）計4か所 3. 自衛隊派遣（炊出し支援、入浴支援） 4. その他 給水支援、充電支援、広報活動ほか		

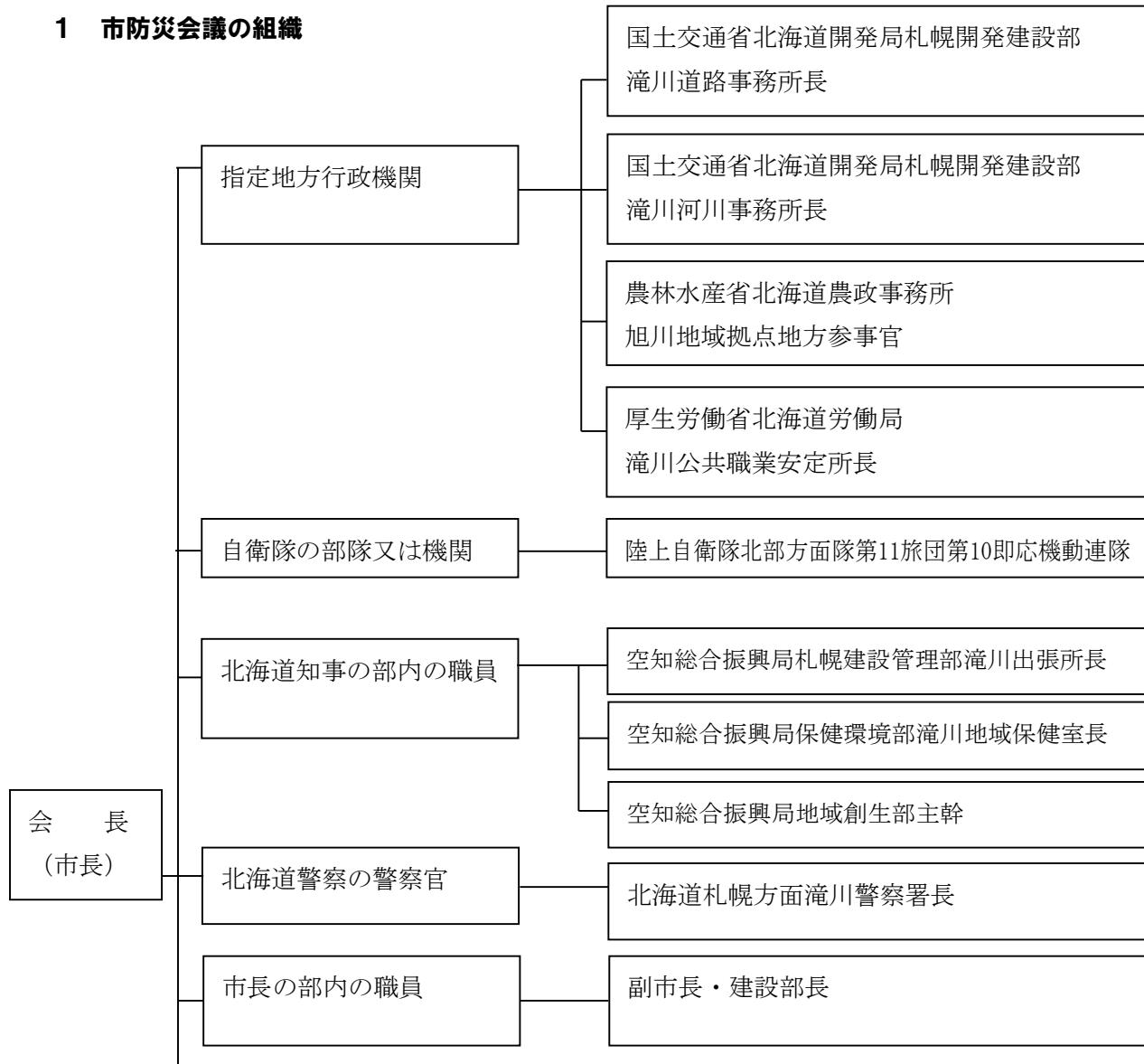
## 第2章 防 灾 组 织

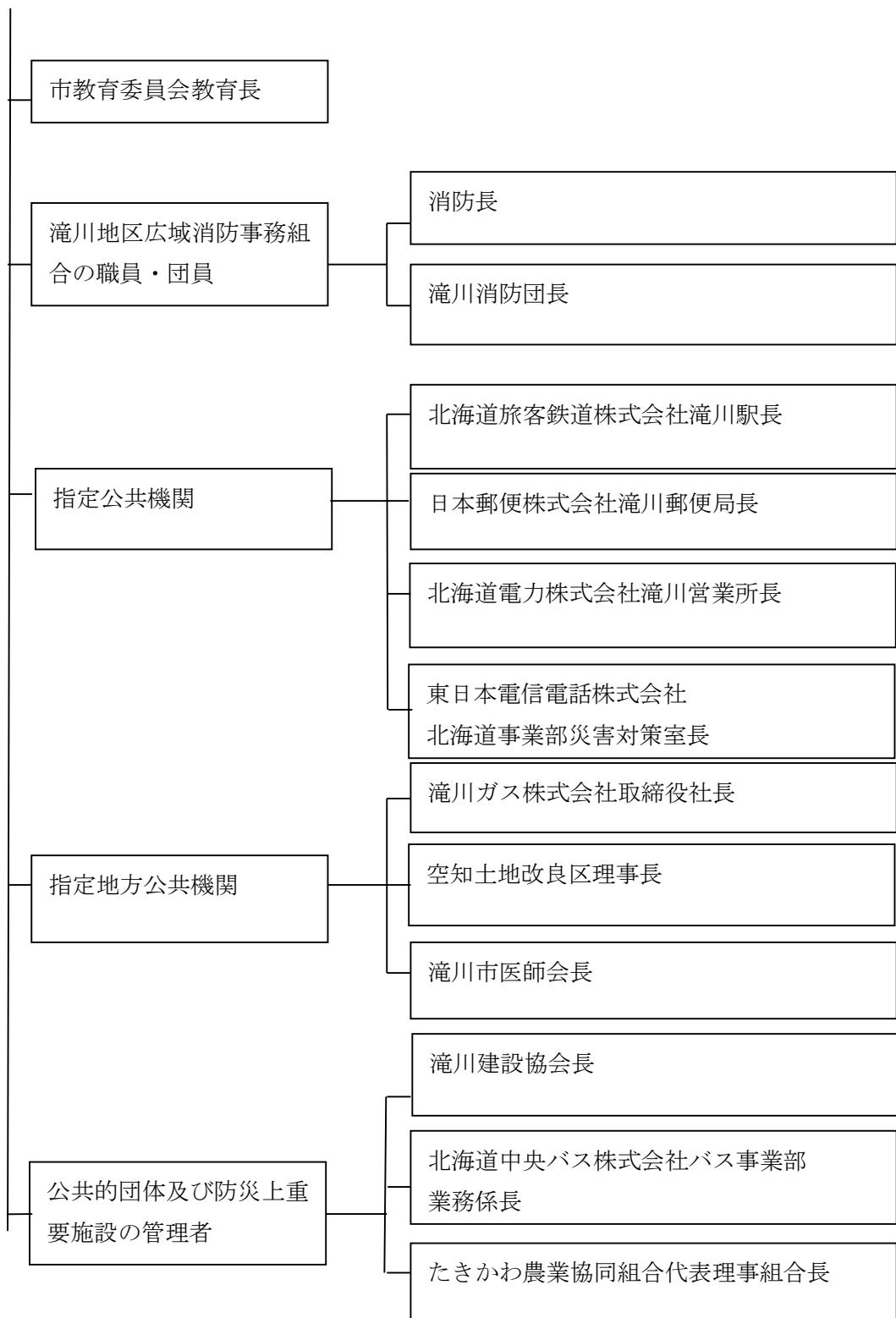
災害の予防、応急対策及び復旧等の防災活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織及びその運営等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

### 第1節 滝川市防災会議

市防災会議は、市長を会長とし、基本法第16条第6項の規定に基づく防災会議条例第3条第5項各号に掲げる者を委員として組織するものであり、本市における災害に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに災害の発生時における情報の収集等を任務とする。

#### 1 市防災会議の組織





## 2 市防災会議の運営

防災会議条例及び滝川市防災会議運営規程（昭和46年防災会議規程第1号）の定めるところによる。

## 第2節 災害対策本部

市長は、市の区域内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で必要があると認めるときは、基本法第23条の2第1項及び災害対策本部条例に基づき、災害対策本部を設置し、防災活動を推進するものとする。

### 1 本部の組織

災害対策本部の組織は、別表第1のとおりとする。

### 2 本部の設置基準等

#### （1） 本部の設置基準

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次の各号のいずれかに該当し必要があると認めるときは、基本法第23条の2第1項の規定に基づき、災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

ア 暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水その他気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく警報等が発表され、災害が発生したとき、又は発生するおそれのあるとき。

イ 市内に震度5弱以上の地震が発生したとき、若しくは地震による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。

ウ 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。

エ 災害が発生し、その規模及び範囲から特に総合的な対策を要するとき。

#### （2） 本部の設置場所

本部は、滝川市庁舎に設置する。市庁舎が災害等により被災し本部機能を有しなくなったとき、又はその恐れがあるときは、滝川地区広域消防事務組合消防本部・滝川消防署庁舎に本部を設置する。

#### （3） 本部の設置

本部を設置したときは、直ちに全職員に庁内放送及び電話等で周知する。

#### （4） 本部の廃止

市長は、予想された災害の危険が解消したとき、又は災害発生後における災害応急措置が完了したときは、本部を廃止する。

### 3 本部の設置又は廃止の通知及び公表

本部を設置又は廃止したときは、関係機関（指定地方行政機関、指定公共機関、警察署、消防機関等）に対して通知することとし、住民に対しては報道機関等により周知する。

### 4 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

#### （1） 本部員会議の協議事項

ア 本部の配備体制の変更及び解除に関すること。

イ 災害情報及び被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。

ウ　自衛隊関係機関に対する応援の要請及び救助法適用の申請に関すること。

エ　その他災害対策に関する重要な事項

**(2) 本部員会議の開催**

ア　本部員会議は、本部長が必要に応じ招集する。

イ　本部員は、それぞれ所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。

ウ　本部員は、必要に応じ所要の職員を伴って会議に出席することができる。

エ　本部員は、会議の招集が必要であると認めるときは、統括部長にその旨申し出るものとする。

**5 本部設置時における事務分掌**

本部設置時における事務分掌は、別表第2のとおりとする。

**6 本部及び本部職員の標識**

**(1) 本部の標識**

本部を設置したときは、別に定める標識を庁舎南玄関に掲げるものとする。（別図）

**(2) 本部職員の標識**

災害対策に従事する本部職員は、別に定める腕章を着用するものとする。（別図）

**(3) 本部自動車の標識**

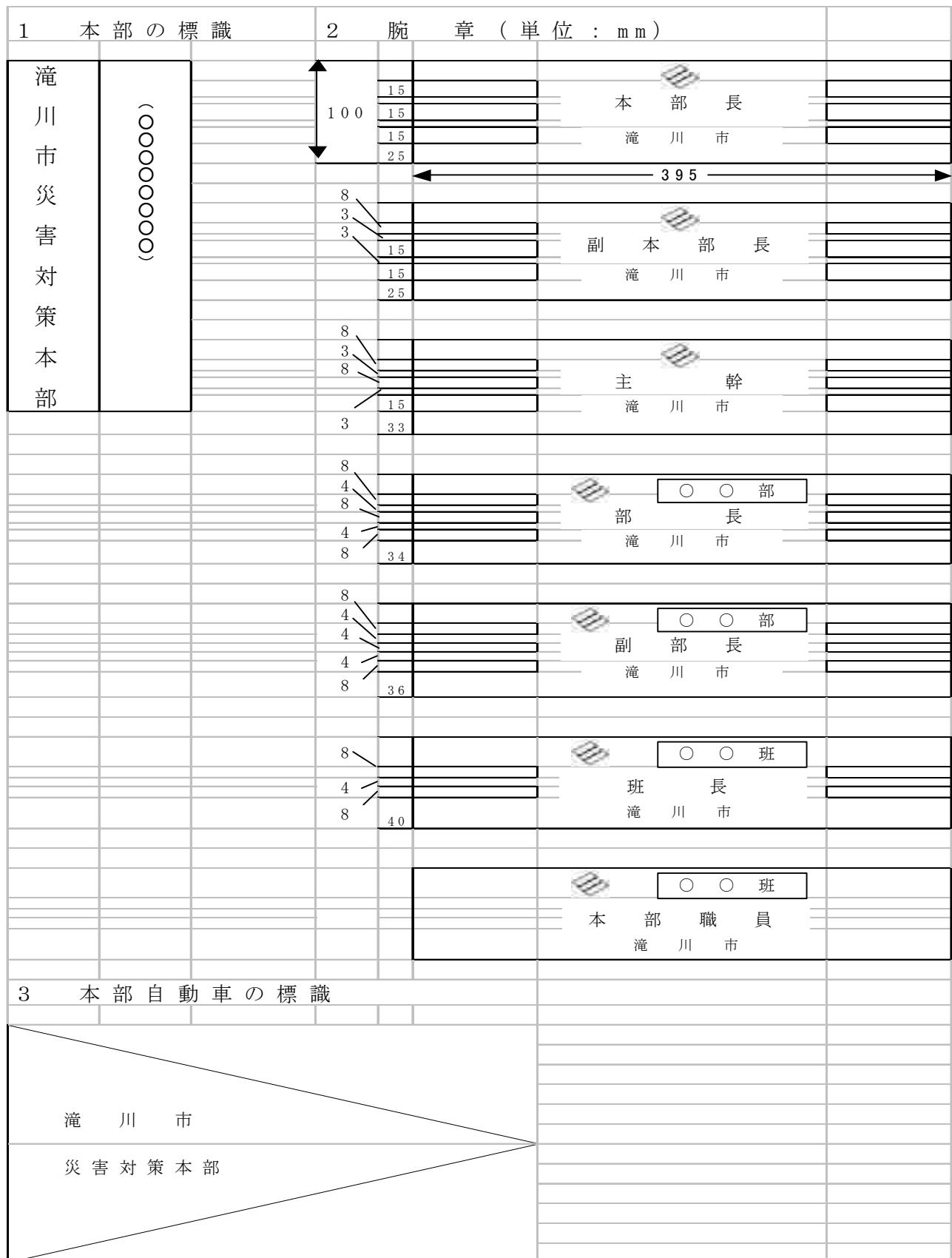
災害対策本部の自動車には、別に定める標識を自動車の左前方に掲げるものとする。

（別図）

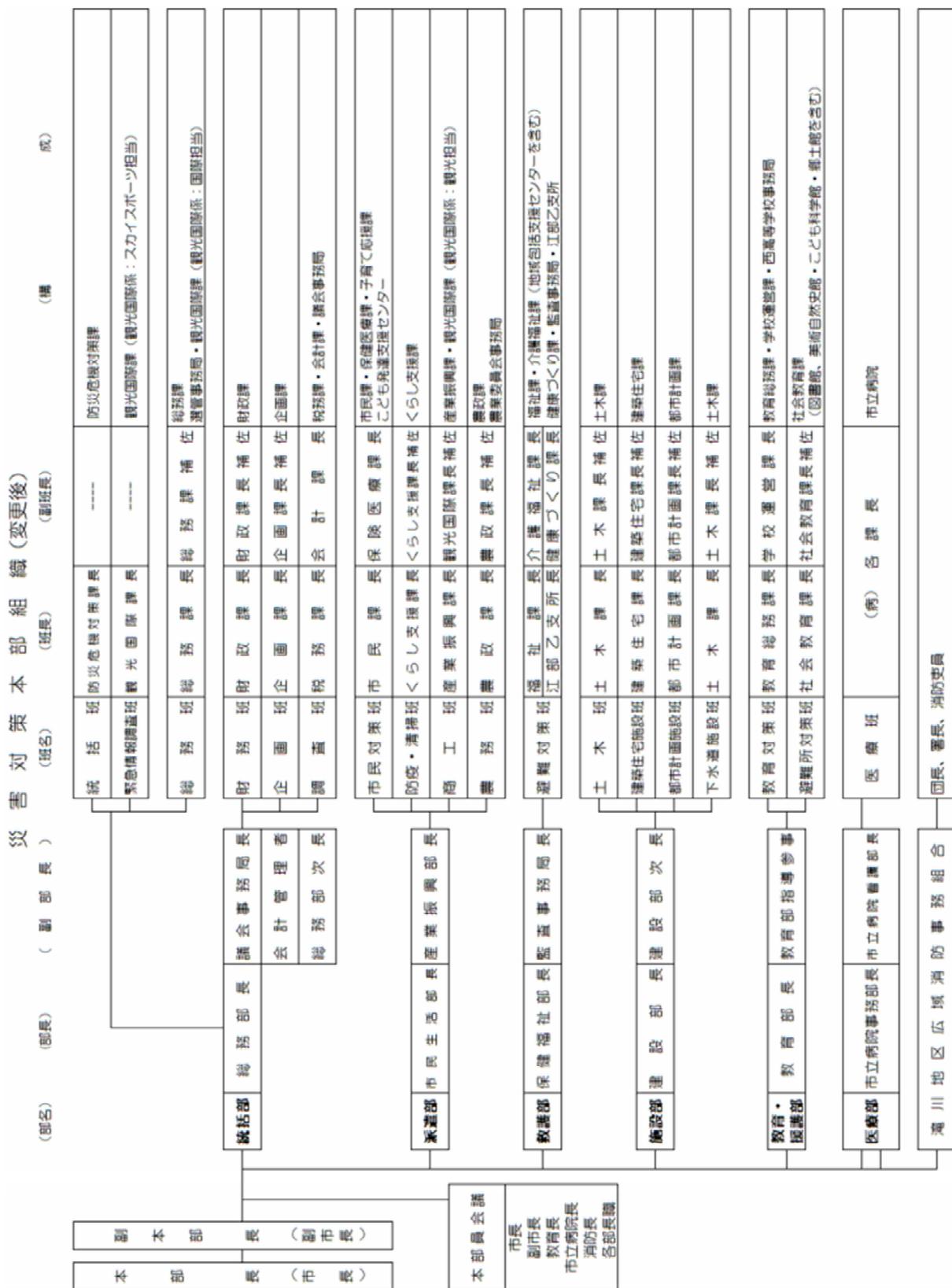
**7 市長の職務の代理**

本部の設置をはじめ、災害応急対策等に係る市長の職務に関して、市長に事故あるときは、第1順位副市長、第2順位総務部長、第3順位総務部次長の順にその職務を代理する。

別 図



別表第 1



別表第2 災害対策本部設置時における事務分掌

部	班	所掌事務
統括班	統括班	1 市防災会議に関すること。 2 本部の設置、配備体制及び廃止並びに周知に関すること。 3 本部員会議に関すること。 4 気象の予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等及び気象情報の受付並びに伝達に関すること。 5 被害調査及び災害状況の総合的な取りまとめに関すること。 6 避難の勧告又は指示の発令に関すること。 7 北海道知事への災害報告に関すること。 8 防災関係機関及び支援活動団体との連絡調整に関すること。 9 自衛隊の派遣要請に関すること。 10 出動職員の把握及び各班の応援配置に関すること。 11 救助法の適用の申請に関すること。 12 災害時の非常通信計画の作成及び実施に関すること。 13 災害時の配車計画の作成及び車両の確保に関すること。（一般車両含む。） 14 被災者及び出動職員の緊急輸送の手配に関すること。 15 部内各班との連絡調整に関すること。
	財務班	1 災害補償に関すること。 2 災害対策の予算措置に関すること。 3 市有財産の被害状況の把握及び応急措置に関すること。 4 統括班・総務班への支援に関すること。
	企画班	1 災害状況の公表に関すること。 2 住民に対する災害の広報に関すること。 3 報道機関との連絡に関すること。 4 総合的な災害記録の作成及び災害統計に関すること。 5 災害報道記事及び記録写真の収集保存に関すること。 6 災害見舞者及び視察者等に対する応対に関すること。 7 国、北海道及び関係機関への陳情、要望及び資料調整に関すること。 8 災害復旧と総合計画の調整に関すること。 9 総務班・統括班への支援に関すること。
	調査班	1 被災地の状況把握に関すること。 2 一般世帯の被害調査（住家及び非住家）及び被災世帯調査表の作成に関すること。この場合において、調査区域については、災害の規模等に応じ分担を決める。農業地区については派遣部農務班と、市街地区については同部商工班と協議・協力の上行うこと。 3 り災台帳作成に関すること。 4 被災証明書の発行に関すること。

部	班	所掌事務
統括部	調査班 緊急情報班	航空機を用いて災害に関する情報の収集と、本部への報告に関すること。
派遣部	市民対策班	<p>1 住民に対する避難勧告等の伝達に関すること（部内各班が支援）。</p> <p>2 住民組織との連絡及び協力要請等に関すること。</p> <p>3 交通安全対策及び公害対策に関すること。</p> <p>4 避難対策班の行う避難誘導の支援に関すること。</p> <p>5 被災地の高齢者、障がい者等の保護に関すること。</p> <p>6 部内各班及び他部との連絡調整に関すること。</p>
	防疫・清掃班	<p>1 災害時の廃棄物処理等計画の作成及び実施に関すること。</p> <p>2 被災地の環境衛生保持に関すること。</p> <p>3 防疫作業班の編成及び防疫の実施に関すること。</p> <p>4 衛生関係施設の被害調査に関すること。</p> <p>5 市民対策班及び避難対策班への支援に関すること。</p>
農務部	商工班	<p>1 商工業及び水産業関係の被害調査に関すること。</p> <p>2 被災商工業者の金融相談及び応急対策に関すること。</p> <p>3 災害時の消費物資の確保及び物価安定に関すること。</p> <p>4 全市的に食糧が不足した場合の食糧の応急調達に関すること。</p> <p>5 市民対策班の行う避難勧告等伝達関係及び統括部調査班の行う被災世帯調査への支援及び協力に関すること。</p> <p>6 労務の供給に関すること。</p>
	農務班	<p>1 農業関係の被害調査に関すること。この場合において、農業地区の被災状況把握及び被災世帯調査については、統括部調査班と協議・協力の上行うこと。</p> <p>2 農業被害に関する応急措置及び復旧対策に関すること。</p> <p>3 農業灾害補償及び農業関係資金の融資に関すること。</p> <p>4 被災地の家畜の防疫及び飼料の確保に関すること。</p> <p>5 林野火災に関すること。</p> <p>6 救農土木事業に関すること。</p> <p>7 市民対策班への支援に関すること。</p>
救護部	避難対策班	<p>1 人的被害調査及び遺体収容措置に関すること。</p> <p>2 避難者の収容及び避難所運営管理並びに連絡調整に関すること。ただし、教育委員会所管施設の避難所については、協力体制をとるものとする。</p> <p>(1) 収容者の把握及び名簿の作成</p> <p>(2) 諸記録の作成</p> <p>(3) 食料及び生活物資の運搬、配布等援護業務</p> <p>(4) 施設の防火、秩序の維持及び環境整備</p>

部	班	所掌事務
救護部	避難対策班	<p>3 被災者の避難誘導に関すること。（警察、消防機関及び市民対策班と協力実施）</p> <p>4 被災者及び災害業務従事者に対する食料供給に関すること。</p> <p>5 被災者に対する応急生活援助物資の調達及び配分に関すること。</p> <p>6 救助法上の事務の総括に関すること。</p> <p>7 社会福祉施設の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関すること。</p> <p>8 日本赤十字社救助活動の連絡調整に関すること。</p> <p>9 被災者に対する弔慰金及び災害援助資金に関すること。</p> <p>10 被災地及び避難所の保健指導並びに感染病に関すること。</p> <p>11 応急医療及び助産関係の連絡調整に関すること。</p> <p>12 避難行動要支援者の避難に関すること。</p>
施設部	土木班	<p>1 水防施設及び危険水防区域等の巡視警戒に関すること。</p> <p>2 水防計画に定める水防活動に関すること。</p> <p>3 道路・河川・土木関係被災状況及び被害調査の取りまとめ並びに応急措置に関すること。</p> <p>4 応急措置に係る資器材等の調達及び配分に関すること。</p> <p>5 作業用車両及び土木建設用機械等の確保に関すること。</p> <p>6 道路の通行規制及び総合調整に関すること。</p> <p>7 内水排除活動に関すること。</p> <p>8 障害物の除去に関すること。</p> <p>9 その他土木施設の維持保全に関すること。</p> <p>10 部内各班への支援に関すること。</p>
施設部	建築住宅施設班	<p>1 公共建築物及び市営住宅の災害応急工事に関すること。</p> <p>2 避難所及び救護所等の設営工事に関すること。</p> <p>3 応急仮設住宅の建設に関すること。</p> <p>4 被災者住宅の応急修理に関すること。</p> <p>5 被災者住宅対策（宅地建物の融資制度及び貸付相談等）に関すること。</p> <p>6 被災宅地安全対策に関すること。</p> <p>7 土木班への支援に関すること。</p>
施設部	都市計画班	<p>1 公園緑地、街路樹等の被害調査及び応急措置に関すること。</p> <p>2 被災地の復旧に伴う都市計画の立案及び実施に関すること。</p> <p>3 土木班及び建築住宅施設班への支援に関すること。</p>
施設部	下水道班	<p>1 下水道施設の被害調査に関すること。</p> <p>2 下水道施設の防災、災害応急対策及び復旧対策に関すること。</p> <p>3 中空知広域水道企業団の施設及び給水用務への支援に関すること。</p> <p>4 中空知広域水道企業団へ滝川市防災会議等の防災情報の提供に関すること。</p>

## 第2章（防災組織）

部	班	所掌事務
教育・ 援護部	教育対策班	1 文教関係被害調査に関すること。 2 教育施設等の防災、災害応急対策及び復旧対策に関すること。 3 災害時における児童及び生徒の避難等応急措置に関すること。 4 被災児童及び生徒の給食及び学用品の給付に関すること。 5 避難対策班の行う炊き出し業務の支援協力を行うこと。
	避難所対策班	1 教育委員会所管施設の避難所の運営管理に関すること。 2 避難対策班への支援に関すること。
医療部	医療班	1 応急救護所の設置及び被災者の応急医療に関すること。 2 医薬品及び医療資材の確保に関すること。
滝川地区広域消防事務組合		1 消防計画による災害救急救助、救出活動の実施に関すること。 2 他部及び消防関係団体等との連絡調整に関すること。 3 その他災害時の消防活動に関すること。
◎協力機関		
中空知 広域水道 企業団		1 飲料水の確保と給水に関すること。 2 応急給水に関すること。

### 第3節 本部の配備体制

#### 1 配備体制

本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備の体制をとるものとする。ただし、本部が設置されない場合であっても、必要があると認めるときは、非常配備の基準により配備体制をとることがある。

種別	配備の時期	配備の内容	任 務	担当部課
第1非常配備 （準備）	1 気象業務法に基づく気象に関する情報又は警報が発表され、災害の発生が予想されるとき。 2 市内に震度4の地震が発生したとき。 3 その他本部長が必要があると認めるとき。	1 情報連絡のため総務課防災危機対策室が当たる。 2 情報連絡のため各部・課長等をもって当たるもので、状況により次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	1 情報の収集 2 関係機関との連絡	総務課 各部長 各課長が指定する職員
第2非常配備 （警戒）	1 局地的な災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき。 2 警報・特別警報が発令され、災害の発生が予想されるとき 3 市内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき。 4 その他本部長が必要があると認めるとき。	災害応急対策に關係ある各班の所要人員をもって当たるもので、災害の発生とともに直ちに非常活動が開始できる体制とする。	1 情報の収集 2 関係機関との連絡 3 応急措置の実施	全職員

種別	配備の時期	配備の内容	任 務	担当部課
第3非常配備 (出動)	1 広域にわたる災害の発生が予想される場合若しくは被害が甚大であると予想される場合、これらの被害が発生した場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき。 2 市内に震度6弱以上の地震が発生したとき。 3 予想されない重大な災害が発生したとき。 その他本部長が必要があると認めるとき	本部全員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの応急活動ができる体制とする。	災害業務全般の実施	全職員

(備考) 災害の規模及び特性に応じ、上記基準により難いと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

## 2 本部各班の配備要員

### (1) 動員（招集）の方法

- ア 総務班は、本部長の非常配備決定に基づき本部員及び各班長に対し、本部の設置及び非常配備の規模を通知するものとする。
- イ 上記の通知を受けた班長は、配備要員に対し当該通知の内容を通知するものとする。
- ウ 各班長より通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につくものとする。
- エ 各班においては、あらかじめ班内の動員（招集）系統を確立しておくものとする。
- オ 本部が設置されない場合における職員の動員（招集）は、本計画の定めに準じて行うものとする。
- カ 職員は、災害時には、初動時の対応が最も重要であることから、勤務時間外、夜間、休日等においても迅速に初動態勢が取れるよう連絡体制を整備する。

また、通信の途絶等により職員との連絡が取れない場合を想定した自主参集などについても、連絡体制を整備するとともに、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知した時は、配備計画に基づき、直ちに所属、又はあらかじめ指定された場所に参集し、配備につくものとする。

## 3 非常配備体制の活動要領

### (1) 本部の活動開始及び終了

#### ア 活動の開始

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合など本部の設置基準により本部が設置されたとき、本部はその一部又は全部が活動を開始する。

#### イ 活動の終了

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認めるときは、本部の活動を終了し本部を解散する。

(2) 非常配備体制下の活動

ア 第1非常配備体制下の活動

第1非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 統括班長は、気象台その他関係機関と連絡をとり、気象情報の収受、伝達等を行う。

(イ) 土木班長は、雨量・水位等に関する情報を関係先から収集する。

(ウ) 関係各班長は、班からの情報又は連絡に即応し、情勢に対応する措置を検討するとともに、隨時待機職員に必要な指示を行う。

(エ) 第1非常配備につく職員の人数は、状況により各班長において増減する。

イ 第2非常配備体制下の活動

第2非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 本部の機能を円滑にするため、必要に応じて本部員会議及び班長会議を開催する。

(イ) 各班長は、情報の収集伝達体制を強化する。

(ウ) 統括部長は、関係班長及び防災会議構成機関との連絡を密にして客観情勢を判断するとともに、その状況を本部長に報告する。

(エ) 各班長は次の措置をとり、その状況を本部長に報告する。

a 事態の重要性を班員に徹底させ、所要の人員を非常業務につかせること。

b 装備、物資、資器材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災現地（被災想定地）へ配置すること。

c 関係班及び災害対策に關係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。

ウ 第3非常配備体制下の活動

第3非常配備が指令された後は、各班は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を隨時本部長に報告するものとする。

(3) 本部連絡員及び本部情報収集責任者

本部長は、必要に応じ情報の収集及び連絡事項の伝達を円滑にするため、本部連絡員及び情報収集責任者を置くものとする。

ア 本部連絡員

(ア) 統括部長が必要があると認めるときは、本部連絡員を置く。

(イ) 本部連絡員は、各班の災害に関する情報及び応急対策の実施状況をとりまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各班に伝達する。

イ 本部情報収集責任者

(ア) 本部の設置後、必要に応じて本部情報収集責任者を置く。

(イ) 本部情報収集責任者は、統括部職員のうちから統括部長が指名する。

（ウ） 本部情報収集責任者は、災害情報の収集及び本部からの連絡事項の伝達に当たる。

#### 4 本部を設置しない場合の準用

市長は、本部の設置に至らない小規模災害等で、次の各号のいずれかに該当するときは、本節1から3までの規定を準用して、災害対策を実施するものとする。

- (1) 風雨、風雪、大雨、大雪等の注意報等が発令され、気象の推移により災害対策を必要とするとき。
- (2) 局地的に比較的軽微な災害が発生し、災害対策を必要とするとき。
- (3) 本部の設置前又は本部の廃止後において、なお災害対策を必要とするとき。（市長が招集する対策会議は、本部が設置された場合の本部員会議に準じて対策を行う。）

## 第4節 住民組織等への協力要請

### 1 住民組織等の協力

災害時において、本部及び関係機関の職員をもっても応急活動を円滑に実施するための人員に不足を生じた場合、市長は、次の各住民組織等に対し協力を求めるものとする。

### 2 協力要請先と要請事項

団体名	代表者	連絡先	活動内容
滝川市赤十字奉仕団	委員長	明神町1丁目3番1号 NTT東日本滝川ビル1F社会福祉協議会内 電話24-8640	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所における業務補助</li> <li>・救援物資の分類整理</li> <li>・その他本部長が必要があると認めるもの</li> </ul>
滝川市婦人ボランティアクラブ	会長	明神町1丁目3番1号 NTT東日本滝川ビル1F社会福祉協議会内 電話24-8640	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所における業務補助</li> <li>・炊き出しの支援</li> <li>・自衛隊等応援機関の接待</li> <li>・その他本部長が必要があると認めるもの</li> </ul>
滝川市町内会連合会連絡協議会	会長	滝川市大町1丁目2番15号 滝川市役所 くらし支援課内 電話28-8012	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所における業務補助</li> <li>・炊き出しの支援</li> <li>・自衛隊等応援機関の接待</li> <li>・その他本部長が必要があると認めるもの</li> </ul>
滝川市ボランティア連絡協議会	会長	明神町1丁目3番1号 NTT東日本滝川ビル1F社会福祉協議会内 電話24-8640	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所における業務補助</li> <li>・他市町村からのボランティア支援者の対応</li> <li>・その他本部長が必要があると認めるもの</li> </ul>

(注) 市内各町内会の名称、代表者氏名、連絡先などについては、別に名簿を作成する。

## 第3章 災害情報通信計画

災害予防対策及び災害応急対策を実施するために必要な予報（注意報を含む）、警報及び特別警報並びに情報等の伝達及びその他の情報の収集等については、この計画によるものとする。

### 第1節 予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等の伝達計画

#### 1 予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等の種類及び発表基準

##### （1）注意報発表基準

風 雪	(平均風速)	10m/s以上 雪による視程障害を伴う
強 風	(平均風速)	12m/s以上
大 雨 ※1	1 時間雨量	30mm以上(平坦地以外)
	3 時間雨量	50mm以上(平坦地)
	土壤雨量指数基準	90
洪 水	(流域雨量指数基準) ※2	ア 流域雨量指数基準が熊穴川流域で4以上 イ 流域雨量指数基準がラウネ川流域で3.2以上
大 雪		12時間降雪の深さ30cm以上
雷		落雷等により被害が予想される場合
乾 燥		最小湿度30%、実効湿度60%
濃 霧		視程200m以下
霜		最低気温3℃以下
な だ れ		ア 24時間降雪の深さ30cm以上 イ 積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上
低 温		5月～10月(平均気温) 平年より5℃以上低い日が2日以上継続
		11月～4月(最低気温) 平年より8℃以上低い
着 雪		気温0℃くらいで強度並以上の雪が数時間以上継続
融 雪	(雨量、融雪量)	70mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計

※1 「大雨」は、水防活動用気象注意報を兼ねる。

※2 「洪水」は、水防活動用洪水注意報を兼ねる。

### 第3章（災害情報通信計画）

#### (2) 警報発表基準

暴 風	平均風速	18m/s	
暴 風 雪	平均風速	16m/s 雪による視程障害を伴う	
大 雨 ※1	1 時間雨量	50mm以上(平坦地以外)	
	3 時間雨量	80mm以上(平坦地)	
	(浸水時)	表面雨量指数基準	15
	(土砂災害)	土壤雨量指数基準	153
洪 水 ※2	流域雨量指数基準	熊穴川流域で5以上 ラウネ川流域で4以上	
記録的短時間 大雨情報基準 ※3	1 時間雨量	100mm	
大 雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm	

※1 「大雨」は、水防活動用気象警報を兼ねる。

※2 「洪水」は、水防活動用洪水警報を兼ねる。

※3 「記録的短時間大雨情報」とは、大雨・警報が発表されている期間中、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測または解析したときに府県気象情報の一種として発表される情報。

#### (3) 特別警報発表基準

暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあるときには発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあるときには発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあるときには発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあるときには発表される。

#### 2 予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等の伝達系統及び方法

気象官署等の発する気象、水防等に関する予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等の伝達方法は、予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等伝達系統図（別図）に基づき最も有効な方法により通報し、又は伝達するものとする。

### 第3章（災害情報通信計画）

- (1) 注意報、警報及び特別警報は、通常の勤務時間中は総務部防災危機対策課が、勤務時間外は宿日直業務員が受理する。
- (2) 注意報、警報及び特別警報を受理した場合は、気象情報等受理簿に記載し、直ちに防災危機対策課長に連絡し、指示を受け、必要に応じて関係部課長等に連絡するものとする。

#### 予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等の伝達責任者一覧

伝達先	伝達責任者	伝達方法	備考
府内関係各部課	防災危機対策課長	口頭・府内放送	
府外関係各課等	〃	電話・口頭	
滝川地区広域消防事務組合	〃	〃	
関係機関・団体	〃	〃	
町内会長	市民生活部長	〃	広報車
保育所	保健福祉部長	〃	
各学校・幼稚園	教育部長		小・中・高等学校

- (3) 夜間、休日等において宿日直業務員が予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等を受けたときは、気象情報等受理簿に記載するとともに、次に掲げる警報については防災危機対策課長（不在のときは、総務課長）に連絡し、当直明けの際に気象情報等受理簿を防災危機対策課長に提出するものとする。

#### ア 気象警報・特別警報等

暴風、暴風雪、大雨、洪水、浸水及び大雪

#### イ その他

気象注意報及び各種注意報で情報の伴うものについては、直ちに防災危機対策課長（不在のときは、総務課長）に連絡するものとする。

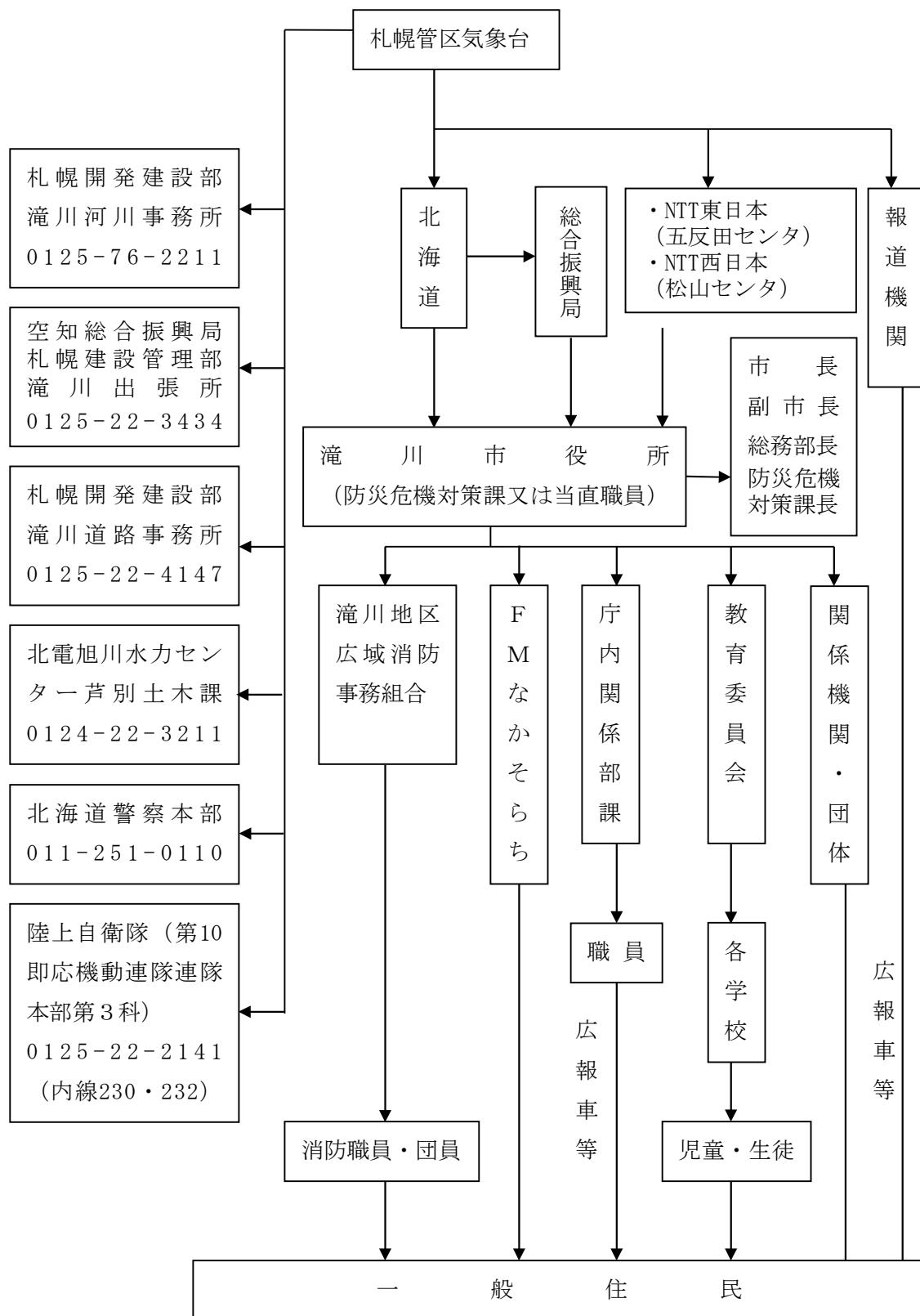
気象注意報及び各種注意報で情報の伴わないものについては、当直明けの際に気象情報等受理簿を防災危機対策課長に提出するものとする。

#### 気象情報等受理簿

(決裁欄)			受理事項
予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報の種別			
発令日時	・　：	受信方法	
受信日時	・　：	電話・無線・その他	
発信者		受信者	

別図

予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等伝達系統図



## 第2節 災害通信計画

災害時における情報の収集及び伝達並びに災害応急対策に必要な指揮命令の伝達等を迅速確実に行うための方法については、この計画の定めるところによる。

### 1 公衆通信施設の利用（主通信系統）

災害時における通信連絡は、公衆電気通信設備を主通信系統とする。災害時の救援・復旧や公共の秩序を維持するために必要な重要通話を確保できるよう、あらかじめ災害時優先電話に指定されている電話は、災害時においても優先的に通話を利用することができる。

なお、災害時は優先電話で優先的に利用できるのは、発信（電話をかける）の場合のみである。気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条の規定により、市外電話交換取扱局からあらかじめ承認を受けた番号の加入電話（市役所は次に掲げる番号）をもって、頭に「88」番をダイヤルし、関係機関等に通知するものとする。

市役所 電話（23）-1234

### 2 専用通信施設の利用（副通信系統）

#### （1） 警察電話等による通信

滝川警察署の専用電話又は無線電話をもって、通信相手機関に最も近い警察機関を経て行う。

#### （2） 鉄道電話による通信

鉄道専用の電話により、最寄りの駅又は保線区から通信相手機関に最も近い鉄道施設を経て行う。

#### （3） 北海道電力株式会社の専用電話による通信

北海道電力株式会社滝川営業所を経て行う。

### 3 専用無線施設の利用（副通信系統）

#### （1） 滝川市防災行政無線による通信

滝川市防災行政無線（移動局を含む。）を利用して、現地情報の収集及び応急措置命令の連絡通信を行う。

#### （2） 消防による通信

滝川地区広域消防事務組合・滝川消防署及び消防車に設備されている無線を利用して、情報の収集及び応急措置命令の連絡通信を行う。

#### （3） 対空無線局による通信

たきかわスカイパークに設置されている対空無線局（VHF無線）により、航空機の管制及び情報の収集並びに伝達を行う。

#### （4） 北海道防災行政無線による通信

北海道防災行政無線を利用して情報の収集及び伝達を行う。

#### （5） 北海道地方非常通信協議会加入無線局による通信

北海道地方非常通信協議会加入無線局による無線を利用して、情報の収集及び伝達を行う。

#### 4 通信途絶時の連絡方法

災害が発生し、上記1及び2による通信が不可能になった場合には、アマチュア無線に協力を要請し、その利用を図るとともに、自動車、オートバイ、徒歩等による広報伝達班員を派遣し、口頭等により連絡するものとする。

## 第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策の実施のため、必要な災害に関する情報、被害状況報告等の収集及び伝達は、この計画の定めるところによる。

### 1 異常現象発見時の措置

#### （1）発見者の通報義務

災害が発生又は異常現象（局地的な豪雨、森林火災、異常水位、堤防の溢水又は決壊等）を発見した者は、速やかに市役所（総務部防災危機対策課）、警察署又は滝川地区広域消防事務組合（消防署、支署。）に通報するものとする。（図1）

#### （2）警察官等の通報

異常現象発見者からの通報を受けた警察署又は滝川地区広域消防事務組合（消防長）は、その旨を速やかに市役所（総務部防災危機対策課。本部設置後は統括部）に通報するものとする。

#### （3）市から各機関への通報及び住民への周知

市長（本部長）は、災害の発生又は異常現象の発見の通報を受けたときは、災害の規模、内容等により関係機関等に通報するとともに住民に周知するものとする。

#### （4）宿日直業務員が地域住民からの災害情報又は、被害状況を受理した際は、防災危機対策課長（不在のときは、総務課長）に報告し、その指示により事務処理に当たるものとする。

### 2 地下街等、要配慮者利用施設への情報伝達

#### （1）地下街等、要配慮者利用施設

「地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として高齢者・障がい者等の要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの」（以下「地下施設等」という。）とは、別表に定める施設とする。

#### （2）洪水予報等の伝達方法

浸水想定区域の地下施設等に関する「洪水予報等の伝達方法」は、次のとおりとする。

##### ア 伝達情報

国土交通省・北海道からの洪水予報等（注意報、警報）、市からの避難情報（準備、勧告、指示）及び避難場所

##### イ 伝達系統（図2のとおり）

##### ウ 伝達方法

市長は、地下施設等の利用者に洪水予報等の情報を周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

図1

災害情報連絡系統図

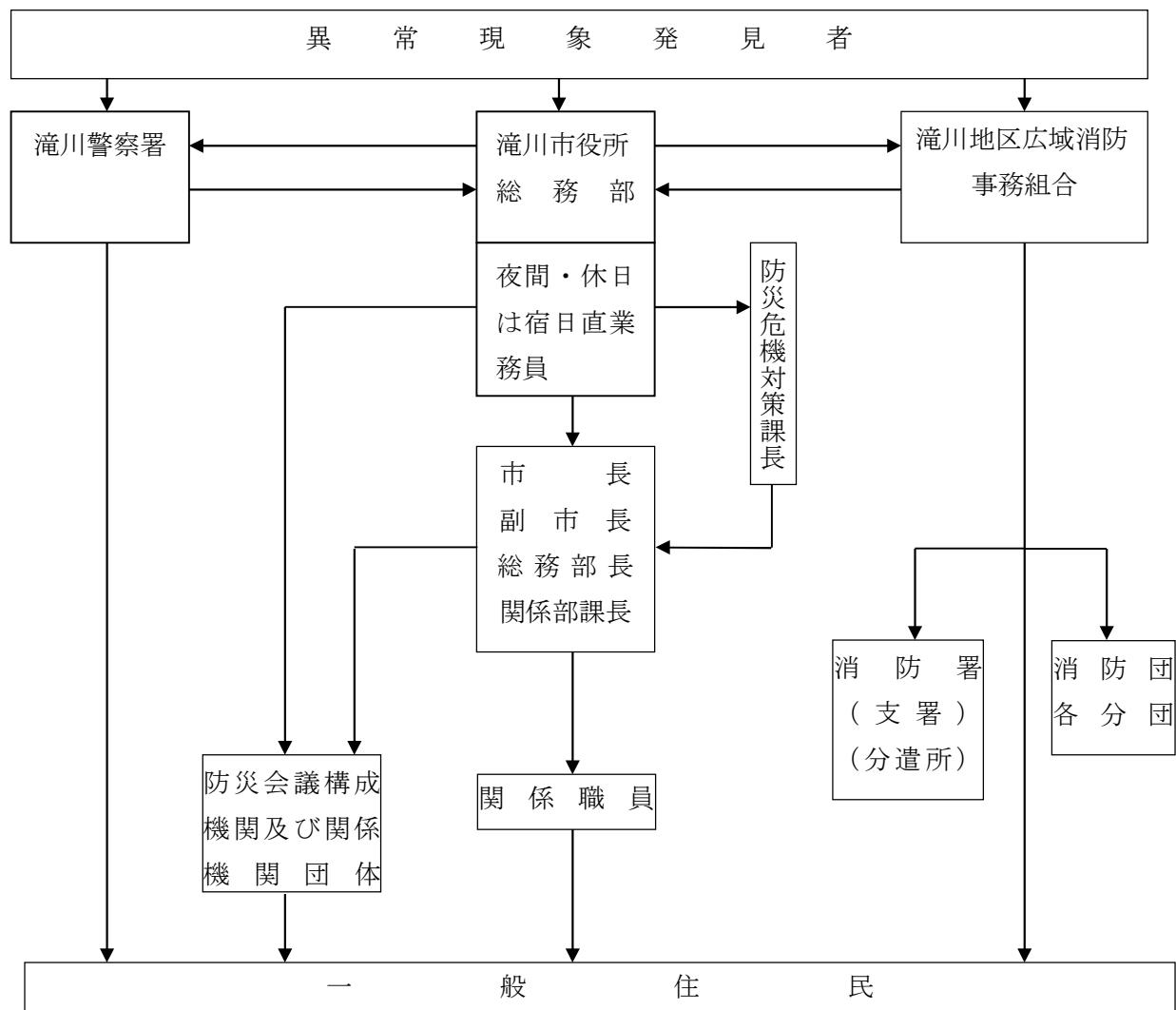
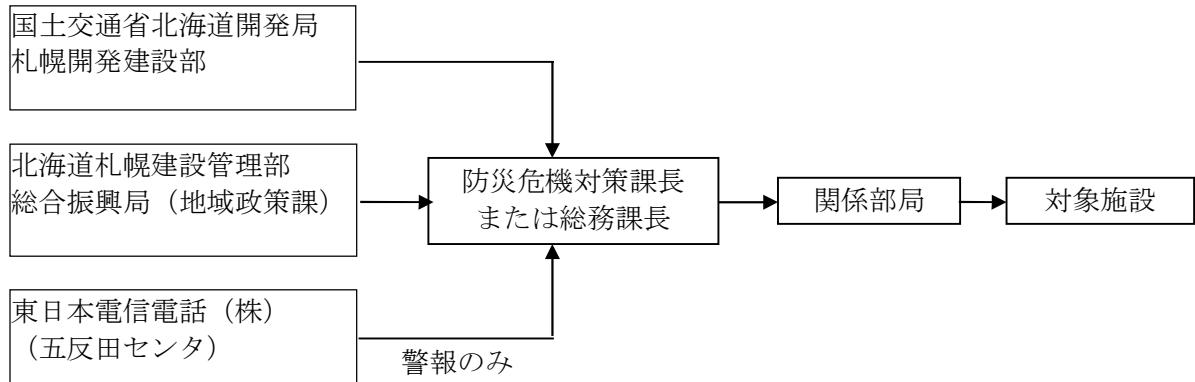


図2

洪水予報等の伝達系統図



別表

## 滝川市地下施設等及び要配慮者利用施設

## (1) 地下街等（水防法第15条第1項第3号イに該当するもの）

No.	施設名称	所在地
1	スマイルビル	滝川市栄町3丁目9番2号

## (2) 要配慮者利用施設（水防法第15条第1項第3号ロに該当するもの）

No.	施設名称	所在地
1	滝川市こども発達支援センター	滝川市栄町1丁目7番14号
2	滝川市こどもセンター（めもる）	滝川市花月町2丁目5番1号
3	花月保育所	滝川市花月町2丁目5番1号
4	滝川中央保育所	滝川市明神町3丁目7番24号
5	滝川幼稚園	滝川市栄町2丁目7番13号
6	滝川市立病院	滝川市大町2丁目2番34号
7	滝川脳神経外科病院	滝川市西町1丁目2番5号
8	滝川市三世代交流センター (滝川市西町デイサービスセンター)	滝川市西町2丁目2番1号
9	滝川市身体障害者福祉センター (地域ふれあいセンター)	滝川市新町2丁目8番5号
10	介護付有料老人ホーム フルールハピネスたきかわ	滝川市栄町1丁目11番30号
11	介護付高齢者専用賃貸マンション カーサシーザーズ	滝川市本町1丁目5番27号
12	介護付有料老人ホーム あおぞら	滝川市花月町3丁目6番17号
13	グループホームくらす	滝川市栄町3丁目6番12号
14	グループホームともだちの家	滝川市西町2丁目3番47号
15	ケアハウスメゾンふるーる	滝川市東町2丁目1番23号
16	介護サービスセンター こうよう (医療法人翔陽会)	滝川市西町1丁目3番13号
17	小規模多機能型居宅介護 てらす	滝川市栄町3丁目6番12号
18	ニチイケアセンター滝川	滝川市大町3丁目1番5号
19	ニチイケアセンターせせらぎ公園	滝川市中島町1丁目16番地2
20	近藤医院	滝川市本町2丁目3番23号
21	そらち乳腺・肛門外科クリニック	滝川市明神町4丁目10番8号
22	サービス付き高齢者向け住宅 ゆい	滝川市新町3丁目11番29号

第3章（災害情報通信計画）

23	サービス付き高齢者向け住宅 土筆	滝川市東町4丁目117番地10
24	デイサービス 土筆	滝川市東町4丁目117番地24
25	健康スタジオデイサービス スロウ滝川	滝川市本町1丁目1番24号
26	リハビリ特化型デイサービス カラダラボ滝川	滝川市東町2丁目1番12号
27	認知症対応型デイサービス 土筆	滝川市東町4丁目117番地24
28	グループホーム カルミア	滝川市東町7丁目219番地6
29	グループホーム 土筆	滝川市東町4丁目117番地24
30	グループホーム 土筆の郷	滝川市東町4丁目2番11号
31	エバーサーポート 山一	滝川市本町2丁目4番13号
32	カーサシーザーズ 2号館	滝川市栄町3丁目6番12号
33	カーサシーザーズ 3-3	滝川市栄町3丁目3番16号
34	北のユートピア 寿泉	滝川市栄町4丁目6番16号
35	高齢者支援共同住宅 さくら館	滝川市東町1丁目1番22号
36	医療法人シーザーズ・メディケア 介護老人保健施設シーザーズ	滝川市栄町3丁目3番16号
37	小規模多機能型居宅介護 土筆の郷	滝川市東町4丁目2番11号
38	医療法人社団新緑会 文屋内科消化器科医院 そよかぜ	滝川市空知町2丁目4番10号
39	医療法人シーザーズ・メデ・ケア あえる	滝川市栄町3丁目3番16号
40	なかよしハウス	滝川市西町2丁目2番74号
41	医療法人翔陽会 保育所 たいよう	滝川市西町1丁目2番5号
42	滝川市立病院 院内保育所 ゆめみな	滝川市大町1丁目1番17号

### 3 災害情報等の収集及び報告

(1) 災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、次に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、その状況を空知総合振興局長に報告するものとする。

また、特に関係のある公共機関、団体等に対しても連絡するものとする。

(2) 市長（統括部）は、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、「直接即報基準」に該当する火災・災害等を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも報告するものとする。

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

#### 「直接即報基準」に該当する火災・災害

航空機、大型タンカー、列車等の交通機関の火災
石油コンビナート等特別防災区域内の事故
危険物（高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）等に係る事故
原子力災害
死者及び負傷者が30人以上発生し、又は発生するおそれのある列車、バスの衝突、転覆、転落等による救急・救助事故及びハイジャック、テロ等による救急・救助事故
震度5強以上を記録した地震（被害の有無を問わない。）

(3) 市長（統括部）は、通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国に報告するものとする。

#### 被害状況等の報告

回線 区分	平日(9:30~18:30) 消防庁応急対策室	平日(左記時間帯以外)・休日 消防防災危機管理センター
N T T回線	03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)	03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX)
消防防災無線	7527 7537 (FAX)	7782 7789 (FAX)
地域衛星通信 ネットワーク	TN-048-500-7527 TN-048-500-7537 (FAX)	TN-048-500-7782 TN-048-500-7789 (FAX)

#### 災害情報等報告取扱要領

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況（以下「災害情報等」という。）を空知総合振興局長に報告するものとする。

##### 1 報告の対象

災害情報等の報告は、おおむね次に掲げる場合に行うものとする。

### 第3章（災害情報通信計画）

---

- (1) 人的被害又は、住家被害が発生した場合
- (2) 救助法の適用基準に該当する程度の場合
- (3) 災害に対し、国及び北海道の財政援助等を要すると思われる場合
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合又は  
　　広域的な災害で当該市町村が軽微であっても空知総合振興局地域全体から  
　　判断して報告を要すると認められる場合
- (5) 災害状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると  
　　認められる場合
- (6) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの
- (7) その他特に指示があった場合

#### 2 報告の種類及び内容

##### (1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害情報（別表1）により速やかに報告するものとする。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告するものとする。

##### (2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く。）については除く。

###### ア 速報

被害発生後直ちに被害状況報告（別表2）により件数のみ報告する。

###### イ 中間報告

被害状況が判明次第、被害状況報告（別表2）により報告するものとし、  
報告内容に変更が生じたときは、その都度報告するものとする。ただし、  
報告の時期等について特に指示があった場合は、その指示による。

###### ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に被害状況報告（別表2）により報告する。

##### (3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

#### 3 報告の方法

##### (1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線により迅速に行うものとする。

##### (2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

#### 4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表3のとおりとする。

### 第3章（災害情報通信計画）

別表1（2の（1）関係）

※ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報					
報告日時	月 日 時現在	発受信日時	月 日 時 分		
発信機関 (市町村名等)		受信機関 (市町村名等)			
発信者 (職・氏名)		受信者 (職・氏名)			
発生場所					
発生日時	月 日 時 分	災害の原因			
気象等の状況	雨量 河川水位 潮位波高 風速 その他				
ライフルイン関係の状況	道路 鉄道 電話 水道 (飲料水) 電気 その他				
(1) 災害対策本部等の設置状況		(名称) (設置日時) 月 日 時 分 設置			
		(名称) (設置日時) 月 日 時 分 設置			
(2) 災害救助法の適用状況		地区名	被害棟数	罹災世帯	罹災人数
		(救助実施内容)			

第3章（災害情報通信計画）

応急措置の状況	(3)避難の状況	地区名	避難場所	人数	日時
		自主避難			
		避難勧告			
	避難指示				
	(4)自衛隊派遣要請の状況				
	(5)その他措置の状況				
	(6)応急対策出動人員	(ア)出動人員		(イ)主な活動状況	
		市町村職員	名		
		消防職員	名		
		消防団員	名		
		その他(住民等)	名		
		計	名		
	その他	(今後の見通し等)			

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

### 第3章（災害情報通信計画）

別表2（2の（2）関係）

(その1) 被害状況報告(速報 中間 最終)

				月 日 時現在			
災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因			
災害発生場所							
発信	機関(市町村)名		受信	機関(市町村)名			
	職・氏名			職・氏名			
	発信日時	月 日 時 分		発信日時	月 日 時 分		
項目		件数等	被害金額(千円)	項目	件数等	被害金額(千円)	
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、別紙で整理報告	河 川	箇所		
	行方不明	人		海 岸	箇所		
	重 傷	人		砂防設備	箇所		
	軽 傷	人		地すべり	箇所		
	計	人		急傾斜地	箇所		
② 住家被害	全 壊		棟	道 路	箇所		
	半 壊		棟	橋 梁	箇所		
	一部破壊		棟	小 計	箇所		
	床上浸水		世帯	⑤ 土木被害	河 川	箇所	
	床下浸水		人		道 路	箇所	
	計		棟		橋 梁	箇所	
	計		世帯		市 小 計	箇所	
	計		人		港 湾	箇所	
	計		棟	漁 港	箇所		
	計		世帯	下 水 道	箇所		
計		人	公 園	箇所			
計		棟	崖くずれ	箇所			
計		世帯	計	箇所			
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟	⑥ 水産被害	沈没流水	箇所	
		その他の	棟		破 損	箇所	
	半壊	公共建物	棟		計	箇所	
		その他の	棟		漁港施設	箇所	
	計	公共建物	棟		共同利用施設	箇所	
		その他の	棟		その他施設	箇所	
					漁具(網)	箇所	
					水産製品	箇所	
④ 農業被害	農地	田	流失・埋没等 ha	⑦ 林業被害	そ の 他	箇所	
		田	浸冠水 ha		小 計	箇所	
		畑	流失・埋没等 ha		林 地	箇所	
		畑	浸冠水 ha		治山施設	箇所	
	農作物	田	ha		林 道	箇所	
		畑	ha		林 产 物	箇所	
	農業用施設		箇所		そ の 他	箇所	
	共同利用施設		箇所		小 計	箇所	
	営農施設		箇所		林 地	箇所	
	畜産被害		箇所		治山施設	箇所	
その他の		箇所	林 道	箇所			
計			林 产 物	箇所			
計			そ の 他	箇所			
計			小 計	箇所			
計			計	箇所			

### 第3章（災害情報通信計画）

(その2)

項目		件数等	被害金額(千円)	項目		件数等	被害金額(千円)													
(8)衛生被害	水道	箇所		(11)社会教育施設被害	公立	箇所														
	病院	箇所			個人	箇所														
		箇所			清掃施設	箇所														
	一般廃棄物処理	箇所			し尿処理	箇所														
		箇所			火葬場	箇所														
	計	箇所			計	箇所														
(9)商工被害	商業	件		(13)その他	鉄道不通	箇所														
	工業	件			鉄道施設	箇所														
	その他	件			被害船舶(漁船除く)	隻														
	計	件			空港	箇所														
(10)公立文教施設被害	小学校	箇所			水道	戸														
	中学校	箇所			電話	回線														
	高校	箇所			電気	戸														
	その他文教施設	箇所			ガス	戸														
	計	箇所			ブロック塀等	箇所														
(11)公共施設被害	市町村数	団体			都市施設	箇所														
	り災世帯数	世帯			計															
	り災者数	人		被 告 総 額																
	消防職員出動延数	人		火災	建 物	件														
災害対策本部の設置状況	道(総合振興局)				危 険 物	件														
	市町村名	名 称			発 生	そ の 他	件													
					消防団員出動延人数		人													
災害救助法適用市町村名																				
補足資料(※別葉で報告)																				
<input type="checkbox"/> 災害発生場所 <input type="checkbox"/> 災害発生年月日 <input type="checkbox"/> 災害の種類概況 <input type="checkbox"/> 人的被害(個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因)→個人情報につき取扱注意 <input type="checkbox"/> 応急対策の状況																				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難の勧告・指示の状況</li> <li>・避難所の設置状況</li> <li>・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況</li> <li>・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況</li> <li>・自衛隊の派遣要請、出動状況</li> <li>・災害ボランティアの活動状況ほか</li> </ul>																				

別表3 被害状況判定基準

被害区分		判定基準
①人 的 被 害	死 者	<p>当該災害が原因で死亡した遺体を確認したもの。又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、A町の死亡者として取り扱う。（行方不明、重傷、軽傷についても同じ。）</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市の調査と警察調査が一致すること。</p>
	行 方 不 明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	重 傷 者	<p>災害のため負傷し、1ヶ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が、1ヶ月以上に及ぶものを重傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の(2)(3)を参照</p>
	軽 傷 者	<p>災害のため負傷し、1ヶ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が、1ヶ月未満である者を軽傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の(2)(3)を参照</p>
②住 家 被 害	住 家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの）を問わず全てを住家とする。</p>
	世 帯	<p>生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>

### 第3章（災害情報通信計画）

被害区分		判定基準
② 住 家 被 害	半 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊部分が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	一 部 破 損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	床 上 浸 水	<p>住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
	床 下 浸 水	<p>住家が床上浸水に達しないもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
③ 非 住 家 被 害	非 住 家	<p>非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。</p> <p>これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>(1) 公共建物とは、市庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定地方公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>(2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>(3) 土蔵、物置等とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であつて、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従つて、その他の項目で取り扱う。</p> <p>(4) 被害額の算出は、住家に準ずる。</p>
④ 農 業 被 害	農 地	<p>農地被害は、田畠が流失・埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。</p> <p>(1) 流失とは、その田畠の筆における耕土の厚さ10%以上が流失した状態をいう。</p> <p>(2) 埋没とは、粒径1mm以下にあっては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあっては5cm以上流入した状態をいう。</p> <p>(3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。</p> <p>(4) 被害額の算出は、農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は、算入しない。</p>
	農 作 物	<p>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒状によって生じた被害をいう。</p> <p>(1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(2) 倒状とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は、災害を受けなかつとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>

### 第3章（災害情報通信計画）

被害区分		判定基準
④農業被害	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、产地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）、草地畜産物等をいう。
⑤土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が、流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路
	公園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第2条第1項に規定する公園若しくは緑地に設けられたもの

### 第3章（災害情報通信計画）

被害区分		判定基準
(6) 水産被害	漁 船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水産製品	加工品、その他製品をいう。
(7) 林業被害	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林 产 物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林產物等をいう。
	そ の 他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。
(8) 衛生被害	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火 葬 場	火葬場をいう。
(9) 商工被害	商 業	商品、原材料等をいう。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。
(10) 公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。（私学関係は他の項目で扱う。）
(11) 社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設
(12) 社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。
(13) その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	被 害 船 舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が沈没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	空 港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。
	水道（戸数）	上水道、簡易水道で断水している戸数のうちピーク時の戸数をいう。

### 第3章（災害情報通信計画）

被害区分	判定基準
(13)その他	電話（戸数） 災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気（戸数） 災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス（戸数） 一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等 倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都市施設 街路等の都市施設をいう。
	上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

## 第4章 災害予防計画

災害対策を計画的に推進するため、災害予防に重要な災害危険区域を設定し、必要な施設の整備及び訓練については、この計画の定めるところによる。

### 第1節 防災教育及び訓練計画

災害応急対策を円滑かつ迅速に実施し、並びに防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練は、この計画の定めるところによる。

また、防災知識の普及・啓発に当たっては、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に十分配慮し、地域において要支援者を支援する体制が確立されるよう努める。

#### 1 防災思想の普及

防災関係者及び一般住民に対し、次の方法により防災思想の普及を図る。

- (1) 広報紙による普及
- (2) 諸行事及び防災訓練等による普及
- (3) テレビ、新聞、ラジオ等による普及

#### 2 防災訓練の実施

災害応急対策を円滑に実施するため、防災訓練を次のとおり実施し、防災に関する技能の向上及び防災知識の普及を図るものとする。

【別 表】

区分	実施場所	実 施 方 法	所 管
総合訓練	適当な地区	各関係機関と一体となって、想定被害により水防、災害救助等の訓練を総合的に実施する。	
水防訓練	水害危険地区	図上又は実地訓練 水防工法、樋門操作、水位雨量観測、一般住民の動員、水防資材器材の輸送、広報、通報伝達等のほか、水防計画に掲げる訓練を実施する。	滝川市
消防訓練	火災危険地区	図上又は実地訓練 消防機関の出動、避難、立ち退き、救出救助、消火の指揮系統の確立、広報情報連絡等の訓練を実施する。	滝川地区広域消防事務組合
避難救助訓練	適当な地区	図上又は実地訓練 水防訓練又は消防訓練に併せて避難の指示、伝達方法、避難の誘導(含要支援者)、避難所の防疫、給水給食等を折り込んだ訓練を実施する。	滝川市

#### 第4章（災害予防計画）

区分	実施場所	実施方法	所管
災害通信訓練	適当な地区	図上又は実地訓練 主通信及び副通信をそれぞれ組み合せ、あらゆる想定の下に訓練を実施する。	滝川市
非常招集訓練	適当な地区	図上又は実地訓練 災害対策本部各班員及び消防機関の招集訓練を実施する。	滝川市
その他災害に関する訓練	適当な地区	その他災害に関する訓練を実施する。 (他の関係機関で行う訓練について協力)	滝川市

## 第2節 災害危険区域及び整備計画

災害が予想される災害危険区域の実情を調査し、容易に応急対策が講じられるようにするとともに、その地域に対する施設の整備計画の推進に努める。

### 洪水浸水想定区域図（参考）

水防法第14条の規定に基づき、石狩川及び空知川が氾濫した場合の洪水浸水想定区域が、北海道開発局札幌開発建設部より公表されている（別図1）。また、熊穴川が氾濫した場合の浸水想定区域が、北海道札幌建設管理部より公表されている（別図2）。

なお、上記洪水浸水想定区域図の最大想定規模及び計画規模の確率年、雨量については次のとおり。

洪水浸水想定区域図の想定最大規模と計画規模

河川名	想定最大規模（※1）		計画規模（※2）	
	年超過確率	雨量	年超過確率	雨量
石狩川・空知川	1/1,000	358mm (72時間)	1/150	260mm (72時間)
石狩川水系熊穴川	1/7,000,000	202mm (2.8時間)	1/150	75mm (2.8時間)

※1 想定しうる最大規模の降雨のこと。

※2 治水計画を策定するうえで、将来的に被害が発生しないように整備するための目標とすべき安全度のこと。

### 1 水防区域及び市街地における低地帯の浸水予想区域

降雨、融雪等で河川が増水し、河川の溢水、堤防の決壊等による災害や、大雨、河川の逆流等により市街地の低地帯で浸水による災害が予想され、警戒を要する区域及び整備計画は別表第1のとおりである。

### 2 地すべり、がけ崩れ等予想区域

北海道による調査結果を踏まえ、令和2年（2020年）12月11日付で、市内7カ所の「土砂災害警戒区域等」が次のとおり指定された。（別図3）

	土砂災害 の分類	区域の名称	所在地	土砂災害指定区域	
				警戒区域 (イエローゾーン)	特別警戒区域 (レッドゾーン)
1	急傾斜地	滝川一の坂1	一の坂町西1丁目及び本町6丁目の一部	○	
2		滝川一の坂2	一の坂町東1丁目及び大町6丁目の一部	○	○
3		滝川一の坂3	一の坂町東1丁目及び大町6丁目の一部	○	○
4		滝川一の坂4	一の坂町東1丁目～2丁目及び大町6丁目の一部	○	○
5		滝川一の坂5	一の坂町東3丁目、大町6丁目及び緑町7丁目の一部	○	○
6		滝川文京町1	文京町1丁目の一部	○	○
7		滝川本町1	本町6丁目及び一の坂町西1丁目の一部	○	

### 3 災害危険区域位置図

上記2及び3の区域の位置は別図4のとおりである。

（水防区域の別表第1 番号3については、別図2のとおり。）

### 4 調査事項

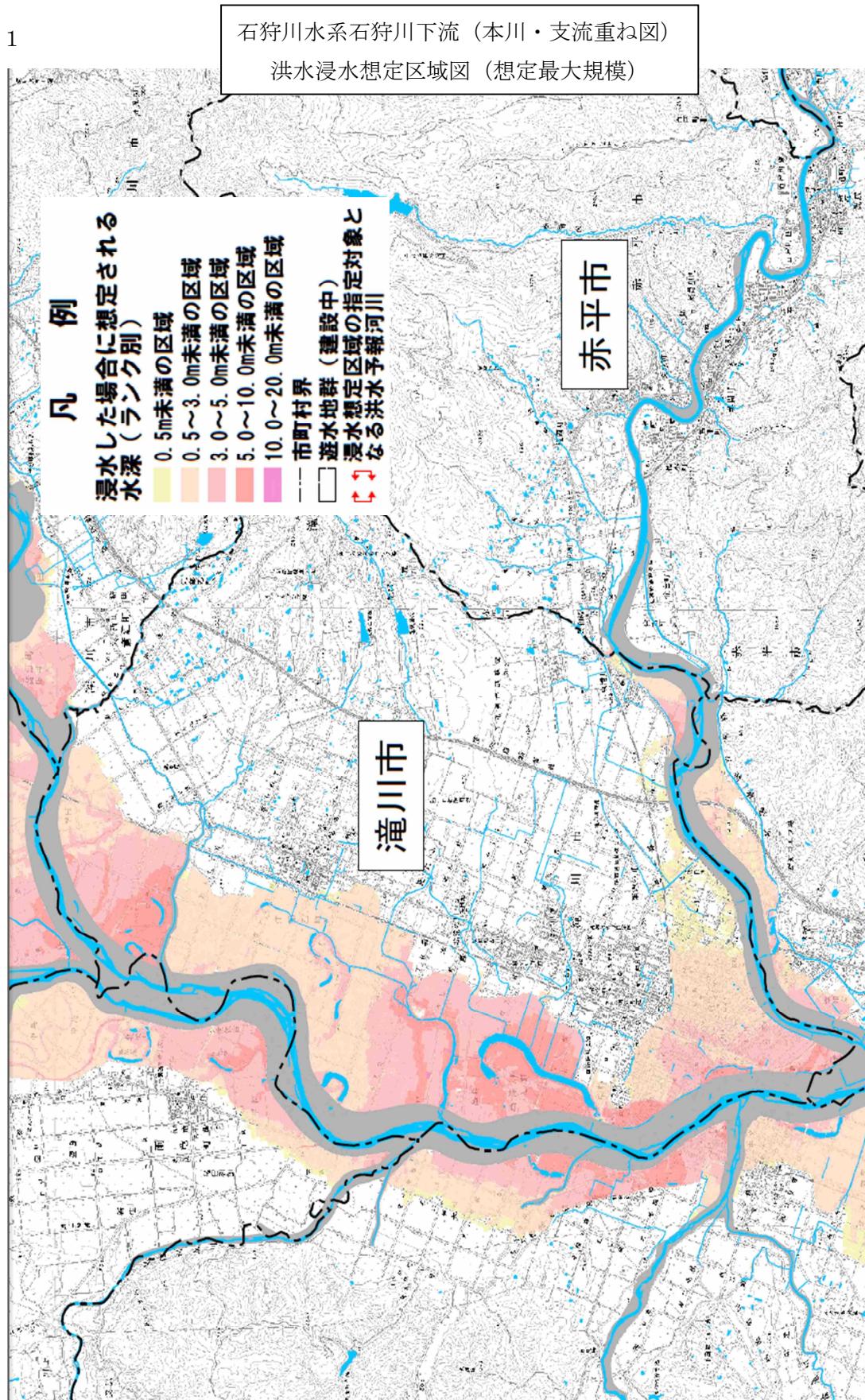
- (1) 危険区域の現況
- (2) 予想される被害の規模
- (3) 法律等における指定状況との関連
- (4) 防災関係機関における整備状況

### 5 空知総合振興局札幌建設管理部水防警報実施要領による水防警報指定河川

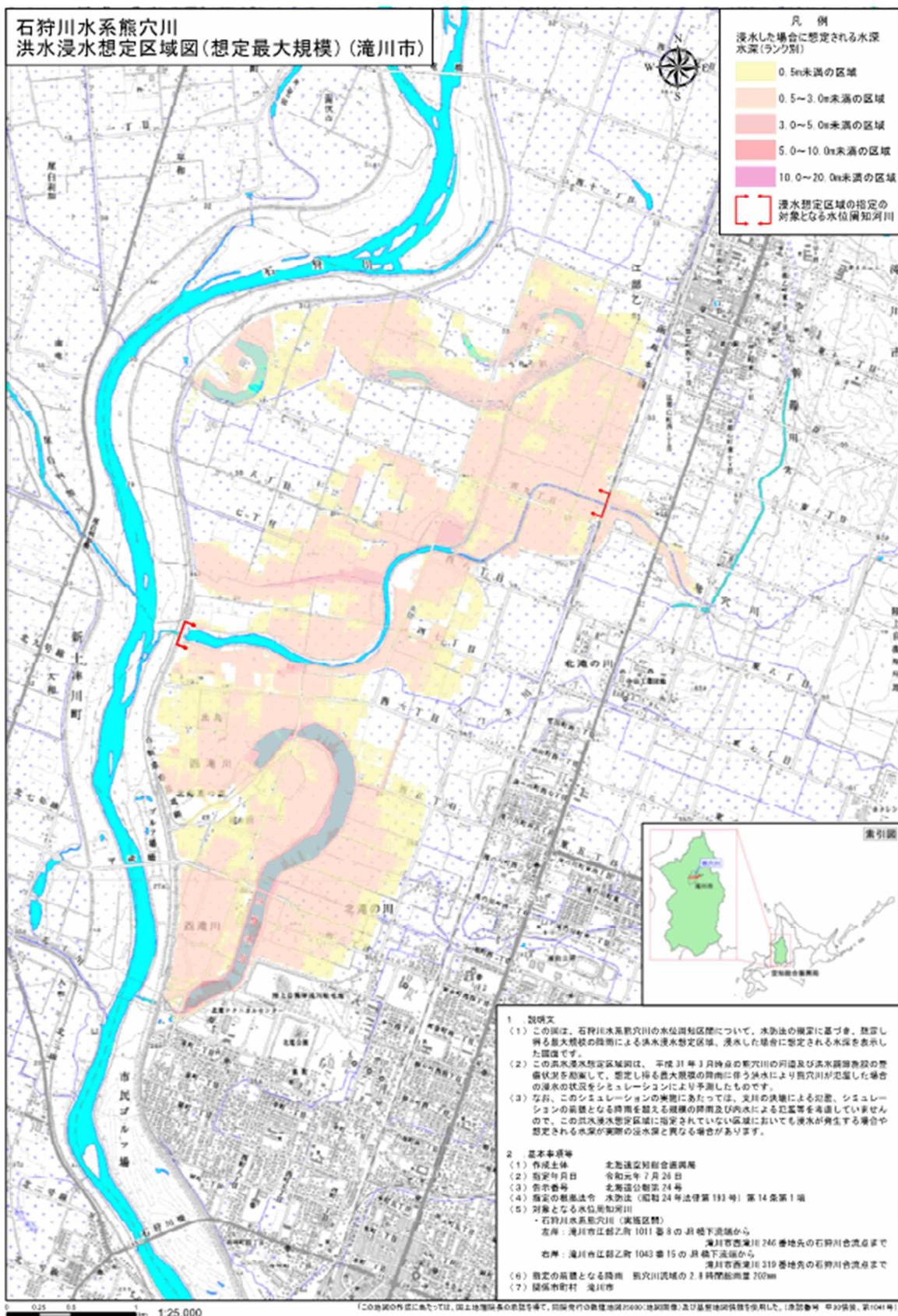
別表第3のとおり。

### 6 北海道の管理河川 別表第3のとおり。

別図1



別図2



別図3

「土砂災害警戒区域等」位置図

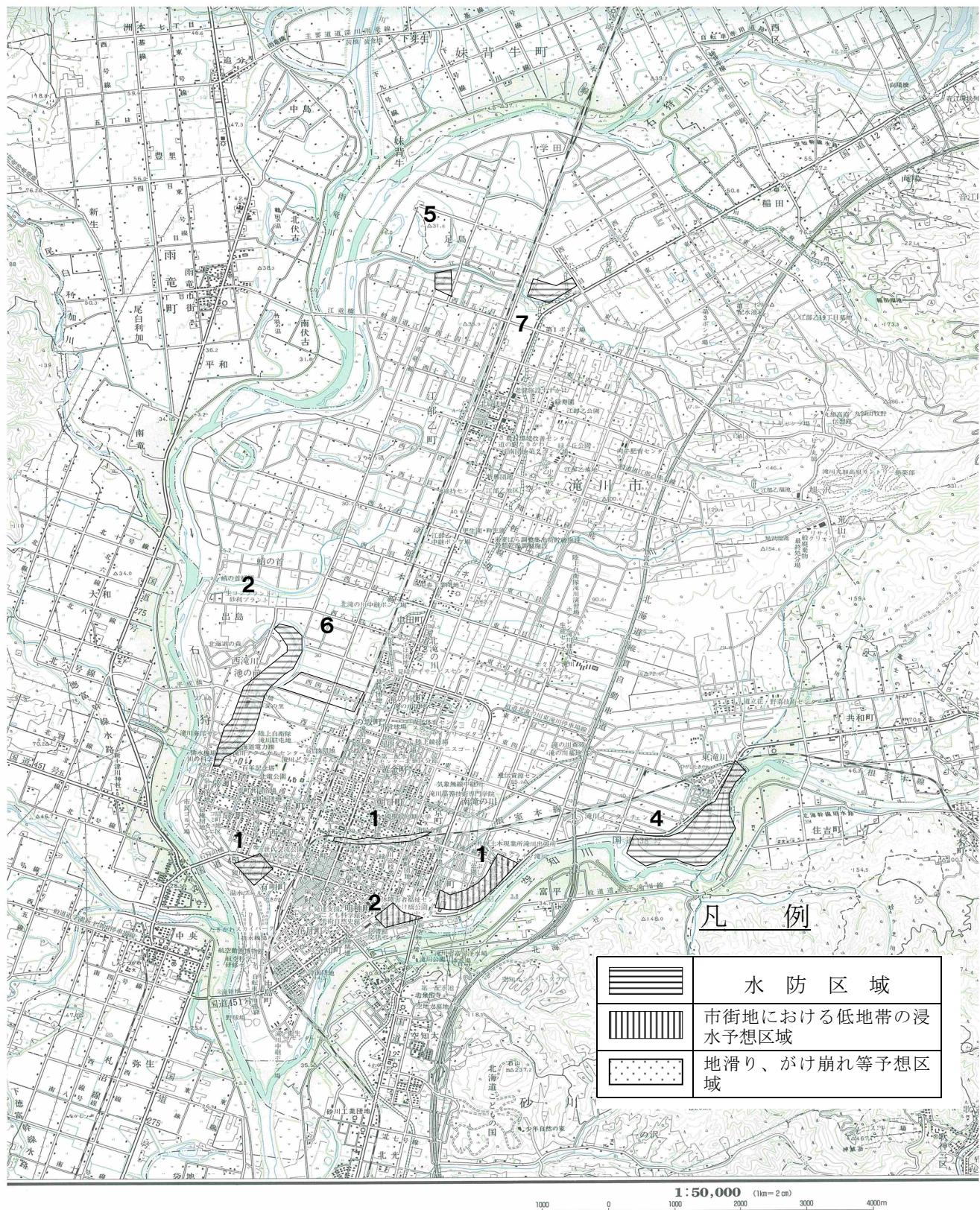


凡例

- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害特別警戒区域

別図4

災害危険区域位置図



別表第1

平成22年3月1日現在

## 1 水防区域

番号	市町村名	被害発生予想区域				予想される被害				整備計画			
		警戒区段延長(m)	水系河川等	流心距離(km)	水系	河川名	災害の要因	人口(人)	施設名	収容人員等(人)	交通量・孤立集落等	実施機関	概要
1	滝川市	有明町	両岸	500	石狩川合流点から	1.0	普通 銀川	溢水		—	—	市	—
2	"	西滝川	右岸	2,500	石狩川合流点から	0.5	" ラヴァネ川	"		—	—	(建設部)	石狩川中流域空知川圏域 河川整備計画 (整備済)
3 (別図2)	"	江部乙町 西滝川 北滝川の川	右岸	700	石狩川合流点から	0.1～5.4	" 熊穴川	" (想定最大規模)		—	—	(建設部)	石狩川中流域空知川圏域 河川整備計画 (整備済)
4	"	東滝川	右岸	2,360	石狩川合流点から	7.4	" 空知川	瀧水		105	—	開発局	空知川河川整備計画 策定済
5	"	江部乙町 西15丁目	右岸	310	石狩川合流点から	1.15	" 江部乙川	"		8	—	—	石狩川(下流) 河川整備計画策定済
6	"	北滝川の川 西4丁目	両岸	100	石狩川合流点から	3.4	普通 深沢川	溢水		30	—	市	—
7	"	江部乙町 西15丁目	両岸	320	石狩川合流点から	2.5	" 江部乙川	"		10	—	道 (建設部)	—

## 2 市外地における低地帯の浸水予想区域

番号	市町村名	被害発生予想区域				予想される被害				法令等における指定状況				整備計画	
		場所	災害の要因	警戒区域 (面積距離)	住家 戸数(戸)	人口(人)	その他の (ha)	施設名	道路 交通量・ 孤立集落等	指定期間	法令 法定 年度等	指定番号	予想区域と の関連	全部 一部	実施機関
1	滝川市	東町	国道38号 以北	浸水	ha 49.5	ha 42	88	—	—	無	—	—	—	市	—
2	"	新町	2丁目 3丁目	"	ha 3.8	ha 44	87	—	—	無	—	—	—	"	—

別表第2

## 【札幌建設管理部水防警報実施要領による水防警報指定河川】

水系	河川	名称	基準水位観測所					左岸	右岸
			水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	位置		
石狩川	熊穴川	熊穴川	34.64	35.11	35.37	35.63	石狩川への合流点から4.6km 725-15地先河川敷	滝川市江部乙町 1498番3地先から(SP4200) 至石狩川への合流点まで	自滝川市北滝の川1498番1地先から(SP4200)至石狩川への合流点まで

(平成22年3月基準水位変更)

水防警報区									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3

北海道管理河川

河川名	管理延長 (km)	備 考
銀川	0.7	「1水防区域」（別表第1）を含む
ラウネ川	8.9	//
熊穴川	14.0	//
江部乙川	7.8	//

## 第3節 水防計画

洪水その他による水害において、これを警戒し、若しくは防御し、又はその被害を軽減するために必要な組織及び活動に関する事項は、水防法に基づき、本節に定める「滝川市水防計画」によるものとする。

### 1 水防責任の大綱

水防法に定める水防に關係ある機関及び一般住民等の水防上の責任の大綱は、次のとおりとする。

#### （1）滝川市

水防法第3条の規定に基づき、滝川市は水防管理団体として滝川市区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

#### （2）北海道開発局

ア 洪水等による危険が切迫した場合において、水災を防御し、又はこれによる被害を軽減する措置をとること。

イ 国の所管する雨量水位観測所において、観測した雨量水位を必要に応じ水防管理者に通知すること。

ウ 水防警報の発表・伝達に関すること。

#### （3）空知総合振興局

ア 空知総合振興局は、水防管理団体が行う水防が十分に効果を發揮するよう指導に努めること。

イ 空知総合振興局長は、次に掲げる通知を受けたときは、直ちに關係水防管理者等に受けた内容を通知すること。

（ア） 札幌管区気象台から、洪水等の発生に係る予報及び警報を発表する旨の通知を受けた場合（気象業務法第14条の2第1項（昭和27年法律第165号））

（イ） 水防法第10条第2項及び第11条第1項の規定に基づく通知を受けた場合、北海道開発局長と札幌管区気象台長が共同して発表する洪水予報の通知を受けた場合

（ウ） 水防法第16条第2項の規定に基づく通知を受けた場合、指定した河川につき北海道開発局長又は北海道知事が発表する水防警報の通知を受けた場合

#### （4）空知総合振興局札幌建設管理部

ア 洪水等による危険が切迫した場合において、水災を防御し、又はこれによる被害を軽減する措置をとること。

イ 北海道の所管する雨量水位観測所において、観測した雨量・水位を必要に応じ水防管理者に通知すること。

### （5）居住者等の義務

水防法第24条の規定に基づき、滝川市の区域内に居住する者又は水防の現場にある者は、水防管理者又は消防長から水防に従事することを要請されたときは、これに従うものとする。

## 2 水防組織と機構

### （1）市の組織

市の組織は、第2章第2節に定めるところによる。

### （2）消防機関の組織

消防機関の組織は、別表第1のとおりとする。

### （3）消防機関の水防分担区域

消防機関の水防分担区域は、次に定めるとおりとする。ただし、分担区域以外の区域であっても、消防長が必要と認め指示したときは直ちに出動し、現地水防活動に当たるものとする。

総体責任者　　滝川消防団長

管轄区域	分 団 名	所 管 区 域	担当河川名
滝川市 一 円	滝川消防団 第一分団	明神町、花月町、空知町、新町、中島町、栄町（第三分団所管区域を除く。）	石狩川、空知川
	滝川消防団 第二分団	大町、一の坂町、朝日町、黄金町、本町（第三分団所管区域を除く。）、緑町、東町、二の坂町、滝の川町、北滝の川（函館本線以東）、南滝の川（第四分団所管区域を除く。）、文京町、屯田町、流通団地	空知川、小野川、銀川、深沢川、第二ラウネ川、ラウネ川、出島川
	滝川消防団 第三分団	本町（1丁目～3丁目までの「3～7番」まで、4丁目「6～7番」、5丁目「4～7番」、6丁目「4～5番」）、西町、有明町、扇町、幸町（第五分団所管区域を除く。）、栄町（3丁目「3～5番」、4丁目「3～5番、6番の一部」）	石狩川、銀川
	滝川消防団 第四分団	東滝川町、東滝川、南滝の川の一部、東町の一部	空知川、小野川、第二小野川、ポンクラ川、大曲川、宮下川、深沢川

管轄区域	分団名	所管区域	担当河川名
滝川市 一円	滝川消防団 第五分団	泉町、西滝川、北滝の川（函館本線以西）、幸町（1丁目1～4番、6～11番、2丁目～4丁目）	石狩川、ラウネ川、第二ラウネ川、銀川、深沢川
	滝川消防団 第六分団	江部乙町通り12丁目以南	石狩川、新川、江部乙川、第一江部乙川、第二江部乙川、東陽川、手島川、手島小川、南手島川、足島川、熊穴川、第一熊穴川、第二熊穴川、黄金川、第一出島川
	滝川消防団 第七分団	江部乙町通り12丁目以北	

### 3 隣接市町水防管理団体、北海道開発局、警察官、自衛隊及びボランティアとの協力応援

#### （1）隣接市町水防管理団体との協力応援

水防法第23条の規定に基づく隣接市町水防管理団体との協力応援系統は、次のとおりとする。

滝川市 水防管理団体 市役所 23-1234 消防本部 通信指令課 74-4824	市町水防管理団体名	市外局番	市役所 町役場	消防本部
	赤平市水防管理団体	0125	32-2211	注-3 32-3181
	歌志内市水防管理団体	0125	42-3211	42-3255
	砂川市水防管理団体	0125	54-2121	54-2196
	奈井江町水防管理団体	0125	65-2111	注-1 65-2259
	浦臼町水防管理団体	0125	68-2111	注-1 68-2146
	上砂川町水防管理団体	0125	62-2011	62-2021
	深川市水防管理団体	0164	26-2228	22-2814
	妹背牛町水防管理団体	0164	32-2411	注-2 32-2026
	秩父別町水防管理団体	0164	33-2111	注-2 33-3850
	北竜町水防管理団体	0164	34-2111	注-2 34-2200
	沼田町水防管理団体	0164	35-2111	注-2 35-2050
	幌加内町水防管理団体	01653	5-2121	注-2 5-2246
	新十津川町水防管理団体	0125	76-2131	注-3 76-2619
	雨竜町水防管理団体	0125	77-2211	注-3 77-2101

注－1 砂川地区広域消防組合（砂川市所在）

注－2 深川地区消防組合（深川市所在）

注－3 滝川地区広域消防事務組合（滝川市所在）

（2）国土交通省北海道開発局長（以下本節内「河川管理者」という。）との協力が必要な事項

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力をを行う。

ア 水防管理団体に対して、河川に関する情報（石狩川及び空知川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供

イ 重要水防箇所の合同点検の実施。

ウ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加。

エ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与。

オ 洪水等により甚大な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に、水防管理団体と河川管理者間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（リエゾンの派遣）。

以上の事項に関し、河川管理者は、水防管理団体への河川に関する情報の伝達方法を別に定めるものとする。

（3）警察官との協力応援

警察官との協力応援は、次章第20節の災害警備計画に定めるところによるもののほか、水防管理者及び消防長が協力応援を求めるときの、水防法に規定されている事項は、次のとおりである。

ア 警察通信施設の使用 水防法第27条第2項

イ 警戒区域の設定 水防法第21条第2項

ウ 警察官の出動 水防法第22条

エ 避難のための立ち退きの場合における通知 水防法第29条

（4）自衛隊の派遣要請

自衛隊の派遣要請は、次章第22節の自衛隊災害派遣要請計画に基づき、北海道知事（空知総合振興局長）に要求するものとする。

（5）ボランティアとの協力応援

ボランティアとの協力応援は、災害時における市民生活の安定等を図る上で重要な役割を担うものであることから、次章第23節の防災ボランティア連携計画の定めるところによる。

## 4 重要水防区域及び水防施設

（1）重要水防区域等の指定

市の区域内の河川、低地帯等で、水防上特に重要な警戒防御区域は、前節に定めるところ

ろによる。

#### (2) 水位観測

水位観測所は、資料1のとおりである。

#### (3) 雨量観測

市内において雨量観測を実施している機関及び北海道開発局・北海道所轄の雨量観測所（滝川市関係分）は、次のとおりである。

札幌開発建設部滝川河川事務所 (TEL76-2211)

札幌開発建設部空知川河川事務所滝里ダム管理支所 (TEL0124-24-4111)

所管区分	観測所名	河川名	観測所位置	通報先(照会先)	備考
北海道開発局	奈井江大橋	石狩川	樺戸郡浦臼町黄臼内	札幌開発建設部 滝川河川事務所	
〃	橋本町	〃	樺戸郡新十津川町字中央89番地	〃	
〃	多度志	雨竜川	雨竜郡沼田町字共成24番地	〃	
〃	滝里ダム	空知川	芦別市滝里町683番地	札幌開発建設部 空知川河川事務所 滝里ダム管理支所	
北海道	熊穴川	熊穴川	滝川市江部乙町725番地12地先河川敷	北海道 空知総合振興局	

#### (4) 水防資器材の整備点検及び調達

水防作業の実施に伴う水防資器材の備蓄は、別表第2のとおりである。

なお、消耗資材については、市が保有するもののほか、農業協同組合及び民間から必要に応じ発注調達するものとする。民間の調達先及び調達可能量は、別表第3のとおりである。

また、国の防災施設である滝川地区地域防災施設（川の科学館）が保有する水防資機材については、別表第4のとおりであり、必要に応じ提供を依頼するものとする。

#### (5) 水防用土砂採取場

水防管理者は、有事に備え土砂採取場を調査し、又は土砂を堆積しておくものとする。

堆積場所は、別表第4のとおりとする。

#### (6) 内水排除機等の操作

内水排除機及び揚排水機、樋門樋管、導集水路等の管理者（以下「施設管理者」という。）は、平常時から管理に万全を期し、有事に際してはその機能が十分発揮できるよう努めるものとする。

ア 施設管理者は、気象等の状況の通報があった後は、水位の変動を監視し、必要に応じて適正な操作を行うものとする。

イ 施設管理者は、あらかじめ施設操作要領を作成し、操作員に周知徹底を図り、各施設の操作について支障のないようにするものとする。

ウ 操作要領には次のことを定め、水防管理者に提出するものとする。

(ア) 目的

(イ) 点検整備要領

(ウ) 操作員氏名

(エ) 操作の時期及び通報

(オ) 操作に関する記録及び報告

(カ) その他

## 5 気象警報等の通信連絡

(1) 水防活動用予報（注意報を含む。）、警報、並びに情報等

水防管理者又は水防関係機関は、常に気象の状況に注意するとともに、札幌管区気象台及び北海道開発局から発表される次の水防活動用の各種予報及び警報の処理に遺漏のないようにしなければならない。

水防活動用予報（注意報を含む。）、警報、並びに情報等の種類

区分	種類	発表機関	摘要
洪水予報 水防法第10条第2項、第11条第1項 気象業務法 第14条の2第2項 第14条の2第3項	注意報・警報・情報	北海道開発局 北海道 気象官署共同	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報 (北海道水防計画 第2章第3節)
水防警報 (水防法第16条)	待機・準備・出動 ・指示・解除	北海道開発局 北海道	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表 (北海道水防計画 第2章第4節)
気象予警報 水防法第10条第1項 気象業務法 第14条の2第1項	大雨注意報・大雨警報 洪水注意報・洪水警報	気象官署	一般向け注意報及び警報の発表をもって代える (北海道水防計画 第2章第2節)

（注）水防活動用注意報及び警報は、水防活動用として特に発表されるものではなく、一般向け注意報及び警報に含めて発表されるものである。したがって、洪水注意報が発表されたときは、直ちに水防活動用注意報が発表されることになる。

(2) 石狩川洪水予報の発表基準

ア 洪水注意報

石狩川の納内（深川市）・橋本町（新十津川町）又は空知川の赤平（赤平市）・雨竜川

の多度志（沼田町）の量水標の水位が、大雨又は融雪水等により警戒水位を超えて洪水となるおそれがあるとき。

イ 洪水警報

基準地点の水位が警戒水位を超え、氾濫などにより重大な災害が起こるおこるおそれがあるとき。

ウ 洪水情報

ア及びイの注意報・警報の補足説明並びに軽微な修正を必要とするとき。

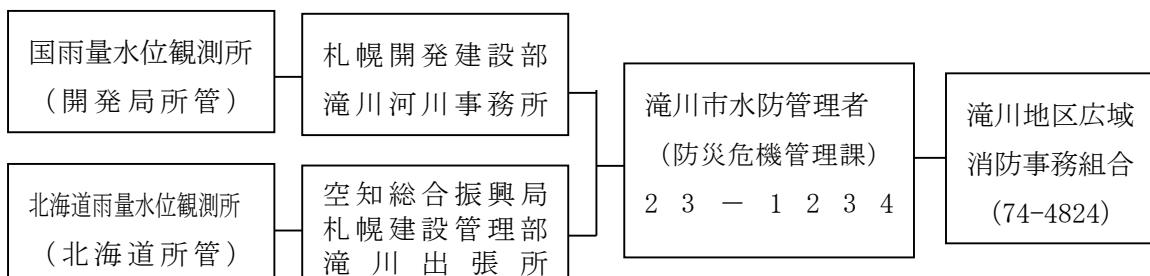
エ 石狩川及び空知川基準点の水位

水 位		橋 本 町 (石狩川)	赤 平 (空知川)
水防団待機水位	(指定水位)	23. 20m	43. 60m
氾濫注意水位	(警戒水位)	24. 60m	44. 90m
避難判断水位	(一)	26. 50m	47. 70m
氾濫危険水位	(危険水位)	27. 00m	48. 30m
	(計画高水位)	28. 15m	50. 09m

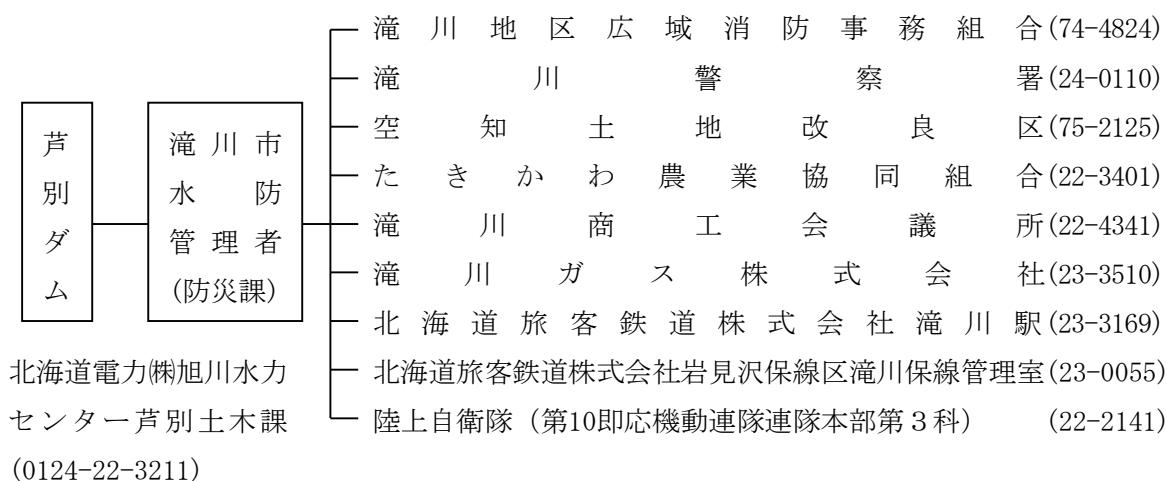
(3) 通報系統

雨量水位観測及びダム情報系統は、次のとおりとする。

ア 雨量水位観測通報系統図



イ ダム情報系統図



## (4) 市の通信連絡

市の通信連絡は、株式会社N T T 東日本通信施設（電話「N T T線」）によるが、同施設が使用不能の場合は、次表に掲げる副通信施設を用いて行うものとする。

専用通信施設	設置場所	施設種別	担当者	使用手続
市行政無線（移動携帯局を含む。）	滝川市役所	無線	土木課長 総務課長	口頭
消防無線（移動携帯局を含む。）	滝川地区広域消防事務組合	無線	消防本部 警防課長	口頭
総合行政情報ネットワーク	滝川市役所	無線	総務課長	口頭
北海道警察専用電話	滝川警察署	専用電話 無線	警備課長	口頭
札幌開発建設部専用電話	滝川河川事務所	専用電話 無線	滝川河川事務所長	口頭

専用通信施設	設置場所	施設種別	担当者	使用手続
J R 専用電話	J R 各駅	専用電話	J R 各駅長	口頭
自衛隊専用無線	連絡員が携行	自衛隊 専用無線	陸上自衛隊（第10 即応機動連隊連隊 本部第3科長）	口頭

## 6 水防信号の指定

水防法第20条の規定により、知事の定める水防信号は次のとおりとする。

方法 区分	警鐘信号	サイレン信号	摘要
第1 信号	○休止 ○休止 ○休止	5 15 5 15 5 15 秒 秒 秒 秒 秒 秒 ○ー休止 ○ー休止 ○ー休止	氾濫注意水位 (警戒水位) に達したこと を知らせる信 号
第2 信号	○ー○ー○ ○ー○ー○ ○ー○ ー○	5 6 5 6 5 6 秒 秒 秒 秒 秒 秒 ○ー休止 ○ー休止 ○ー休止	消防機関の全 員出動信号
第3 信号	○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○	10 5 10 5 10 5 秒 秒 秒 秒 秒 秒 ○ー休止 ○ー休止 ○ー休止	本市の区域内 に居住する者 の出勤信号
第4 信号	乱 打	1 5 1 5 分 秒 分 秒 ○ー休止 ○ー休止	必要と認める 区域内の居住 者に避難のた め立ち退きを 知らせる信号

備考 1) 信号は、適宜の時間継続するものとする。

2) 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。

3) 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

## 7 水防活動

### (1) 市の配備体制

市は、水防法第10条の規定による洪水予報及び水防法第16条の規定による水防警報を受けたとき、又は洪水が予想されるときの市の配備体制は、第2章第3節の本部の配備体制によるものとする。

### (2) 監視及び警戒

### ア 常時監視

水防管理者は、市職員及び消防職員により、常時水防区域内の堤防・樋門樋管・排水機場及び導集水路を監視させ、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告し、水防管理者は当該河川・堤防等の管理者に連絡し、必要な措置を求めるものとする。

また、貯水池その他これに準ずる施設の管理者は、監視員を定め、担当区域を監視させるものとする。

地区別巡視責任者は、次のとおりとする。

地 区	担当河川等	巡 視 担 当 部 署	巡視責任者	監 視 員 の 数
滝川 地区	石狩川、空知川、銀川、小野川、第二小野川、ポンクラ川、深沢川、大曲川、宮下川、ラウネ川、第二ラウネ川、出島川	滝川市建設部 滝川消防署	土木課長 消防署長	人 25

地 区	担当河川等	巡 視 担 当 部 署	巡視責任者	監 視 員 の 数
江部乙地区	石狩川、新川、江部乙川、第一江部乙川、第二江部乙川、東陽川、手島川、手島小川、南手島川、足島川、熊穴川、第一熊穴川、第二熊穴川、黃金川、第一出島川	滝川市建設部 滝川消防署江竜支署	土木課長 江竜支署長	人 13

### イ 非常監視及び警戒

水防管理者が非常配備を指令したときは、土木課及び消防機関は、市内の水防区域を巡視し、監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは、直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は速やかに当該河川管理者に報告するとともに、水防作業を実施するものとする。

監視警戒にあたり、特に留意する事項は次のとおりとする。

- (ア) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及びがけ崩れ
- (イ) 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂及びがけ崩れ
- (ウ) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (エ) 堤防の越水状況

- (オ) 水門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (カ) 橋梁その他構造物と堤防の取付部分の異常
- (キ) 溜池等については、上記(1)から(6)までのほか、次の事項について注意するものとする。
  - a 取入口の閉塞状況
  - b 流域の山崩れの状況
  - c 流入水及び浮遊物の状況
  - d 余水吐及び放水路付近の状況
  - e 重ね池の場合の上部溜池の状況
  - f 水門の漏水による亀裂及び掛け崩れ

(3) 警戒区域

ア 警戒区域の設定

水防法第21条の規定に基づき、消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができる。

前項に定める場所において、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求のあったときは、警察官は消防機関に属する者の職権を行うことができる。

イ 警戒区域設定の報告

アにおいて警戒区域を設定した者は、直ちに水防管理者、消防長及び警察署長に報告するものとする。

## 8 水防報告

(1) 水防報告

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに空知総合振興局長に報告するものとする。

ア 消防機関を出動させたとき。

イ 他の水防管理団体に応援を要求したとき。

ウ その他必要と認める事態が発生したとき。

(2) 水防活動実施報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、速やかに記録を整理するとともに、次に定める様式による水防活動実施報告を、翌月5日までに空知総合振興局長に2部提出するものとする。

## 水防活動実施報告書

( 市町村)

自 年 月  
至 年 月

区分	水防活動		使用資材費			左のうち主要資材35万円以上使用 団体分			備考	
	団体数	活動 延人 数	主要 資材	その他 資材	計	団体数	使用資材費			
							主要 資材	その他 資材	計	
総合振興局分前回まで		人	円	円	円					
月分 月分 月分 小 計										
累 計							円	円	円	
水防管理団体分前回まで										
月分 月分 月分 小 計	( )									
	( )									
	( )									
累 計							円	円	円	

(作成要領)

- 「前回まで」欄は、前回報告分に係る「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 「団体数」欄の( )書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要とする。
- 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、縄、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 「左のうち主要資材35万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体の「累計」欄のみ記入すること。

## 9 水防管理

水防管理者は、消防機関の職員及び団員に対し、隨時水防工法についての技能を修得させるため、水防法第32条の2の規定により水防訓練を実施するものとする。

## 10 滝川市洪水避難マップ(洪水ハザードマップ)

### (1) 作成の背景

平成12年12月の国の河川審議会により、「洪水ハザードマップは水災防止のため極めて有効な施策」と位置付けられ、洪水ハザードマップの積極的な作成及び公表が必要である旨が答申された。この答申に基づいて、平成13年7月に水防法の一部が改正され、浸水想定区域制度が創設された。この制度は、洪水予報河川について、浸水想定区域の指定を義務づけ、適切な避難場所の設定など、円滑かつ迅速な避難のための措置を講ずることにより、一層効果的に住民の避難を確保するものである。この制度の円滑な運用手段として、ハザードマップの作成が位置付けられた。

当市においては、昭和50年8月の台風6号、昭和56年8月の豪雨により、それぞれ家屋、田畠及び道路等各施設に大きな被害を受けた。最近では、平成13年9月の秋雨前線及び台風15号による大雨により内水氾濫が生じ、家屋等に被害を受けた。これらの被害は、幸いにも堤防の決壊（破堤）には至らず甚大な被害の発生にはなっていないが、洪水時に万一堤防が決壊（破堤）した場合、多くの尊い人命や財産が失われるばかりでなく、社会的にも経済的にも大きな混乱が生じるおそれがある。

そこで、河川の氾濫による浸水が想定される範囲及び氾濫した場合の避難場所を示し、水防に対する知識の普及や自主防災活動の一助になるよう作成した。

### (3) 想定規模及び氾濫範囲

大雨の規模は、平成27年の水防法改正により、降雨の計画規模から想定最大規模に変更となり、新たに国や北海道から公表された「想定しうる最大規模の降雨量」を想定した。

- ・石狩川：72時間総雨量 358mm 毎年度確率 1 / 1,000
- ・空知川：72時間総雨量 404mm 每年度確率 1 / 1,000
- ・熊穴川：2.8時間総雨量 202mm 每年度確率 1 / 7,000,000

なお、氾濫の範囲は、雨の降り方や土地利用の変化などにより変わることがあり、浸水想定区域以外の区域でも、場合によっては浸水することもありうる。

### (4) 空中輸送

空中輸送時におけるヘリコプターの発着場所については、第5章第14節の輸送計画に定めているが、破堤時におけるヘリコプターの発着代替場所は次のとおりとする。

#### 第4章（災害予防計画）

##### 江部乙小学校グラウンドの代替場所

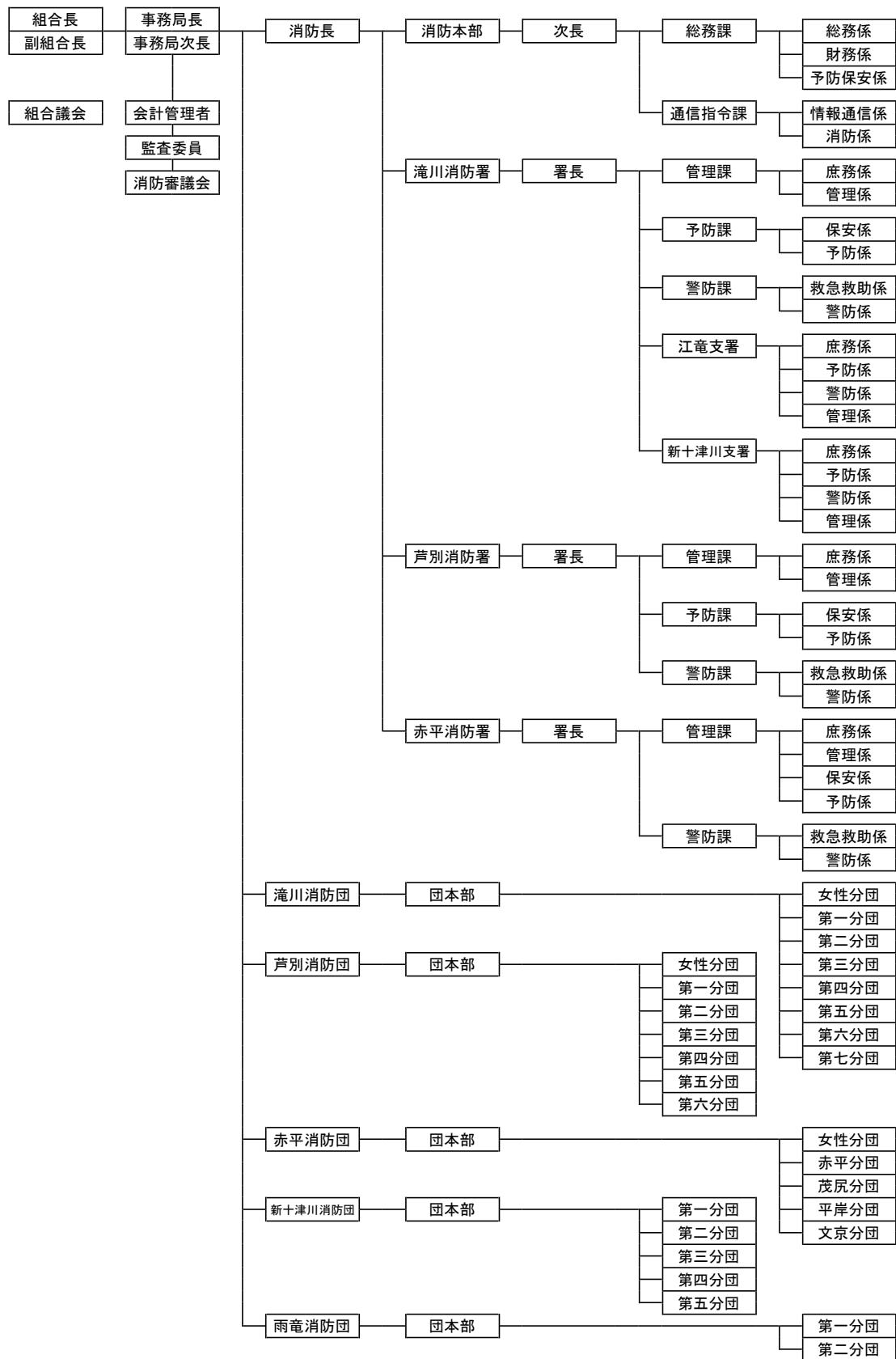
場 所	所 在 地	面 積 (m <sup>2</sup> )
①江部乙中学校グラウンド	江部乙町東12丁目	14,800
②江部乙公園運動場	江部乙町東13丁目	4,096
合 計		18,896

##### 陸上自衛隊滝川駐屯地飛行場及びたきかわスカイパークの代替場所

場 所	所 在 地	面 積 (m <sup>2</sup> )
①滝の川公園内屋外施設 内訳) 市営球場 陸上競技場	二の坂町東3丁目	26,452 内訳) 12,372 14,080
②滝川市文京台ソフトボール場	文京町4丁目	16,760
合 計		43,212

別表第1

消防機関の組織



市保有水防資機材

別表第2

市保有水防資機材													現在	
													令和2年3月8日	
保有先	所	在	電話番号	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
滝川維持センター	一	流通団地1丁目2番	23-3619											
江部乙維持センター	一	江部乙町東10丁目	856 75-2840											
川の科学館	西滝川	1番地	24-0989											
		小計												
本署	文京町4丁目1番5号	23-0119		8	1	11	49	8	4	1	9	6	8	1
江部支署	江部乙町514番地11	75-3119		4	1	13	5	5	1	8	5	4		10
														2
	小計			12	1	12	62	13	9	2	17	11	12	1
第一分団	滝川市本町5丁目3番3号	22-0021					5		1	2				
第二分団	(第1、第2、第3は同一施設)			1			8		1	3				1
第三分団							4		1	1				3
第四分団	滝川市東滝川町3丁目1番22号	28-2353		1			18		1	1				7
第五分団	滝川市泉町2丁目1番3号	22-1000		2			11		1	1				2
第六分団	滝川市江部乙町西12丁目3番4号	75-5199												1
第七分団	(第6、第7は同一施設)			3			23		2	5				2
	小計			7			269		7	13				6
合計				19	1	14	131	13	9	9	30	11	12	1
														17
														52
														4
														3

別表第3（4の(4)関係）

## 民間調達水防資器材

令和2年3月5日現在

調達先	水防資器材		麻袋	P P袋 土のう	繩	土砂	
	調達先	所 在	電話番号	袋	袋	巻	m <sup>3</sup>
たきかわ農業協同組合生産資材センター (広域営農センター内)	北滝の川1	23-1333	2,700	2,300	8		
橋本伴三商店	栄町2丁目6番26号	23-3133	300	8,700	170		
株 新谷宍戸建設	朝日町西3丁目1番13号	22-4050				5,000	
合 計			3,000	11,000	178	5,000	

(参考)

巴 産 業 (株)	明神町4丁目1-17	22-1375	フレコン用： 100袋
-----------	------------	---------	-------------

別表第4（4の(5)関係）

## 水防用土砂堆積及び麻袋等保管場所一覧表

区分 地域名	水防用土砂	麻袋 P P 袋	木くい
	堆積場所	保管場所	保管場所
滝川	滝川市防災作業所敷地 滝川地区 維持センター敷地	滝川市防災作業所 川の科学館	滝川地区維持センター
江部乙	江部乙地区 維持センター敷地		江部乙地区維持センター

※川の科学館は平成21年度において、国の防災施設として滝川地区地域防災施設と位置付けられた。

## 滝川地区地域防災施設（川の科学館）に保管される防災用資機材保有状況一覧表

(西滝川1丁目 TEL24-0989)

(管理者：国土交通省北海道開発局札幌開発建設部滝川河川事務所TEL76-2211)

令和2年4月21日現在

区分	分類	種別	規格	単位	数量	備考
資材	土木用材	麻袋土のう		袋	1500	
資材	土木用材	耐候性大型土のう	φ 1100 × H1100mm 2t用 短期仮設(1年対応)	枚	18	
資材	土木用材	木杭（防腐処理からまつ）	末口9cm L=1.20m 先削り・皮剥を含む	本	17	
資材	土木用材	亜鉛めつき鉄線	径 3.2mm JIS G 3547	巻き	1	

## 資料1

## 河川水位観測所

河川名	観測所名 (観測地)	流心距離 (km)	計画高水位	はん濫危険水位 (危険水位)	避難判断水位	はん濫注意水位 (警戒水位)	水防団待機水位 (指定水位)	備考
石狩川	奈井江大橋 (浦臼町)	76.80	20.74	20.00	19.70	15.80	14.00	
	砂川橋 (砂川市)	87.46	24.70	—	—	20.30	18.30	
	橋本町 (新十津川町)	93.90	28.15	27.00	26.50	24.60	23.20	
	伏古 (滝川市)	104.78	34.32	—	—	30.80	29.60	
	妹背牛橋 (妹背牛町)	113.50	40.89	—	—	39.00	37.90	
	深川橋 (深川市)	121.90	49.81	—	—	49.30	48.30	
	納内 (深川市)	130.25	61.75	61.10	59.20	58.90	57.50	
	伊納 (旭川市)	148.50	96.39	94.90	93.90	92.20	90.80	
空知川	空知大橋 (滝川市)	2.75	28.99	—	—	26.50	24.90	
	赤平 (赤平市)	17.50	50.09	48.30	47.70	44.90	43.60	
雨竜川	雨竜橋 (雨竜町)	6.00	37.26	34.20	33.70	33.40	32.80	
	北竜橋 (妹背牛町)	13.50	40.45	—	—	38.10	36.80	
	達布橋 (沼田町)	21.90	46.31	—	—	43.90	43.10	
	多度志 (沼田町)	32.50	59.02	57.70	57.50	57.00	56.40	
	幌加内 (幌加内町)	73.00	158.19	156.90	156.60	156.40	156.20	
熊穴川	山本橋地点 (滝川市)	4.6	36.23	36.03	35.93	35.39	34.82	

## 第4章（災害予防計画）

### 資料2

排水機場管理状況等一覧表

機場名	電話	管理者	管理者電話番号	規模
滝川	22-2238	札建	76-2211	$Q=10.0 \text{m}^3/\text{s}$
池の前	22-4875	札建	76-2211	$Q=15.0 \text{m}^3/\text{s}$
西滝川	24-1961	空知土地改良区	75-2125	$Q=8.4 \text{m}^3/\text{s}$
赤平	32-4569	札建	0124-24-4111	$Q=3.0 \text{m}^3/\text{s}$

樋門・樋管管理状況等一覧表

図面番号	名称	場所 (河川名) (築堤名)	管理者	管理者 電話番号	断面形状
1	中島樋門	滝川	札建 滝川河川	76-2211	$1.2 \times 1.2 \sim 1$
2	西町樋門	〃	〃	〃	$2.0 \times 2.0 \sim 2$
3	西裡樋門	〃	〃	〃	$5.8 \times 7.0 \sim 1$
4	蛸の首樋門	〃	札建 滝川河川	76-2211	$4.3 \times 6.0 \sim 1$
	6丁目排水機場				$4.3 \times 6.0 \sim 1$
	江部乙9丁目樋門	江部乙	〃	23-1230	—
5	江部乙12丁目樋門	〃	〃	〃	$1.5 \times 1.2 \sim 1$
6	江部乙16丁目樋門	六戸島	〃	〃	$2.0 \times 2.0 \sim 1$
8	手島樋門	〃	〃	〃	$2.0 \times 2.3 \sim 2$
			〃	〃	〃

第4章（災害予防計画）

番号	名称	場所 (河川名) (築堤名)	管理者	管理者 電話番号	断面形状
9	滝川市東町樋門	滝川 東町 滝川 河川	札建	76-2211	1.2×1.2～1
10	滝川市街1号樋門	〃	〃	〃	1.5×1.5～1
11	滝川市街2号樋門	〃	〃	〃	2.0×2.0～1
12	滝川市街3号樋門	〃	〃	〃	2.0×1.5～1
13	滝川市街4号樋門	〃	〃	〃	1.2×1.2～1
14	小野川樋門	〃	〃	〃	2.0×2.0～2
			〃	〃	〃
15	東滝川1号樋門	東滝川	〃	〃	1.5×1.5～1
16	東滝川2号樋門	〃	〃	〃	〃
17	江部乙川第2樋管	江部乙川右岸	〃	〃	Φ0.9～1
18	江部乙川第3樋門	〃	〃	〃	2.0×2.0～1
19	江部乙川第1樋管	江部乙川左岸	〃	〃	Φ0.9～1
20	2号排水樋管	熊穴川右岸	空知総合振興局 札幌建設管理部	22-3434	Φ0.6～1
21	3号排水樋管	〃	〃	〃	〃
22	4号排水樋管	〃	〃	〃	〃

第4章（災害予防計画）

図面番号	名称	場所 (河川名) (築堤名)	管理者	管理者 電話番号	断面形状
23	1号排水樋門	熊穴川右岸	空知総合振興局 札幌建設管理部 滝川出張所	22-3434	φ0.6~1
24	3号排水樋門	"	"	"	"
25	2号排水樋門	"	"	"	"
26	5号排水樋管	熊穴川左岸	"	"	"
27	寺崎樋管	"	"	"	"

## 第4節 雪害予防計画

異常降雪等により予想される大雪、暴風雪等の災害に対処するため、迅速かつ的確な除雪を実施し、交通の確保を図る等必要な事項は、この計画の定めるところによる。

### 1 除雪路線実施分担

除雪路線は、特に交通確保を必要と認める主要路線については、次の区分により除雪を分担実施する。

- (1) 国道の路線は、国土交通省北海道開発局札幌開発建設部滝川道路事務所が実施する。
- (2) 道道の路線は、空知総合振興局札幌建設管理部が実施する。
- (3) 市道の路線は、市が実施する。その内容は、特に交通確保を必要とする主要道路について優先して実施するものとし、雪害時に対処するため、民間機械の導入等あらかじめ即応体制を整えておくものとする。
- (4) 道路除雪に係る各機関の除雪作業の基準は、次のとおりとする。

除雪作業の基準

区分	標準交通量	除雪目標
第1種	北海道所管－1,000台／日以上の道路 市所管－国道、道道及び主要道との連絡幹線並びにバス路線	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。 異常降雪時においては極力2車線を確保する。（道は極力2車線確保を図るとしている。）
第2種	北海道所管－300～1,000台／日未満の道路 市所管－消防活動路、公共施設連絡路、通学路並びに市民及び車両の通行の頻繁な路線	2車線幅員確保を原則とするが、状況によっては、1車線幅員で待避所を設けることなってもやむを得ないものとする。（道は2車線（5.5m）以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。異常降雪時においては極力1車線以上の確保を図るとしている。）
第3種	北海道所管－300台／日未満の道路 市所管－上記以外の住居密集地区における生活関連道路	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とするが状況によっては一時交通不能になってもやむを得ないものとする。 (道は2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては、1車線（4.0m）幅員で待避所を設ける。異常降雪時においては一時通行止めとともにやむを得ないものとしている。)

## 2 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を選定すること。やむを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避所を設けるなど交通の妨げにならないよう配慮する。
- (2) 河川等を利用して雪捨場を設定する場合は、河川管理者と十分協議の上決定するものとし、投下に際しては溢水災害の防止に努める。

## 3 なだれ防止対策

住民に被害を及ぼすおそれのあるなだれ発生箇所を地域住民に周知させるため、関係機関は、それぞれ業務所轄区域内のなだれ発生予想区域に防止柵の設置を行い、又は標示板により住民に周知を図る対策を講ずるものとする。

## 4 電力施設の雪害防止対策

電力施設の雪害防止のため、北海道電力株式会社滝川営業所は、送・配電線の冠雪及び着氷雪対策を講じ、必要に応じて特別巡視等を行うものとする。

## 5 警戒体制

各関係機関は、気象官署の発表する予報（注意報を含む）、警報、並びに現地情報を勘案し、必要と認めるときは、それぞれの定める警戒体制に入るものとする。

- (1) 市長は、本部設置基準により次の状況を勘案し、必要があると認めるときは、本部を設置する。
  - ア 大規模な雪害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
  - イ 雪害による交通まひ、交通渋滞等によって人命にかかる事態が発生し、その規模及び範囲から緊急・応急措置を要するとき。
- (2) 雪害による孤立車については、努めて機械力で救出するが、これが不可能な場合は、車内の被災者を救出して避難収容するものとする。

## 6 通信の雪害防止対策

通信施設の雪害防止については、電話回線障害の復旧の迅速化を図るため、東日本電信電話株式会社 北海道事業部は、施設の改善、応急対策の強化等を図るものとする。

## 第5節 融雪災害予防計画

融雪による河川の出水災害に対処するための予防計画は、この計画の定めるところによる。

### 1 気象情報の把握

融雪期においては、気象官署等の情報により地域内の降雪状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

### 2 重要水防区域等の警戒

水防計画に定める重要水防区域及びなだれ、地すべり又は山くずれ等の懸念のある地域の危険を事前に察知し、被害の拡大を防止するため、次により万全の措置を講ずるものとする。

- (1) 市は、第3節の水防計画の7の水防活動に定める監視を行うものとする。
- (2) 河道内の障害物の除去

市及び河川管理者は、捨雪及び結氷等により河道、導入路等が著しく狭められ、災害の発生が予測される箇所について、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破碎及び障害物の除去に努め、流下能力の確保を図るものとする。

### 3 道路の除雪等

道路管理者は、積雪、結氷、滞溜内水等により道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除雪、結氷の破碎等障害物の除去に努め、効率的な通行の確保を図るものとする。

## 第6節 消防計画

この計画は、消防の任務が、その施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災その他の災害を防除し、その被害を軽減することにあることから、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が十分にその機能を發揮するための組織及び運営等については、「滝川地区広域消防事務組合消防計画」によるものほか、この計画の定めるところによる。

### 1 組織計画

滝川地区広域消防事務組合の組織は、第3節別表1に定めるとおりとする。

### 2 火災予防計画

火災を未然に防止するため、予防査察、地域住民の自主的予防及び協力体制の確立等防災思想の普及に努める。

#### (1) 防火思想の普及

火災の予防運動を年3回実施し、街頭宣伝、防火チラシ等の配布、各事業所に対する防火に関する研修及び消防訓練の指導を行い、防火思想の普及徹底に努める。

#### (2) 防火管理者の育成と防火体制の強化

消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定による防火管理者制度の完全実施を図り、講習会、研修会等を開催して防火知識及び技術の向上を図るとともに、防火団体を通じて防火対象物の管理体制の強化を図る。

#### (3) 火災予防査察

火災予防のため必要があると認められるときは、消防職員及び消防団員が対象物に立入検査をして火災予防に努める。

### 3 火災警報及び伝達計画

#### (1) 市長は、消防法第22条第2項の規定による通報を受けた場合で、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

市民は、この警報が発せられたときは、警報が解除されるまでの間、滝川地区広域消防事務組合火災予防条例で定める火の使用の制限に従わなければならないものとする。

#### (2) 火災警報発令条件

ア 実効湿度が65%以下であって、最低湿度が45%以下となり、平均風速が毎秒7mを超えるとき。

イ 実効湿度が60%以下であって、平均風速が毎秒7mを超えるとき

#### (3) 火災警報解除

市長は、気象の状況が火災予防上危険がない状態に至ったと認めるときは、速やかに火災警報を解除しなければならない。

#### (4) 火災警報発令時の広報

火災警報を発令したときは、消防長は、次の通信連絡系統図及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第34条の規定による消防信号により、一般住民に周知徹底を図らなければならない。

#### （5）火災警報連絡系統図

別表のとおりとする。

### 4 招集計画

消防長は、火災及びその他の災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、その他警戒警備等のために、必要に応じて消防職（団）員の招集を行う。

### 5 消防職（団）員の招集

#### （1）火災警報発令時

火災警報発令信号を認知した消防職（団）員は、速やかに消防署・支署及び所属分団詰所に集合する。

#### （2）通常火災

火災信号その他の方法で火災を認知した消防職（団）員は、速やかに消防署・支署及び所属分団詰所に急行し上司の指示により行動する。

#### （3）非常災害時

火災信号その他の方法で災害を認知した消防職（団）員は、速やかに災害現場又は消防署・支署及び所属分団詰所に急行し上司の指示により行動する。

### 6 出動計画

消防隊の出動は、火災出動、警戒出動、救助出動、水防出動及び応援出動とし、滝川地区広域消防事務組合災害出動計画により出動する。

## 7 消防力等の現況

令和3年2月現在

人員・機会別 組織別		人員(人)	機械								
			職定員 ・ 団員数	タンク車	ポンプ車	30M級	はしご車	小型動力車	ボンボウ付車	救急車	指揮車
本部 ・ 署	消防本部	18									1
	滝川消防署	48	3	1	1				2	1	1
	江竜支署	19	1					1	1		1
	小計	85	4	1	1	1		1	3	1	2
消防団	団本部	6									
	女性分団	14									
	第一分団	17		1							
	第二分団	15			1						
	三分団	18	1								
	第四分団	15	1								
	第五分団	13	1								
	第六分団	15			1						
	第七分団	15	1								
合計		204	8	4	1	1		1	3	1	2

## 8 隣接市町（組合）相互応援計画

市内で発生した火災を鎮圧するため、隣接市町から応援を必要とするときは、北海道広域消防相互応援協定に基づく申合せ事項により出動を要請する。

要 請 先	協定締結年月日	
市 町 村 等	電話番号	
歌志内市	0125-42-3255	平成3年4月1日
砂川地区広域消防組合	0125-54-2196	平成3年4月1日
砂川地区広域消防組合 (道央自動車道)	0125-54-2196	平成3年4月1日
深川地区広域消防組合	日中 0164-22-3162 夜・休 0164-22-2814	平成3年4月1日
石狩北部地区消防事務組合	日中 0133-74-5375 夜・休 0133-74-7158	平成3年4月1日
増毛町	0164-53-2175	平成3年4月1日
富良野広域連合	日中 0167-45-1119 夜・休 0167-45-2119	平成26年4月1日
大雪消防組合	0166-92-2029	平成26年4月1日
三笠市	01267-2-3499	平成26年4月1日
夕張市	日中 0123-53-4121 夜・休 0123-53-4122	平成26年4月1日
美唄市	日中 0126-66-2221 夜・休 0126-66-2227	平成26年4月1日

## 9 救急計画

救急・救助体制の強化と救急及び救出活動に必要な機器の整備に努めるとともに警察、医師会等の連携を図り、救急救助活動の万全を期する。

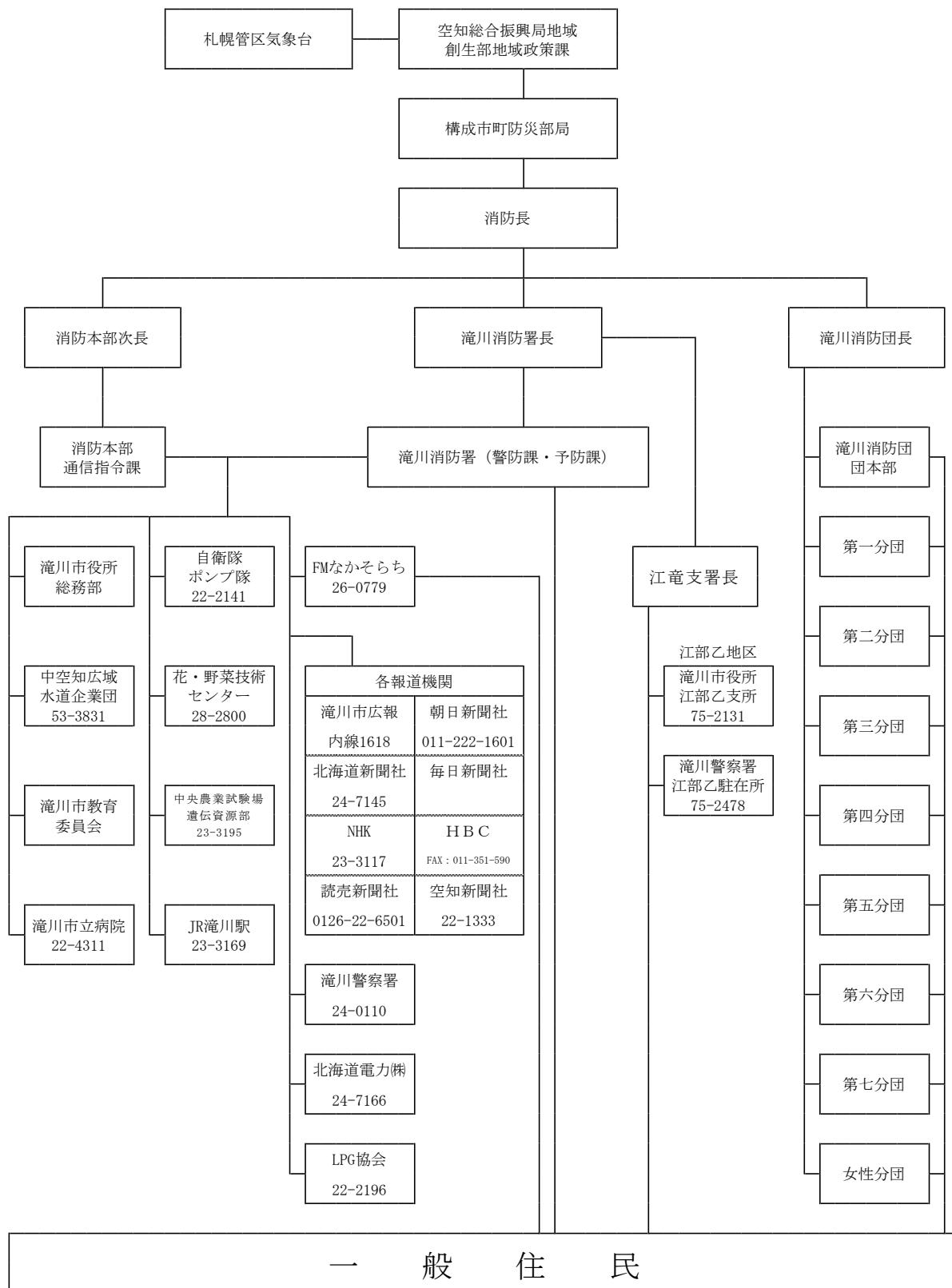
## 10 教育訓練

消防職（団）員の体力及び資質の向上並びに消防活動の充実強化については、第1節の防災教育及び訓練計画に基づき必要な教育訓練を行うものとする。

## 第4章（災害予防計画）

別表（3の(5)関係）

火災警報連絡系統図



## 第7節 避難行動要支援者対策計画

災害発生時における避難行動要支援者の安全の確保については、この計画の定めるところによる。

### 1 安全対策

災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等いわゆる要配慮者が犠牲になる場合が多い。

このため、市及び社会福祉施設の管理者は、要配慮者の安全を確保するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握による名簿作成、緊急連絡体制及び避難誘導等の防災体制の強化を図る。

### 2 市の対策

#### （1）避難行動要支援者の実態把握並びに名簿作成等

市は、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、災害の発生に備え、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）と協力して、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施し、そのための基礎となる避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成する。

また、本節計画を補完する滝川市避難行動要支援者の避難支援マニュアルに基づき、災害から避難行動要支援者の生命や身体を守るため、名簿の情報提供並びに避難支援体制の整備や避難支援等について市民の理解を深め、避難支援等関係者の取り組みを促進する。

#### （2）名簿に掲載する者の範囲

名簿に掲載する者の範囲は以下の要件とする。

- ア 75歳以上の高齢者
- イ 身体障害者手帳1・2級保持者（ただし視覚障害者は3級まで、音声言語そしゃく機能障害者は4級まで）
- ウ 精神保健福祉手帳1・2級保持者
- エ 療育手帳A・B保持者
- オ 介護保険の認定を受けた者
- カ その他災害時において配慮を必要とすると認められる者

※留意：上記掲載範囲の対象者については、支援が必要と思われる候補者である。

#### （3）名簿の記載内容

避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ア 氏名

- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(4) 避難支援等関係者への名簿の提供

市は、災害の発生に備え避難支援等関係者に対して名簿を提供するものとする。

なお、避難行動要支援者に係る個人情報の提供については、あらかじめ滝川市個人情報保護審議会に対してその要否について諮詢し、「避難行動要支援者の避難支援等をより適切かつ円滑に実現するために必要不可欠」なものであるとの答申を得た上で、公益上特に必要があるものとして、適切な管理に努めながら行っているものである。

避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。

- ア 滝川消防署
- イ 北海道警察札幌方面滝川警察署
- ウ 滝川市民生委員児童委員
- エ 滝川市社会福祉協議会
- オ 滝川市内の各自主防災組織の代表
- カ 滝川市内の各町内(自治)会の会長
- キ その他避難行動要支援者避難支援プランに定める団体等

※留意：ア・イは市から年1回名簿を提供する。またウ～キは滝川市避難行動要支援者の避難支援マニュアルに基づく申請により隨時名簿を提供する。

(5) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市は、名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部課で把握している情報及び必要に応じ北海道その他の者から取得する情報を活用し、名簿を作成するものとする。

(6) 名簿の更新

住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて名簿を年1回更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

(7) 名簿情報の提供の保護と管理

市は、名簿情報の保護と提供に際しては、避難支援等関係者が適切な保護と情報管理を図るよう、滝川市避難行動要支援者の避難支援マニュアルに基づき、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ア 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。
- イ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明するものとする。

ウ　名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導するものとする。

エ　名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。

オ　名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導するものとする。

カ　個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と協議するものとする。

### (8) 避難のための情報伝達

市は、災害に関する予報若しくは警報の通知を受け又は、知ったときは、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他の関係ある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、住民その他の関係のある公私の団体に対し、予想される災害の実態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

また、必要な通知又は警告するにあたっては、避難行動要支援者が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

### (9) 緊急連絡体制の整備

市は、要配慮者に対しては、地域ぐるみの協力の下、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

### (10) 避難支援等関係者と連携した「避難行動要支援者の支援プラン」（以下「個別支援プラン」という。）の策定

#### ①避難支援等関係者と連携した個別支援プランの策定

市は、滝川市民生委員児童委員や滝川市社会福祉協議会、自主防災組織や町内会に、避難行動要支援者と避難支援等関係者の打合せの調整、避難支援等関係者間の役割分担の調整等を行うコーディネーターとしての協力を得て、それらの者と連携しつつ、一人一人の個別支援プランの作成内容や進捗状況、フォローアップ状況等を把握し、実効性のある避難支援等がなされるよう、個別支援プランの策定を進める。

また、平常時から避難行動要支援者と避難支援等関係者が、避難支援等の具体的な支援方法について入念に打合せるよう、避難支援等関係者に協力を求める。

#### ②具体的な支援方法に関する調整

市やコーディネーターとなる滝川市民生委員児童委員や滝川市社会福祉協議会、自主防災組織・町内会を中心に、避難行動要支援者を個別に訪問し、本人と具体的な避難支援等の方法について打合せ、市や避難支援等関係者間で避難支援等に必要な情報を共有できるよう、名簿に記載されている情報に加え、下記の情報等を記録すること。

<具体的な支援方法例> 滝川市避難行動要支援者の避難支援マニュアル参照

- ・発災時に避難支援を行う者
- ・避難支援を行うに当たっての留意点
- ・避難支援の方法や避難場所、避難経路

(11) 防災教育・訓練の充実等

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるために、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(12) 社会福祉施設の対策

ア 社会福祉施設の管理者は、利用者や入所者が寝たきりの高齢者や心身障がい者（児）などのいわゆる要配慮者であることから、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。また、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

イ 社会福祉施設の管理者は、災害が発生した場合において迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておくとともに、特に夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確保する。また、平常時から市との連携の下に、施設相互間及び他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制の強化を図る。

ウ 社会福祉施設の管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段及び方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、市の指導の下に緊急連絡体制を整える。

エ 社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的に実施する。

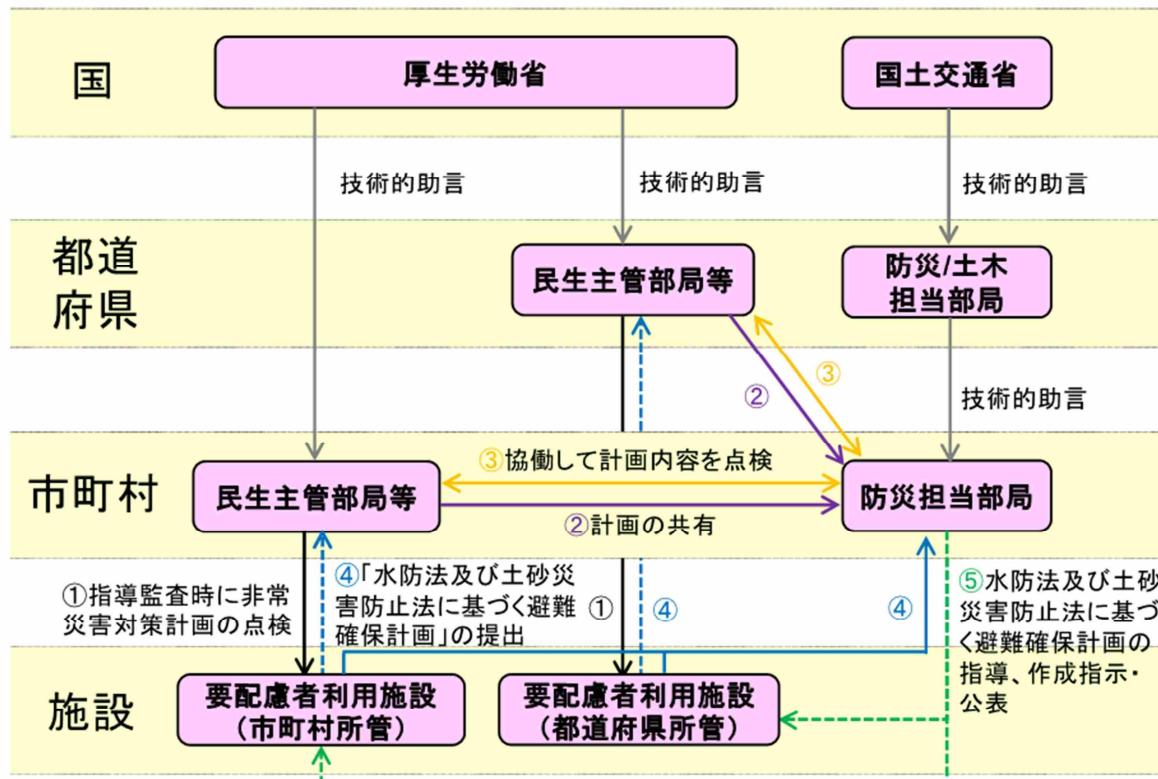
また、施設の職員や入所者が災害時においても適切な行動がとれるよう、各施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施するとともに、特に自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的に実施するよう努める。

オ 社会福祉施設の管理者は介護保険法等の事業法や関連する通知等により、非常災害に関する具体的な計画（以下、「非常災害対策計画」とする）の作成が求められている。

また、水防法又は土砂災害防止法に基づき滝川市地域防災計画に記載された施設では、水害や土砂災害に対応した避難に係る計画（以下、「避難確保計画」とする）の作成が義務づけられている。

なお、次に示す非常災害災害計画の点検体制に基づき、各要配慮者利用施設が計画を提出した際には、その内容を市が確認する。

## 非常災害対策計画に係る点検体制



○非常災害対策計画の点検は、下記の手順により進めます。

- ① 要配慮者利用施設を所管する都道府県または市町村の担当部局（民生主管部局等）が事業法に基づく指導監査等の際に点検を行う。
- ② 点検に当たっては、要配慮者利用施設の防災体制や防災情報の扱い方など、防災に関わる部分については市町村防災担当部局と連携しつつ行う
- ③ 点検の完了した非常災害対策計画を関係部門間で共有する。
- ④ 非常災害対策計画が未提出の場合、また消防計画への追記等、別の形式で計画が作成されている場合は、これを提出する。
- ⑤ 計画を未提出の施設に対して、水防法又は土砂災害防止法の規定に基づく指導、作成「指示」、未作成の施設の「公表」により、作成を促す。

なお、上記点検体制に示す市の部局は、民生主幹部局等は保健福祉部介護福祉課、防災担当部局は総務部防災危機対策課である。

### 3 援助活動

市は、要配慮者の早期発見等に努めるとともに、要配慮者の状況に応じた適切な援助活動を行います。

#### （1）要配慮者の確認及び早期発見

災害発生後、直ちにあらかじめ把握している要配慮者の避難状況の確認及び早期発見に努める。

(2) 避難所等への移送

要配慮者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断し、以下の措置を講ずる。

- ア 避難所への移動
- イ 病院への移送
- ウ 施設等への緊急入所

(3) 応急仮設住宅への優先的入居

応急仮設住宅への入居に当たり、要配慮者の優先的入居に努める。

(4) 在宅者への支援

在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(5) 応援依頼

救助活動及び要配慮者の状況を把握し、適宜北海道や近隣市町等へ応援を要請する。

#### 4 外国人に対する対策

市は、言語、生活習慣及び防災意識の異なる外国人をいわゆる要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件及び環境づくりに努めるとともに、外国人登録等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

- (1) 多言語による広報の充実
- (2) 避難場所、道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- (3) 外国人を含めた防災訓練及び防災教育の実施
- (4) 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

## 第8節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。  
その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

### 1 地域住民による自主防災組織

市は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期活動や救出・救護活動をはじめ、高齢者や障がい者等災害時要援護者の避難の誘導等防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

### 2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、制度の徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

### 3 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に發揮するために、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくこととする。

なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- (1) 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。
- (2) 機動的な組織づくりを進めるため、情報班、初期消火班、避難誘導班、救出救護班、給食給水班等を編成する。また、市及び防災関係機関との連絡を行う地区情報責任者を置くこととする。
- (3) 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

### 4 自主防災組織の活動

- (1) 平常時の活動

#### ア 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためにには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

#### イ 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練とがあり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

### (ア) 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確、かつ、迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

### (イ) 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

### (ウ) 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

### (エ) 救出救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

## ウ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

## エ 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

## (2) 非常時及び災害時の活動

### ア 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して市等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようとする。

### (ア) 連絡をとる防災関係機関

### (イ) 防災関係機関との連絡のための手段

### (ウ) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止にあたる。

### イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようとする。

### ウ 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときには、市等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようとする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

エ 避難の実施

市長等から避難勧告、避難指示、避難行動に時間要する災害時要援護者等に対する避難準備情報が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、火災、崖崩れ、地すべり等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所へ誘導する。

なお、高齢者、幼児、病人その他自力で避難することが困難な者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

オ 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、市等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

(3) 救護活動

市内における高齢化は今後さらに進展すると予想され、その他の災害時要援護者と共に大規模災害時における保護、安全確保については、市と町内会、自主防災組織等が協力して、次のような活動を実施する必要がある。

ア 住民の安全確認と保護

イ 医療手配等の応急的対応

ウ 避難誘導援護

**5 育成の方法**

町内会の代表者に対し、自主防災組織の意識を強調し、十分に意見を交換するとともに地域の実情に応じた組織の育成を指導するものとする。

## 第9節 備蓄計画

災害対策基本法では、住民等の責務として、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄を自ら災害に備えるための手段を講ずることを定めている。

本市では、滝川市備蓄計画を作成し、各家庭での備蓄を推進するとともに、災害発生直後における災者への供給を目的とした、食料、物資等の備蓄を今後とも継続して進める。

### 1 基本的な考え方

本市では、備蓄に対する基本的な考え方を以下のように取りまとめ、この基本的な考え方について備蓄していくこととする

#### （1）市民備蓄

自らの身は自ら守るのが防災の基本であり、平常時から災害に備え、各家庭や企業備蓄においては、最低3日分以上（7日分以上が望ましい）の食料・飲料水及び生活必需品等の備蓄を推進することとする。

#### （2）企業備蓄

市民備蓄同様に事業所内で備蓄品を確保し、災害時に利用者や職員などが帰宅困難になった場合には、避難するための安全が確保できるまでの間、利用者や職員などが待機・避難できる企業体制を整えることが必要になる。

#### （3）流通備蓄

災害時に備えて民間事業者等とあらかじめ防災協定を結び、災害時に不足する食料等を避難所等へ迅速に配分する。

#### （4）行政備蓄

大災害や局地的な災害時に、避難所において生命維持や生活に必要最低限の必要な物資について行政が備蓄をするとともに、毎年度、備蓄数を確認し更新を行う。

また、本市で不足する行政備蓄については、「中空知5市5町の防災に関する協定」に基づき、被害を受けなかった市町から物資の支援を受けるものとする。

## 第10節 石狩川滝川地区水害タイムライン

### 1 滝川市の災害対応（※1）と「石狩川滝川地区水害タイムライン」との位置づけと関係性

台風等の風水害は、いつ起こるかわからない地震とは異なり、台風等が発生してから被害が生じるまでには時間に猶予があり、先を見越した計画的な対応が可能となり被害を軽減できることから、滝川市地域防災計画の「災害予防計画」並びに「災害応急対応計画」に災害行動を補完するため、気象状況及び水位情報等に係る時間軸をカテゴリー別に区分したステージを設けて、発災前から段階的に対応できるよう、住民・団体・関係機関・滝川市災害対策本部の組織間などと連携を図り、被害の最小化を目指すものとして「石狩川滝川地区水害タイムライン」を位置づける。

また、滝川市地域防災計画の補完的な役割を果たす各種マニュアルや計画（※1）とともに、石狩川滝川地区水害タイムラインは、時系列による事前防災行動だけでなく、防災関係機関との連携強化や災害行動の漏れを防ぐためのチェックリストとしての役割を果たすものである。

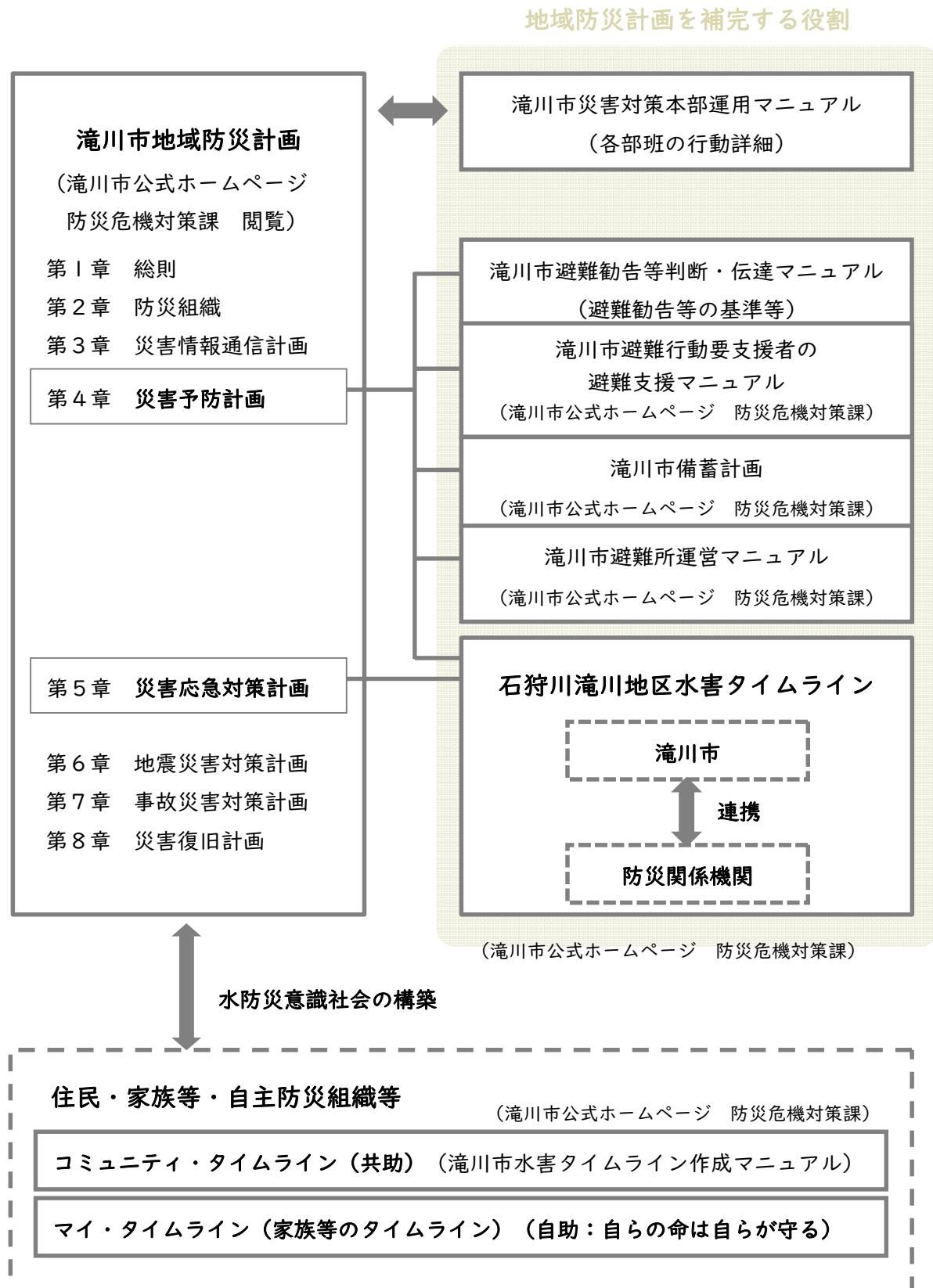
なお、石狩川滝川地区水害タイムラインの運用にあたっては、滝川市水害タイムライン運営協議会（滝川市水害タイムライン運営協議会設置要綱 資料編参照）を設置し、石狩川滝川地区水害タイムライン運用マニュアルに基づき、「石狩川滝川地区水害タイムライン」の評価、改善等を行う。

この「石狩川滝川地区水害タイムライン」の運用に合わせて、市民は、滝川水害コミュニティ・タイムライン作成マニュアルに基づき、自助となる「マイ・タイムライン（家族等のタイムライン）」や自主防災組織等の共助となる「コミュニティ・タイムライン」の作成に努めることにより「自らの命は自らが守る」という水防災意識の向上を目指し、水害の被害の軽減を図る。

※1 具体の災害対応は、主に滝川市地域防災計画・滝川市災害対策本部運用マニュアル・滝川市避難勧告等判断・伝達マニュアル・滝川市避難行動要支援者の避難支援マニュアルに示すものである。

## 2 滝川市地域防災計画と石狩川滝川地区水害タイムラインとの関係性

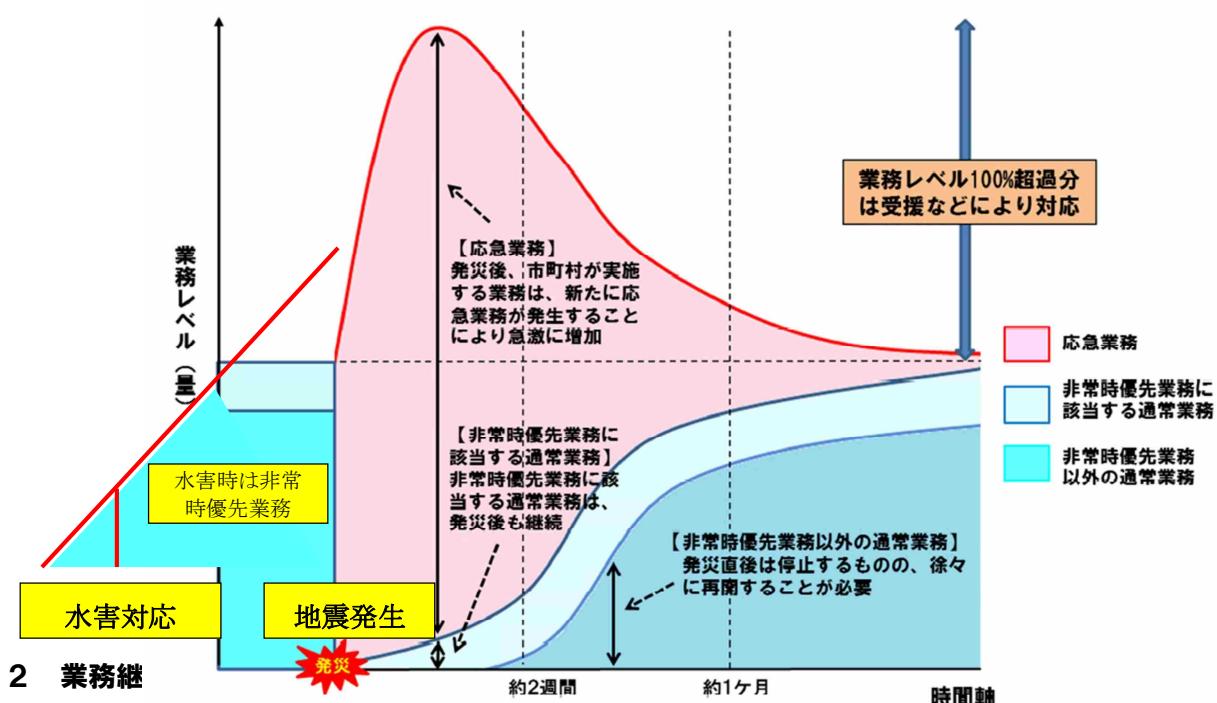
（石狩川滝川地区水害タイムライン運用マニュアルより抜粋）



## 第11節 滝川市業務継続計画

### 1 業務継続計画の概要

業務継続計画 (BCP : Business Continuity Plan) とは、大規模な自然災害（水害・地震）を想定して行政自らも被災し、人、物、情報等を利用する資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画である。



## 第5章 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防ぎよし、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止し、住民の安全及び被災者の保護を図ることを目的とする応急対策は、この計画の定めるところによる。

### 第1節 応急措置実施計画

災害時において、市長及び関係機関の長が実施する応急措置については、この計画の定めるところによる。

#### 1 応急措置の実施責任者

法令上実施責任者として定められている者は、次のとおりである。

- (1) 北海道知事 (基本法第70条)
- (2) 警察官等 (基本法第63条第2項)
- (3) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長 (基本法第77条)
- (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関 (基本法第80条)
- (5) 市長、市の委員会又は委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等 (基本法第62条)
- (6) 水防管理者（市長）、消防機関の長（消防長）等（水防法第24条及び第28条）
- (7) 消防長又は消防署長等 (消防法第29条)
- (8) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 (基本法第63条第3項)

#### 2 市の実施する応急措置

市長は、災害が発生したときは、その拡大を防止するため、次に掲げる必要な応急措置を速やかに実施するものとする。

##### (1) 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、人命又は身体に対する危険防止のため特に必要があると認めるときは、基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。

##### (2) 応急公用負担の実施

市長は、市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用若しくは収用するものとする。

この場合において、基本法施行令第24条及び基本法第82条の規定に基づき次の措置をとるものとする。

### ア 土地建物等の占有等に対する通知

市長は、当該土地、建物その他の工作物又は土石、竹木その他の物件（以下「土地建物等」という。）を使用し、又は収用したときは、速やかに当該土地建物等の占有者、使用者その他当該土地建物等について権原を有する者（以下この号において「占有者等」という。）に対し、次の事項を通知しなければならない。

この場合において、占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その通知事項を公告式条例（昭和46年滝川市条例第5号）の規定により、市役所前の掲示場に掲示する等の措置をとらなければならない。

- (ア) 名称又は種類
- (イ) 形状及び数量
- (ウ) 所在した場所
- (エ) 処分の期間又は期日
- (オ) その他必要な事項

#### イ 損失補償

市は、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

### (3) 支障物件等の除去及び保管

市長は、災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、応急措置を実施するための緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第2項の規定に基づき、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができるものとし、除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。

なお、工作物等を保管したときは基本法第64条第3項から第6項までの規定に基づき、それぞれ次の措置をとらなければならない。

ア 市長は、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下この号において「占有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、公示する。

イ 市長は、保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管する。（基本法施行令第27条）

ウ 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用し、占有者等より徴収する。

エ 保管した工作物等を返還するため公示した日から起算して6月を経過してもなお返還することができないときは、当該工作物等の所有権を市に帰属させる。

### (4) 北海道知事に対する応援の要請等

市長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、北海道知事に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。

### (5) 他の市町村長等に対する応援の要請等

## 第5章（災害応急対策計画）

---

- ア 市長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し、応援を求めることができる。（基本法第67条）
- イ 市長は、他の市町村長等から応援を求められたときは、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

### （6）住民等に対する緊急従事指示等

- ア 市長は、災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本市地域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。（基本法第65条第1項）
- イ 市長及び消防長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、本市地域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。（水防法第24条）
- ウ 消防職員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。（消防法第29条第5項）
- エ 救急隊員は、緊急の必要があるときは、事故の現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。（消防法第35条の7第1項）
- オ 市長は、アからエまでの応急措置等の業務に協力した住民等が、そのため負傷、疾病、廃疾又は死亡した場合は、関係法令によるほか、市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和32年北海道市町村消防災害補償等事務組合条例第1号）によりその補償を行う。

## 3 救助法適用の場合

救助法適用の場合は、次のとおりである。

### （1）実施責任者

救助法による救助は、北海道知事が行う。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、救助の実施に関するその職権の一部を市長に委任することができる。

（救助法第22条及び第30条）

### （2）救助法による救助の種類、程度、方法及び期間

#### ア 救助の種類

- （ア） 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- （イ） 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- （ウ） 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- （エ） 医療及び助産
- （オ） 被災者の救出
- （カ） 被災住宅の応急修理
- （キ） 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- （ク） 学用品の給与
- （ケ） 埋葬
- （コ） 遺体の搜索及び処理

(サ) 障害物の除去

(シ) 輸送及び人夫雇上

イ 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において北海道知事がこれを定める。（救助法第23条）

### （3）救助法の適用手続及び適用基準

市長は、災害に関し、その被害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちに空知総合振興局長を通じ北海道知事に報告しなければならない。

#### 救助法の適用基準

被害区分 市町村の人口	市単独の場合	被害が相当広範囲な場合 (2,500世帯以上)	被害が全道にわたり12,000世帯以上の住家が滅失した場合等
	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数	
滝川市 〔30,000人以上〕 〔50,000人未満〕	60	30	市町村の被害状況が特に救助を必要と認められたとき。

#### 摘要

##### 1 住家被害の判定基準

###### （1）滅失 全壊、全焼、流失

損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延面積の70%以上に達した程度のもの又はその住家が改築しなければ居住できない状態になったもの

###### （2）半壊、半焼 2世帯で滅失1世帯に換算

損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の床面積の20%～70%であって、その部分の修理を行うことによって住家として使用できる程度のもの

###### （3）床上浸水 3世帯で滅失1世帯に換算

床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

##### 2 世帯の判定

###### （1）生計を1つにしている実際の生活単位をいう。

寄宿舎、下宿等に宿泊する者で共同生活を営み、各個人の生計の独立性が認められないものは、その寄宿舎等の全部をもって1世帯とする。

（3）旅館の住込雇人等単身で他の家族と同居し、その者の生計の独立性が認められない場合は当該家族と同一の世帯員とする。

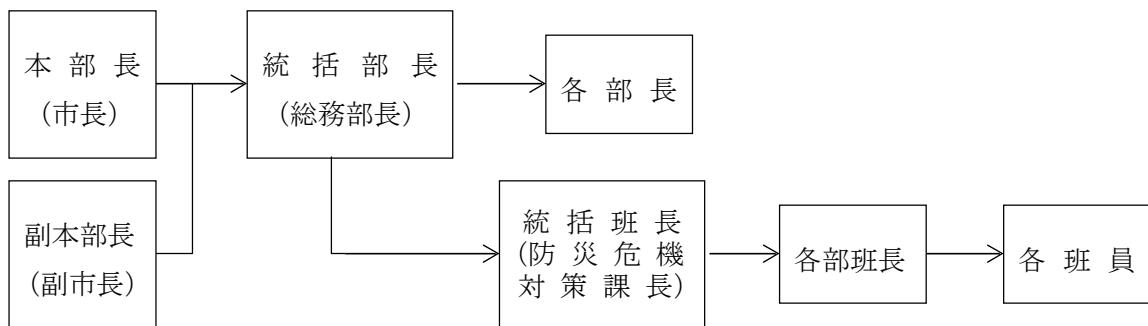
## 第2節 動員計画

本部設置時における市職員、消防職員及び消防団員の動員に関する事項は、この計画の定めるところによる。

### 1 平常勤務時の伝達系統及び方法

職員の動員は、本部の配備体制に従って、本部長の決定に基づき統括班長が各班長に対し、府内放送、電話等で行うものとする。

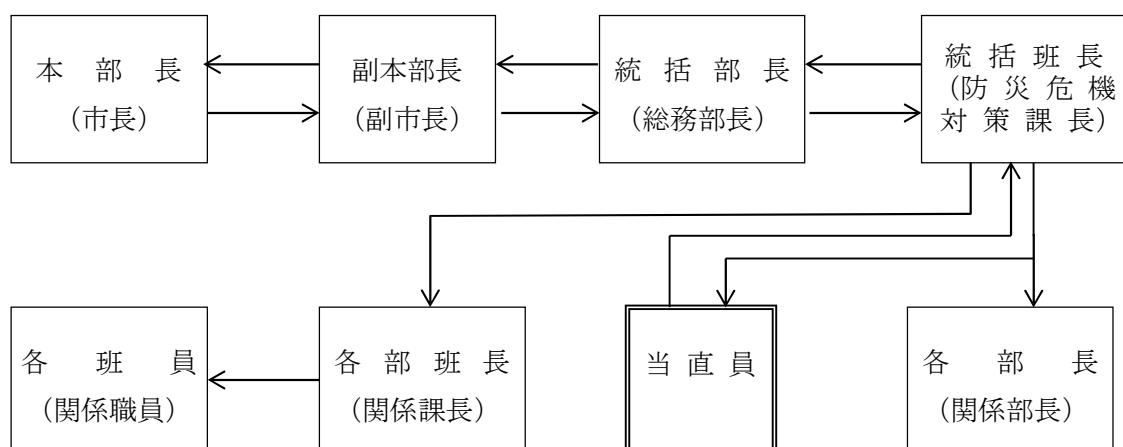
なお、各班長はあらかじめ班内の伝達系統を定めておくものとする。



### 2 休日又は退庁後の伝達系統

宿日直員は、次に掲げる情報を察知したときは、防災危機対策課長に連絡して指示を仰ぎ、関係課長及び関係職員に通知するものとする。

- (1) 災害発生のおそれのある気象情報等が関係機関から通知されたとき。
- (2) 自ら災害発生の事実を察知し、緊急措置を実施する必要があると認められるとき。
- (3) 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
- (4) 災害発生のおそれのある異常気象の通報があったとき。



### 3 職員の非常登庁

職員は、勤務時間外、休日等に登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生し、若しくは発生のおそれがあるとの情報を察知したときは、災害の状況により所属長に連絡の上、又は自らの判断により登庁するものとする。

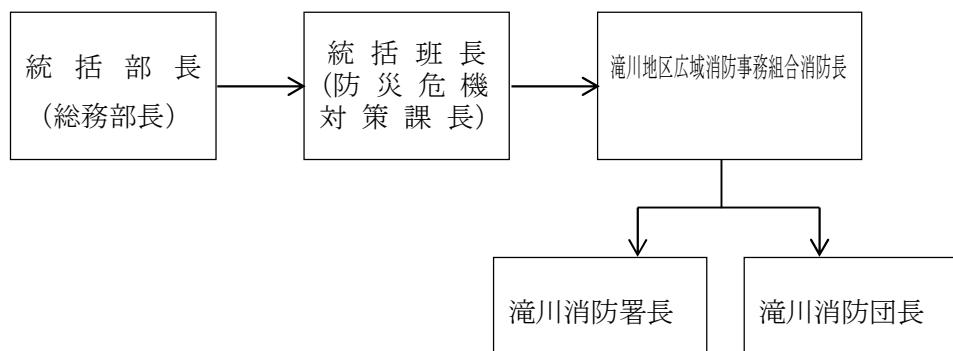
なお、本部が設置された場合は、電話、FMラジオ及び広報車等により周知するものとする。

### 4 配備体制確立の報告

各部長は、本部長の指示に基づき職員を配備したときは、直ちに統括部長を通じて本部長に報告するものとする。

### 5 消防機関に対する伝達

本部が設置された場合、その配備体制についての消防機関への伝達は、次の伝達系統により行うものとする。



### 6 各部別の動員要請

災害時の状況及び応急措置の推移により、本部長は、必要に応じて各部の所属する部員を他の部に応援させるものとする。また、災害の状況により応援を必要とする部にあっては、統括部長を通じて本部長に申出をし、必要数の応援を受けるものとする。

## 第3節 他機関に対する応援出動要請

### 1 道及び他市町村等に対する要請

#### （1）要請の決定

各班長は、道及び他市町村等に応援のため職員の派遣を要請する必要が生じたときは、統括班長を通じて本部長に報告するものとする。

この場合において、本部長は、直ちに本部員会議を招集し、協議の上要請の可否を決定するものとする。

#### （2）要請の手続

要請は、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ アからエまでに掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

### 2 自衛隊に対する要請

第22節の自衛隊災害派遣要請計画に基づき派遣要請の要求を行うものとする。

## 第4節 災害広報計画

災害時における報道機関、道、関係諸機関及び住民に対する災害情報の迅速かつ的確な提供並びに広報活動の実施については、この計画の定めるところによる。

### 1 災害情報等の収集

災害情報等の収集については、第3章の災害情報通信計画によるほか、次の方法による。

- (1) 企画班派遣による災害現場の取材及び記録写真の収集
- (2) 報道機関その他関係諸機関の取材による写真の収集
- (3) その他災害の状況に応じ職員の派遣による資料の収集
- (4) 災害現場における住民懇談会等によって一般住民及び災者の意見、要望、相談等を公聴し、災害対策等に反映させるものとする。

### 2 災害情報等の発表及び広報の方法

#### (1) 報道機関に対する情報の発表の方法

収集した災害情報等に基づき、報道機関に対して次の事項を発表する。

- ア 災害の種別（名称）及び発生年月日
- イ 災害発生の場所又は被害激甚地域
- ウ 被害状況
- エ 応急対策の状況
- オ 一般住民及び被災者に対する注意及び協力要請
- カ 本部の設置又は廃止
- キ その他必要な事項

#### (2) 一般住民等に対する広報の方法

ア 一般住民及び被災者に対する広報活動は、災害状況の推移を見ながら次の方法により行うものとする。

- (ア) 広報車の利用
  - (イ) エフエムなかそらちの放送による災害広報
  - (ウ) 広報紙、チラシ等印刷物の利用
  - (エ) 新聞、ラジオ及びテレビの利用
  - (オ) 市ホームページ、エリアメール、緊急速報メール、ソーシャルネットワークの利用
- イ 広報事項の内容
- (ア) 災害に関する情報及び注意事項
  - (イ) 災害応急対策とその状況
  - (ウ) 災害復旧対策とその状況
  - (エ) 被災地を中心とした交通に関する状況
  - (オ) その他必要な事項

### 3 道及び関係機関等に対する情報の提供

必要に応じて防災関係機関、公共的団体及び重要な施設の管理者等に対して災害情報等を提供し、災害実態の周知に努めるものとする。

### 4 厅内連絡

広報担当者は、災害情報及び被害状況の推移を庁内放送等を利用して本部職員に周知する。

報道体制表

主管対策部	発表責任者	公報対象	伝達方法
総務部 (企画班)	副本部長	報道機関	口頭又は文書
	総務部長(正) 企画班長(副)	一般住民及び被災者	広報車、広報紙、チラシ等の印刷物、有線放送、消防署からのサイレンの吹鳴又は町内会長等へ連絡、エフエムなかららち、市ホームページ、エリアメール、緊急速報メール、ソーシャルネットワークによる。
	総務部長(正) 総務班長(副)	本部職員 防災関係機関、公共的団体、関係施設等	口頭又は庁内放送 電話、無線又は伝達員

### 5 被災者相談所

市長（派遣市民対策班）は、災害の状況により必要と認めたときは被災者相談所を開設し、被災者の相談に応ずるものとする。また、被災者及び住民の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

## 第5節 避難救出計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を保護するため、市長等避難の実施責任者が必要と認める地域の住民に対し安全地域への避難のための立ち退きを勧告し、若しくは指示し、避難所を開設し、又は生命若しくは身体が危険な状態にある者若しくは生死不明の状態にある者を救出し保護することについては、この計画の定めるところによる。

### 1 避難計画

#### （1）避難実施責任者

##### ア 市長（担当：救護部）

災害の危険がある場合に、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し、又は急を要する場合は、立ち退きを指示する。

この場合において、本部が設置されているときは、原則として事前に本部員会議の審議を経て行うものとするが、現に危険が切迫し、緊急の事態においては、本部長が指定する班長が避難のため立ち退きを指示することができる。（その旨を速やかに空知総合振興局長に報告する。）

##### イ 北海道知事

災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関し、代わって実施しなければならない。

この場合、代行を開始し、及び終了したときは、その旨を公示しなければならない。

##### ウ 警察官

市長が指示するいとまがないとき、又は市長から要求があったときは、直接住民等に対しての避難のための立ち退きを指示することができる。

この場合において、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

##### エ 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、市長（指定する市職員）及び警察官がその場にいない限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条及び警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条）

（ア）住民等の避難等の措置等 （警察官職務執行法第4条）

（イ）他人の土地等への立入り （警察官職務執行法第6条第1項）

（ウ）警戒区域の設定等 （基本法第63条第3項）

（エ）他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等 （基本法第64条第8項）

（オ）住民等への応急措置業務従事命令 （基本法第65条第3項）

## 第5章（災害応急対策計画）

オ 知事又はその命を受けた職員（水防法第29条、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条）

(ア) 洪水等による避難の指示

洪水等により著しく危険が切迫していると認められるときに、立ち退きを指示する。

(イ) 土砂災害（土石流、がけ崩れ及び地すべりをいう。以下同じ。）による避難の指示  
土砂災害により著しく危険が切迫していると認められるときに、立ち退きを指示する。

(2) 避難勧告及び避難指示（緊急）又は避難準備・高齢者等避難開始区分の基準

ア 避難勧告

その地域の居住者を拘束するものではないが、居住者等がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。

イ 避難指示（緊急）

災害による危険が目前に切迫している場合等に発せられ、勧告よりも拘束力が強く、居住者等を避難のために立ち退かせるためのものをいう。

ウ 避難準備・高齢者等避難開始

避難行動要支援者等の避難行動に特に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況のときは、計画された避難所へ安全に避難開始を求め、その他の人々にも家族等との連絡、非常用持出品の用意等避難準備の開始を求めるものをいう。

エ 避難の態様

(ア) 事前避難

次の場合に被災危険区域住民に避難場所等を示して避難の勧告又は指示を行う。

- a 大雨、暴風又は洪水の警報等が発表され、避難を要すると判断されたとき。
- b 河川がはん濫注意水位を突破し、更に水位が上昇するおそれがあるとき。
- c 土砂災害警戒情報発表による判断基準は、土砂災害警戒情報や補足情報、前兆現象や災害発生状況などを総合的に判断して避難勧告を発令する。
- d その他諸般の状況から避難の準備又は避難する必要があると認められるとき。

(イ) 緊急避難

事前避難のいとまがない場合（地震、火災、洪水等による被災の危険が目前に切迫していると判断されるときをいう。）は、至近の安全な場所に緊急避難させる。

(ウ) 収容避難

事前避難として利用した場所に危険が生じ、他の安全な場所に緊急避難させると、又は救出者を安全な場所へ避難させるときは、輸送車両を用意するなどの手段を講じて避難させる。

(3) 避難勧告及び避難指示（緊急）又は避難準備・高齢者等避難開始情報の伝達方法

ア 勧告及び指示事項

(ア) 発令日時

(イ) 発令者

(ウ) 避難先

(エ) 避難経路

(オ) 避難の理由

(カ) 対象区域

(キ) 注意事項

a 携行品は、限られたものだけにする。（食糧、水筒、タオル、ポケットティッシュ、着替え、救急薬品、懐中電灯、携帯用ラジオ、貴重品等）

b 服装は必要に応じ、帽子、頭巾、雨合羽、防寒用具等を携帯する。

c 避難時の戸締りをする。

d 火気に注意し、火災が発生しないようにする。

e 会社、工場等にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流出防止及び発火しやすい薬品、ガス等の保安措置を講ずること。

イ 伝達方法（下記以外の詳細については、滝川市避難判断・伝達マニュアルによる。）

(ア) 避難信号による伝達

前章第3節の水防計画の6の水防信号の指定に定める危険信号によるものとする。

(イ) 放送、電話、サイレン等による伝達

NHK及びFMなかそらち等民間放送局に対し、勧告又は指示を行った旨を連絡し、関係住民に伝達すべき事項を示し、放送するよう協力を求めるとともに、電話、サイレン等を通じ伝達する。

(ウ) 広報車による伝達

市、消防機関、警察署などの広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。

(エ) 伝達員による個別伝達

避難を勧告し、又は指示したときが、夜間、停電時又は風雨が激しい場合で関係住民に対する完全周知が困難であると予想されるときは、本部職員、消防職団員等で班を編成し、個別に伝達する。

(オ) I C Tによる伝達

市ホームページ、エリアメール、緊急速報メール、ソーシャルネットワークにより伝達する。

#### (4) 警戒区域の設定

災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるられるときは、次により警戒区域を設定するものとする。

ア 市長

必要な警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

### イ 警察官

市長（指定する市職員）が現場にいないとき等において、警察官がアに掲げる職権を行うことができる。この場合において、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

### ウ 自衛官

市長の職権を行うことができる者がいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた自衛官がアに掲げる職権を行うことができる。この場合において、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

## （5）指定緊急避難場所及び指定避難所（P5-15「避難所一覧表」）

### ア 指定緊急避難場所

災害が発生又は発生する恐れがある場合に円滑かつ迅速な避難をするための施設又は場所を、災害の種類ごとに指定するものである。

災害対策基本法第49条の4第1項に定める指定緊急避難場所は以下のとおりとする。

○：指定緊急避難場所 ×：指定緊急避難場所の基準を満たさないもの

－：指定対象外（対象とする災害が想定されない）

### イ 指定避難所

指定避難所とは、災害が発生した場合に避難のために立退きを行った居住者、滞在者及びその他の被災者等を一時的に滞在させるための公共施設その他の施設をいう。

### ウ 各避難所の収容人数

収容人数については、一人当たりのスペースの基本を3.0m<sup>2</sup>として算定。

なお、大規模災害時の初動期には、多くの避難者の利用が想定されるため、一人当たりのスペースを縮小（最大20%程度）し対応するほか、中空知5市5町防災に関する協定等による広域避難及び災害時における避難所としての施設利用に関する協定に基づき避難者の受入れ先を検討する。

## （6）避難所の機能別分類（P5-21「避難所一覧表」）

大規模災害の場合は、多数の避難所を開設しなければならないことから、限られた市職員数でそれらの避難所運営を行うためには、効率的で実行可能な運営を図ることが重要になる。

そのため、現行の避難所を、市職員が運営主体となり基幹的な役割を果たす避難所、地域住民等の協力を得ながら運営する避難所、さらには地域住民等が運営主体となる自立的な避難所といった機能別に、「基幹避難所」、「地域避難所」及び「自立型避難所」とする。

### ア 「基幹避難所」（指定避難所・指定緊急避難場所）

基幹避難所は、地域の災害対応拠点として、市職員の常駐及び計画的な物資の備蓄を行い、地域避難所及び自立型避難所への物資補給等の中心としての機能を果たす。

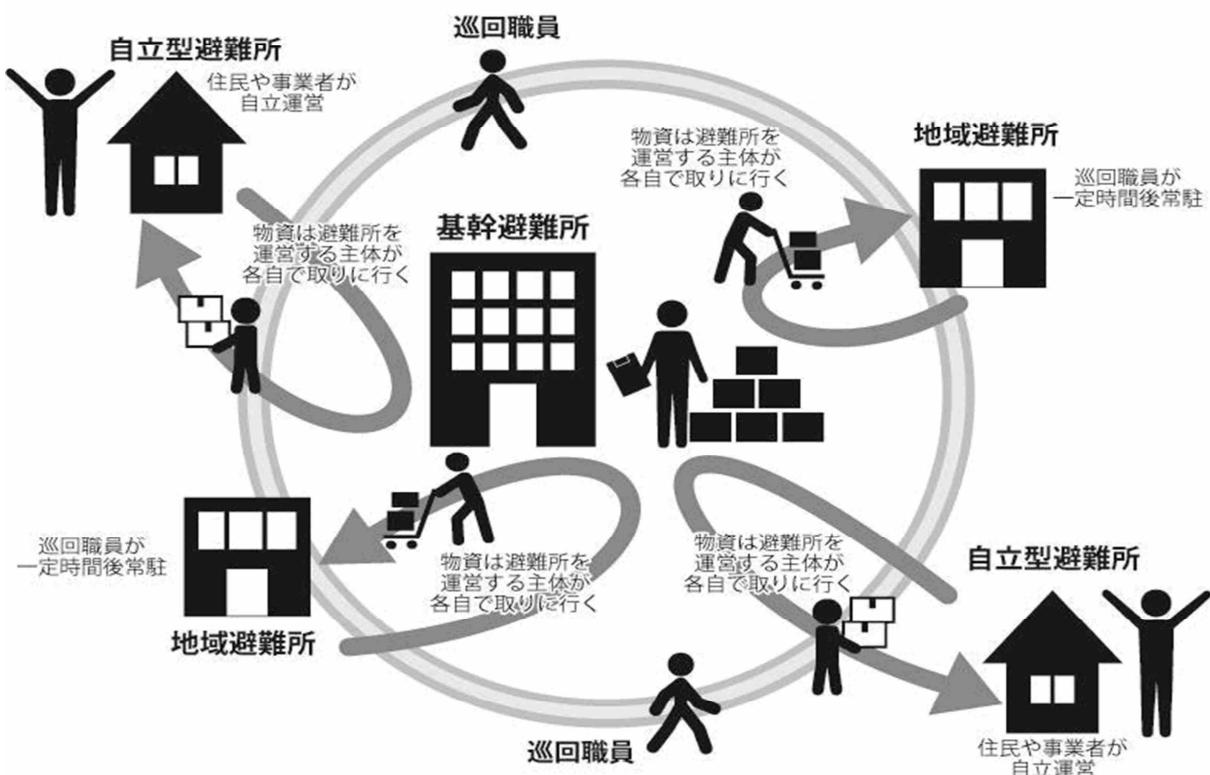
### イ 「地域避難所」（指定避難所・指定緊急避難場所）

地域避難所は、指定避難所の内、基幹避難所を除く避難所とし、市職員の支援（巡回）を受け、住民等が運営主体となり、基幹避難所との連携により物資の補給等を行うことで、基幹避難所を補完する機能を果たす。なお、応援職員等が到着次第、職員（国、道、ボラ

ンティア等）が常駐する。

ウ 「自立型避難所」（資料編「滝川市自立型避難所事前登録に関する要綱」）

住民及び民間事業者等が運営主体となり、民間施設等（町内会館、病院、寺社、公共施設など）を活用した、より地域に密着した避難所を自立型避難所とする。



※基幹避難所、地域避難所及び自立型避難所の相關図は次のとおり。

## 第5章（災害応急対策計画）

避難所一覧表

指定避難所	基幹避難所	地域避難所	地図 (附図化粧)	大規模水害時 (浸水想定区域外)	指定緊急避難場所 (災害種別)			
					見直し後収容 人数 ～20%縮小	見直し後収容 人数 ～20%縮小	洪水	土砂災害
明栄中学校	○		553～664		×	-	○	○
滝川第三小学校	○		493～590		×	-	○	○
文化センター					×	-	×	○
こどもセンター めもる	○		71～85		×	-	○	×
東地区コミュニティセンター	○		79～95		×	-	○	×
滝川高等学校	○		544～653		×	-	○	○
本町地区 コミュニティセンター	○		79～95		×	-	○	×
中央児童センター	○		294～353		×	-	○	×
滝川工業高等学校	○		342～410	342～410	○	-	○	○
江陵中学校	○		452～542	452～542	○	○	○	○
滝川第一小学校	○		524～629	524～629	○	○	○	○
東小学校	○		401～481	401～481	○	○	○	○
中地区コミュニティセンター	○		77～92	77～92	○	○	○	×
滝川市スポーツセンター 第1体育館	○		378～454	378～454	○	-	○	○
滝川市スポーツセンター 第2体育館	○		225～270	225～270	○	-	○	○
三世代交流センター 北地区分館	○		44～53	44～53	○	-	○	×
東滝川地区軽作研修センター	○		90～108	90～108	○	-	○	×
花・野菜技術センター	○		82～98	82～98	○	-	○	○
滝川第二小学校	○		509～611	509～611	○	-	○	○
北地区コミュニティセンター	○		71～85	71～85	○	-	○	×
関西中学校	○		409～491		×	-	○	○
西小学校	○		344～413		×	-	○	○
滝川西高等学校	○		807～969		×	-	○	○
三世代交流センター	○		197～236		×	-	○	×
泉町福祉会館	○			64～77	○	×	-	×
馬町地区 コミュニティセンター	○		52～62		×	-	○	×
春町地区 コミュニティセンター	○		64～77	64～77	○	-	○	×
滝川ふれ愛の里	○		86～103		×	-	○	○
江部乙小学校	○		259～311	259～311	○	-	○	○
江部乙中学校	○		317～380	317～380	○	-	○	○
農村環境改善センター （「道の駅たきがわ」 の施設を含む）	○		231～277	231～277	○	-	○	○
計			8,074 ～9,687	4,120 ～4,955				

## 第5章（災害応急対策計画）

(7) 広域避難場所（大火災やそれに準ずる事態が発生した場合等に周辺地区から避難者を収容する場所をいう。）

避難対象地区	避難場所名称・面積	施設管理者	連絡電話番号
全地域	滝の川公園（運動広場等） 179,600m <sup>2</sup>	指定管理者	23-4617
	滝川ふれ愛の里（広場等） 36,700m <sup>2</sup>	指定管理者	26-2000
	丸加高原健康の郷（広場等） 126,000m <sup>2</sup>	産業振興部	75-5451

(8) 水害時における避難所開設の考え方

### ア 自主避難所の開設

自主避難とは、災害時に市が発令する「【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始」、「【警戒レベル4】避難勧告・避難指示（緊急）」、「【警戒レベル5】災害発生情報」を待たずに、自主的に避難することであり、自然災害など身の回りに危険を感じ、自主的に避難することを言う。

また、停電時の対応は基本的には株式会社北海道電力となります、平成30年9月の北海道胆振東部地震のブラックアウトのような大規模停電の場合などは、必要に応じて自主避難所開設の検討を行う。

なお、非常用発電機の外部接続が可能な避難所は、滝川市スポーツセンター第1体育館、東滝川地区転作研修センター、農村環境改善センターの3か所となっている。

#### (ア) 避難先の確保

自主避難を行う場合には、親戚宅や知人宅など安全な場所を事前に確保することが必要になるが、確保できない場合には市役所に自主避難所の開設要請をし、市では気象状況等を考慮したうえで、必要と判断した場合は開設する。

なお、自主避難所は、避難勧告等が発令された場合と異なり、一時的に開設される避難所であることから災害の恐れがなくなった場合は閉鎖する。

#### (イ) 自主避難の場合の持ち物

基本的に市からの公的支援は行わない。避難中の食事や生活必需品（着替え、寝具等）は、避難者自身で準備し持参するようお願いする。

#### (ウ) 自主避難所想定箇所（市職員常駐）

自主避難では小人数の受入れが想定されることから、自動車避難を前提に最小限の避難所開設とする。

##### ○小規模な被害が想定される場合：滝川市役所

（江部乙地域又は東滝川地域に被害が想定される場合は、農村環境改善センターの開設並びに東滝川地区転作研修センターの開設を検討する。）

##### ○大規模な被害が想定される場合：滝川市スポーツセンター第1体育館

#### イ 小規模水害時の避難所の開設と運営

小規模災害（市街地等浸水等）時ごとの避難所を指定する。

なお、この指定は、浸水被害等の状況に応じて避難所が変更される場合がある。

## 第5章（災害応急対策計画）

市街地における低地帯の浸水予想区域（滝川市地域防災計画第4章 災害危険区域位置図より）

低地帯の浸水予想区域番号	地区町名	避難者想定人数	想定される避難所
1	東町	88人	東地区コミュニティセンター
2	新町	87人	中央児童センター

地すべり、がけ崩れ等予想区域（滝川市地域防災計画 地すべり、がけ崩れ等予想区域図より）

低地帯の浸水予想区域番号	地区町名	避難者想定人数	想定される避難所
1	一の坂町	120人	中地区コミュニティセンター
			江陵中学校
			滝川第一小学校
			東小学校

中小河川の予想地区（水防地区）（滝川市地域防災計画 水防区域図より）

水防地区番号	地区町名	河川名	避難者想定人数	想定される避難所
1	有明町	銀川石狩川合流点から1.0km	38人	三世代交流センター
2	西滝川	ラウネ川 石狩川合流点から0.5km	33人	幸町コミュニティセンター
3	江部乙町、 西滝川、 北滝の川	熊穴川 洪水浸水想定区域図	101人	滝川市スポーツセンター 第1体育館
4	東滝川	空知川 石狩川合流点から7.4km	105人	東滝川地区転作研修センター
5	江部乙町 西15丁目	江部乙川 石狩川合流点から1.15km	8人	農村環境改善センター
6	北滝の川 西4丁目	深沢川 石狩川合流点から3.4km	30人	三世代交流センター北地区分館
7	江部乙町 西15丁目	江部乙川 石狩川合流点から2.5km	10人	農村環境改善センター

### ウ 大規模水害時（石狩川・空知川の氾濫）の避難対象地区の指定

大規模水害時（石狩川・空知川の氾濫）には、浸水想定区域外の高台附近への避難が集中することが想定される。そのため、各避難対象地区から避難所までの避難距離の一定の均衡が図られるよう、洪水時（大規模水害）対象地区表のとおり避難対象地区と避難所を北ブロック、南ブロック、東滝川、江部乙に分類する。

なお、ブロック分けは、あくまでも避難距離の均衡を目指すものであり、他のブロック

## 第5章（災害応急対策計画）

の避難所への避難を妨げるものではない。

また、各避難所の運営に当たっては、(6)避難所の機能別分類のとおり、多数の避難所を開設しなければならないことから、効率的で実行可能な運営を図るため、現行の避難所を、「基幹避難所」、「地域避難所」及び「自立型避難所」と機能別に分類し運営する。

洪水時（大規模水害）対象地区表

	避難対象地区	大規模水害時の避難所
北ブロック	本町、大町、一の坂町西、幸町、緑町、東町、西滝川	滝川市スポーツセンター第1・第2体育館、三世代交流センター北地区分館、滝川第二小学校、北地区コミュニティセンター、滝川工業高等学校
南ブロック	泉町、明神町、栄町、扇町、西町、流通団地、花月町、新町、有明町、空知町、中島町	江陵中学校、滝川第一小学校、東小学校、中地区コミュニティセンター、幸町地区コミュニティセンター、泉町福祉会館
東滝川	東滝川町	東滝川地区転作研修センター、花・野菜技術センター
江部乙	江部乙町	農村環境改善センター、江部乙小学校、江部乙中学校

### (9) 地震における避難所開設の考え方

#### ア 小規模地震時の避難所の開設と運営

小規模地震時の場合は、避難想定が困難であるが、家屋が被災した場合には最寄りの指定避難所（指定緊急避難場所）に緊急的に避難することが想定される。そのため市では、被災状況に応じて避難所を開設する。

#### イ 大規模地震時の避難所の開設と運営

大規模地震時の場合は、多数の避難所を開設しなければならないことから、各避難所の運営に当たっては、(6)避難所の機能別分類のとおり、効率的で実行可能な運営を図るため、現行の避難所を、「基幹避難所」、「地域避難所」及び「自立型避難所」と機能別に分類し運営する。

### (10) 福祉避難所

#### ア 避難所等で避難生活が困難な高齢者、障がい者などの要配慮者を収容するための福祉避難所は必要に応じて指定し開設する。

なお、開設については防災協定による民間施設（5施設）とし、要介護度や施設管理者と協議うえ開設する。

#### イ 福祉避難所における避難所の開設と運営

(ア) 福祉避難所の開設は、防災協定に基づき事業者に依頼する。

(イ) 基幹避難所での介護者については、支援が必要な度合いにより部屋を決めて受入する

## 第5章（災害応急対策計画）

などの対応が求められる。

- (ウ) 医師・看護師の巡回、介護士の配置は当面施設職員により対応する。  
○医師・看護師の福祉避難所等の巡回については、北海道空知総合振興局滝川地域保健室（以下「滝川地域保健室」という。）に依頼し実施する。  
○福祉避難所及び基幹避難所の介護士の派遣にあたっては、滝川地域介護サービス事業者連絡協議会に要請する。
- (エ) 福祉避難所への受入人数が不足の場合については、滝川地域保健室を通じて北海道全体で受入可能な入院施設、福祉施設を紹介いただき、順次対応する。
- (オ) ほほえみ工房は、施設のみを提供いただき、市職員が常駐する。
- (カ) 福祉避難所への避難者数を抑えるためにも、日ごろから親族等による受入も含めた個人支援プランの作成を促進する。

福祉避難所収容人数

福祉避難所（防災協定）	地震 (耐震化済)	大規模水害時 (浸水想定区域外)	備考 受入可能な要介護度 (参考)
老人保健施設ナイスケアすずかけ	70	70	要介護 1～5
滝川市老人ホーム緑寿園	30	30	要介護 1～5
ほほえみ工房	40	40	※1
サービス付き高齢者向け住宅ゆい	5		要介護 1・2
介護付き有料老人ホームあおぞら	5		要介護 1～5
滝川市西町デイサービスセンター	10		要介護 1～5
計	160	140	

※1 ほほえみ工房は、当該施設の利用のみの協定であるため、介護士等の受入れ体制を整えてからの受入れとなる。

### (11) 一時避難場所

災害時又は災害の到来に備えて、一時的に身の安全確保を図るために退避等する場所として、市立小中学校のグラウンド、駅前広場、道の駅たきかわ及び全ての都市公園を指定する。

- (12) 指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所（以下「避難所」という。）の運営管理  
ア 避難所には救護部長の指名する運営管理者及び補助者を置くものとする。  
イ 運営管理者は、本部及び当該施設の管理者との連絡、避難者の収容、避難者との連絡、避難状況の掌握に努め、避難者に対する情報の提供、指示等に当たるほか、避難者の安全確保及び混乱の防止を図ると同時に、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。  
ウ 避難所の運営については、別に定める避難所運営マニュアルに基づき、町内会、自主防災組織、ボランティア団体等民間団体の協力を得て行うものとする。

エ 市は避難者の健全な住生活の確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(13) 避難誘導及び避難方法

ア 避難誘導者

避難者の誘導は、対策本部救護部、消防職員、消防団員及び警察官が協力して行うものとする。この場合に、避難指示の伝達、避難者の掌握等を行うため、必要に応じ民間団体の協力を得るものとする。

イ 避難経路の表示

避難経路を避難住民に徹底させる必要があると認めたときは、その安全を確認し、要所に誘導員を配置する。また、状況により標示板等を設置し、事故の防止を図るものとする。

ウ 避難の順位

避難させる場合には、避難行動要支援者を優先的に避難させるものとする。

エ 避難の方法

(ア) 避難は避難者自ら行うことを原則とする。

(イ) 自力で避難できない場合、避難途中に危険がある場合又は病院等の入院患者等の避難については、車両を利用して行う。

(ウ) 避難が広域にわたり、大規模な移送を要し、市において対応処理ができないときは、他の市町村等又は自衛隊に対して応援要請又は派遣要請依頼を行う。

(エ) 避難に当たっては、避難誘導者は、避難経路、避難場所の安全確保のため支障となるものの排除を行うものとする。また、市は平常時から現状を把握のうえ、危険区域等の避難路の確保を図るものとする。

(14) 避難所の仮設

避難所が使用不能となった場合又は避難所に収容しきれなくなった場合には、市が指定する他地域へ移送するものとする。ただし、災害の種類、被害又は避難の状況等により、仮設避難所の設営を行うものとする。

(15) 帳簿類の整備

避難所における収容状況及び物品の受払いを明確にするため必要な帳簿を備えておくものとする。

また、個人情報の取扱いに充分配慮するものとする。

## 第5章（災害応急対策計画）

### ア 避難所収容台帳

#### 避 難 所 収 容 台 帳

○○避難所

責任者 認印	月 日	収容人員	物品使用状況		事 項	備 考
			品 名	数 量		

(注) 1 「収容人員」欄は当日の最高収容人員を記入、収容人員の増減経過は、「事項」欄に記入すること。

- 2 「物品使用状況」欄は、開設期間中に使用した品名・数量を記入すること。
- 3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、収容期間を「備考」欄に記入すること。

### イ 避難所用品受払簿

#### 避 難 所 用 品 受 払 簿

滝 川 市

品 名	単 位	滝 川 市			
月 日	摘要	要	受	払	残

(注) 1 「摘要」欄に購入先、受入先又は払出先を記入すること。

- 2 「備考」欄に購入単位及び購入金額を記入すること。
- 3 最終行欄に受払残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

### ウ 避難所設置及び収容状況

#### 避難所設置及び収容状況台帳

滝 川 市

避難所名	所 在 地	開設期間	実 人 員	延 人 員	開 設 日	備 考

~~~~~

~~~~~

計						
---	--	--	--	--	--	--

### (16) 北海道（空知総合振興局）に対する報告

- ア 避難所の事前準備及び勧告、指示を市長等が発令したときは、次の事項を記録して知事（空知総合振興局長）に報告するものとする。（市長以外の者が発令したときは、市長を経由して報告すること。）

- (ア) 発令者
- (イ) 発令理由
- (ウ) 発令日時
- (エ) 避難の対象区域
- (オ) 避難先

イ 避難所を開設したときは、知事（空知総合振興局長）に次の事項を報告するものとする。

- (ア) 避難所開設の日時、場所、箇所数及び施設名
- (イ) 収容状況、収容人員
- (ウ) 炊き出し等の状況
- (エ) 開設期間の見込み

ウ 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに知事（空知総合振興局長）に報告する。

## 2 救出計画

### (1) 救出実施責任者

市長（救助法の適用を受け、知事の委任を受けた場合を含む。）は、警察官、消防機関等の協力を得て救出を行うが、災害が甚大であり、本部のみで救出の実施が困難な場合は、第22節の自衛隊災害派遣要請計画に基づき、知事（空知総合振興局長）に自衛隊派遣の要請を要求するものとする。

### (2) 救出を必要とする場合

災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は行方不明の状態の者でおおむね次に該当する場合とする。

- ア 火災の際、火中に取り残された場合
- イ 台風、地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合
- ウ 水害の際、家屋とともに流され、又は孤立した場合
- エ 山崩れ、地すべり等により生き埋めになった場合又は列車、自動車等の大事故が発生した場合
- オ その他の大事故が発生し、多数の死傷者が生じた場合

## 3 費用及び期間

被災者の避難・救出のための費用及び期間は、救助法が適用された場合に準ずるものとする。その内容は、概ね「救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりである。

## 第6節 食料供給計画

災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する食料の確保と供給の手続等については、この計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

市長（担当：救護部）

救助法が適用された場合は、市長が北海道知事の委任により実施する。

### 2 食料供給の対象者

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家が被災して、炊事ができない者
- (3) 災害応急対策に従事している者

なお、避難行動要支援者（高齢者、乳幼児、障がい者、妊産婦等）に対しては十分配慮することとする。

### 3 食料供給の方法

#### (1) 調達方法

食料の調達は、防災協定締結者及び小売又は卸売業者から購入するものとするが、調達が困難な場合又は不足の場合は、空知総合振興局長を通じて北海道知事に要請する。

米飯給食をする場合は、市内の仕出し業者、飲食店、旅館等を利用することとし、本部で炊き出しをする場合は、別表に掲げる施設を利用するほか、給食設備を有する市内民間施設の協力を得るとともに、炊き出し協力団体として第2章第4節に定める住民組織等の協力を求める。

#### (2) 供給方法

食料供給の輸送等については、車両等によるものとし、第14節の輸送計画及び第16節の労務供給計画により措置するものとする。

## 第5章（災害応急対策計画）

別表（3の(2)関係）

### 炊き出し施設

施設名	所在地	1回当たり 炊出能力	電話番号
滝川第二小学校	滝の川町東1丁目1番45号	31.5kg	23-2786
滝川第三小学校共同調理場	花月町2丁目2番12号	31.5kg	24-6105
西小学校共同調理場	西町6丁目7番17号	31.5kg	24-6275
東小学校	文京町2丁目1番1号	31.5kg	23-1591
江陵中学校	黄金町西1丁目7番18号	31.5kg	24-6156
江部乙共同調理場	江部乙町東13丁目1426番地1	31.5kg	75-2404

※炊出しが能力はその施設の1回当たり炊飯量を記載した。

米1合(150g)でおにぎり2個。30kg炊飯の場合、炊飯時間30~40分で400個のおにぎりを想定。10人で握った場合、20分程度で握り上げ可能。米とぎ等の準備時間を含むと30kgの米を炊飯し、おにぎりの炊出しまでの1工程は2時間程度と想定される。

## 4 炊き出しの計画

### (1) 実施責任者

被災者に対する炊き出しは、救護部が担当する。

### (2) 炊き出しの方法

炊き出しは、日本赤十字社奉仕団、婦人団体等の協力を得て学校給食施設その他の給食施設を有する会館等を利用して行うものとする。

なお、必要によってはパン給食を行うものとする。

## 5 給与状況の記録

炊き出し等を実施した場合は、次の様式により記録しておなかけなければならない。

### 炊出し給与状況

滝川市

炊出し場所の名称	月 日			月 日			～～～	合計	実支出額 円	備考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜				
							～～～			
							～～～			
							～～～			
							～～～			
計							～～～			

(注) 「備考」欄は、給食内容を記入すること。

## 第7節 衣料、生活必需品等物資供給計画

災害時における被災者に対する被服その他の生活必需品の供給の確保については、この計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

- (1) 救助法が適用されない場合における被災者に対する物資の供給は、市長（担当：派遣部）が行うものとし、物資の調達が困難なときは、北海道知事にあっせん及び調達を要請するものとする。
- (2) 救助法が適用された場合は、市長が北海道知事の委任により実施する。

### 2 実施の方法

- (1) 市長が特に必要があると認めるときは、災害の実態に応じて、次により給与又は貸与を行うものとする。
- (2) 納入又は貸与の対象者
  - ア 災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた者
  - イ 災害により被服、寝具その他の生活必需物資を喪失し、日常生活を営むことが困難と認められる者

### 3 納入又は貸与物資の種類

被災者に納入し、又は貸与する救援物資の品目は、おおむね次のとおりとする。なお、災害時要援護者（高齢者、乳幼児、障がい者、妊産婦等）に対する生活必需品の調達については、十分配慮することとする。

- (1) 寝具
- (2) 外衣
- (3) 肌着
- (4) 身の回り品
- (5) 炊事道具
- (6) 食器
- (7) 日用品
- (8) 光熱材料

### 4 納入又は貸与の方法

- (1) 地区取扱責任者

物資の納入又は貸与については、各町内会長等の協力を得て行うものとする。

- (2) 納入又は貸与台帳の整備

救援物資の納入又は貸与に当たっては、次の簿冊を備え、その経過を明らかにして処理するものとする。

ア 世帯構成員別被害状況（別記第1号様式）

## 第5章（災害応急対策計画）

- イ 物資購入（配分）計画表（別記第2号様式）
- ウ 物資受払簿（別記第3号様式）
- エ 物資給与及び受領簿（別記第4号様式）

### 5 衣料、生活必需品等の調達先

災害の状況に応じて防災協定締結者及び市内の各衣料品店及び日用品取扱店を調達先とする。なお、調達困難な場合は道に依頼し、調達するものとする。

### 6 給与又は貸与期間

災害発生の日から、10日以内に行うものとする。

別記第1号様式（4の(2)関係）

世帯構成員別被害状況

年月日		滝川市													
被害別	世帯構成員別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯	計	小学校	中学校	高等学校
全 壊 (焼)															
流 失															
半 壊 (焼)															
床 上 浸 水															

別記第2号様式（4の(2)関係）

物資購入（配分）計画表

滝川市

品名	単価	世帯区分	1人世帯				2人世帯				3人世帯				計			
			円		円		円		円		円		円					
			数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額												
計																		

## 第5章（災害応急対策計画）

別記第3号様式（4の(2)関係）

## 物 資 受 払 簿

品 名		単位呼称	枚		滝川市	
年 月 日	摘要	受	払	残	備考	

~~~~~

~~~~~

~~

--	--	--	--	--	--

(注) 1 「摘要」欄は購入先、受入先及び払出先を記入すること。

2 最終行欄は、道からの受入分及び市調達分別に受・払・残の計及び金額を明らかにしておくこと。

別記第4号様式（4の(2)関係）

## 物 資 給 与 及 び 受 領 簿

滝川市

住 家 被 害 程 度 区 分		給 与 の 基 礎 と な つ た 世 帯 構 成 員	
--------------------	--	-----------------------------------	--

災害救助用物資として、次のとおり受領しました。

年 月 日

## 住 所

世帯主氏名

印

給与年月日	品 名	数 量	備 考	給与年月日	品 名	数 量	備 考

~~~~~

~~~~~


(注) り災者の受領年月日は、その世帯に対し最後に給与された物資の受領年月日とすること。

## 第8節 給水計画

災害により給水施設が被災したとき、又は飲料水が枯渇し、若しくは汚染して飲料水の供給が不可能になったときに、住民に必要最少限の飲料水を供給し、住民の保護を図るために必要な事項については、中空知広域水道企業団が定める「危機管理マニュアル・災害・事故対策計画」によるものを基本として、この計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

応急給水は、市長（担当：施設部）が企業団企業長へ要請し、市と企業団が共同で実施する。施設部各班員は企業団対策本部員と相互連絡を密にし、給水に万全を期するものとする。（救助法が適用され、北海道知事の委任を受けた場合も同様とする。）

また、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度（一人当たり1日概ね3リットル）、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

### 2 給水方法

中空知広域水道企業団災害・事故対策計画に基づき

#### （1）水道施設に被害のない場合

消防タンク車又は給水タンクによって給水する。

#### （2）水道施設のうち給配水管のみに被害のあった場合

被災地域は、直ちに断水し、関係住民に被害状況を周知徹底させ、消防タンク車、給水タンク又は給水用資器材により搬送給水する。

#### （3）上水道施設全部が被災した場合

湧水又は表流水のろ過消毒を行い給水するほか、近隣市町に要請して飲料水の供給を受ける。

また、搬送給水は、消防タンク車又は給水タンクによるほか、必要に応じ自衛隊の出動を得て行う。

### 3 給水施設の応急復旧

水道施設の復旧については、共用栓、消火栓及び医療施設等緊急を要するものを優先的に行うものとする。

### 4 応援の要請

市長からの要請を受けて企業長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、近隣市町村又は道へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員若しくは給水資器材の応援を要請するものとする。

### 5 住民への周知

給水に際しては、給水時間又は給水場所を事前に住民へ周知する。

## 第9節 医療救護計画

災害のため、その地域の医療機関の機能が停止し、混乱し、又は医療機関が著しく不足したため、被災地の住民が医療の途を失った場合又は集団的に多数の死傷者が発生した場合に、防災関係機関等が迅速かつ的確な応急的緊急医療措置を実施し、医療救護に関し万全を期するための対策は、この計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

医療救護は、市長（担当：医療部）が行い、救助法が適用された場合は、北海道知事の委任により市長が実施するほか、北海道知事の委任を受けた日本赤十字社北海道支部が実施する。また、滝川市医師会と緊密な連携のもとに実施するものとする。

### 2 医療救護の対象者

#### （1）対象者

医療救護の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害又は集団的に多数の死傷者が発生したため医療の途を失った者及び、災害発生後7日間の分娩者で災害のため助産の途を失った者とする。

なお、集団的に多数の死傷者とは、おおむね50人以上に及ぶ災害とする。

#### （2）対象者の把握

対象者の把握は、所管の如何を問わず、できる限り正確かつ迅速に把握し市長に通知するものとする。

この場合において通知を受けた市長は、直ちに援護に関し医師、看護師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資器材の確保及び手配その他の必要な措置を講ずるよう関係部・班に指示するものとする。

### 3 応急救護所の設置

市長は、災害の規模等に応じて必要があると判断したときは、応急救護所を設置するものとする。

応急救護所は、市内における災害時の医療・救護の拠点病院である滝川市立病院をはじめとする市内各医療機関を原則とするが、災害の状況等により、学校、体育館等の公共施設を使用する。

### 4 滝川市医師会に対する出動要請

市長は、災害の規模等により、応急医療の必要があるときは、「災害時の医療、救護活動に関する協定書」に基づき滝川市医師会長に対し、次のとおり救護班の編成及び医療活動の実施を要請するものとする。なお、救護班の構成は、同医師会長の定めるところによる。

また、災害規模等必要に応じ、北海道知事及び自衛隊に対し救出、搬出及び医療物資の運送等の応援要請を行うものとする。

(1) 要請項目

- ア 災害発生の日時、場所、原因及び状況
- イ 出動の日時及び場所
- ウ 出動に要する人員及び資器材
- エ その他必要事項

(2) 医療救護班の業務

- ア トリアージ（患者の重症度、緊急性により治療の優先順位を決める。）
- イ 傷病者に対する応急処置及び医療
- ウ 傷病者の医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- エ 助産救護
- オ 被災住民等の健康管理
- カ 死亡の確認
- キ その他状況に応じた処置

(3) 医療救護活動の記録

救護班の医療救護活動については、事後速やかに次に掲げる内容を示した報告書を市長に提出するものとする。

- ア 出動場所及び期間
- イ 出動者の種別及び人員
- ウ 受診者数（死亡、重傷及び軽傷別）
- エ 使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗、破損等の内容
- オ 医療救護活動の概要
- カ その他必要事項

## 5 医薬品等の確保

医療救護に必要な医薬品、衛生材料及び医療器具の確保は、防災協定締結業者及び市内医薬品等の取扱業者から調達するものとするが、市内での調達が困難な場合は、市長は、北海道知事に対し、あっせん又は提供を要請するものとする。

## 6 関係機関の応援

市長は、災害規模等必要に応じ、北海道知事に対し次の関係機関の応援要請を行う。

- (1) 救護班の支援（赤十字病院、道立病院）
- (2) 患者移送（北海道、北海道警察及び陸上自衛隊）

## 7 災害通報伝達及び傷病者の把握

(1) 災害通報伝達

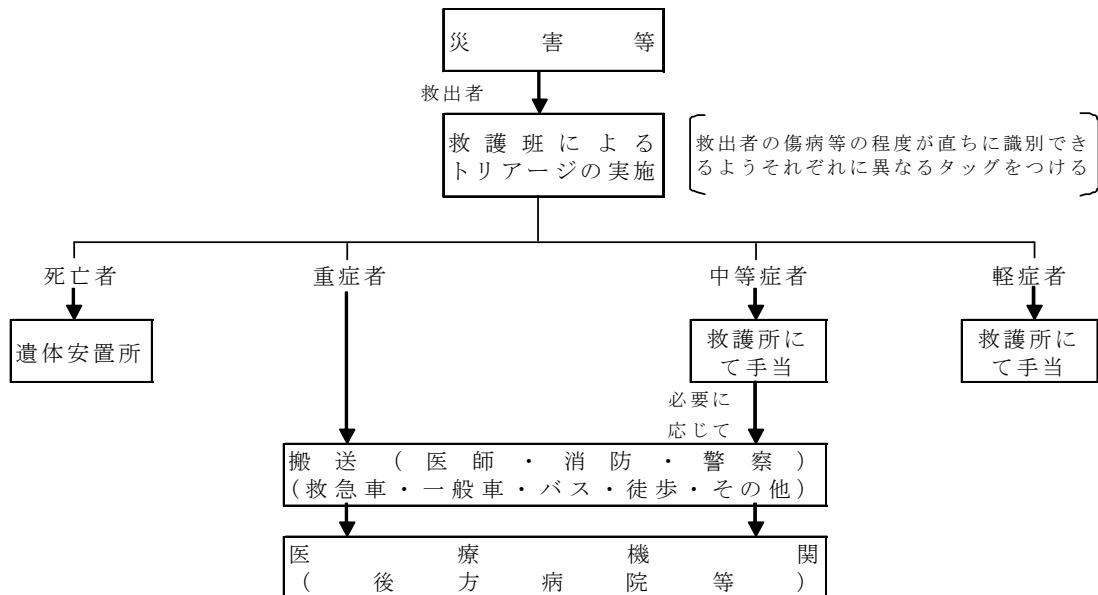
通信連絡体制及び方法については、第3章の災害情報通信計画に定めるところによるものとする。

なお、各関係機関の持つ専用通信施設及び移動無線等を使用し、有効適切な通信体制を確保するものとする。

(2) 傷病者の把握

傷病者の把握に当たっては、救急状況調書（別記第1号様式）を作成の上、記録集計表（別記第2号様式）に記載するものとする。

(3) 傷病者等の搬送系統



## 8 経費の負担及び損害賠償

(1) 経費の負担区分

医療救護対策に従事した医師等に対する実費弁償及び損害補償の負担は、次の区分によることを原則とする。

ア 滝川市

市が対策を実施する責務を有する災害の場合

イ 北海道

救助法が適用された災害の場合

ウ 企業体等

企業体等の施設等において発生した災害の場合及び災害発生の原因が企業体等にある場合

(2) 実費弁償

要請に基づき出動した医師等に対する手当は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第11条の規定に基づき北海道知事が定めた額又は救助法の規定に準じた額による。

また、医療救護活動のため使用した薬剤、治療材料及び医療器具の消耗破損については、その実費を時価で、それぞれ(1)の負担区分により弁償するものとする。

(3) 損害補償

医療救護活動のため出動した医師等がそのために死亡、負傷若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときはこれによって受ける損害を、医療救護活動のため出動した医師に係る物件がそのために損害を受けたときは、その損害の程度に応じた額をそれぞれ(1)の負

第5章（災害応急対策計画）

担区分により補償する。

別記第1号様式（6の(2)関係）

救急状況調書

滝川市

取扱者	認識番号	職業	氏名	年齢	性別	住所又は傷病者の特	傷病程度	収容医療機関名
	No.				男女		死・重 中・軽	病院 医院 診療所

~~~~~

~~~~~

--	--	--	--	--	--	--	--

別記第2号様式（6の(2)関係）

記録集計表

滝川市

月日現在 被災状況	死亡		重傷	中傷	軽傷	合計	収容場所	出動隊名
	現場	医療機関						
月日 時分現在	人	人	人	人	人	人	人	
	男	男	男	男	男	男	男	
	女	女	女	女	女	女	女	
計	計	計	計	計	計	計		

~~~~~

~~~~~

--	--	--	--	--	--	--	--

## 第5章（災害応急対策計画）

参考

### 医療機関等の状況 救急指定病院

医療機関名	所在地	診療科目	電話番号	病床数(床)
滝川市立病院	大町2丁目2番34号	内、小、産婦、外、整、泌尿、眼、耳、精神、皮、放、麻、リハ	22-4311	314
滝川脳神経外科病院	西町1丁目2番5号	脳外、リハ	22-0250	132

### その他の病院・医院

医療機関名	所在地	診療科目	電話番号	病床数(床)
えべおつファミリークリニック	江部乙町東12丁目1番18号	内、小、整、麻	75-5500	—
男澤医院	朝日町西2丁目1番5号	内、小、消	23-3183	—
神部ペインクリニック・内科病院	栄町3丁目2-16	外、麻、整、内、泌、ペインクリニック内科	22-2021	43
近藤医院	本町2丁目3番23号	眼	23-2848	10
そらち乳腺・肛門外科クリニック	明神町4丁目10番8号	乳腺、肛、整、外麻	22-4568	15
佐藤医院	一の坂町東2丁目1番1号	内、消、精、リハ、心内	23-3255	19
佐藤病院	泉町135番地15	内、消、精、リハ、心内	24-0111	180
しのじま皮ふ科	緑町1丁目7番2号	皮	22-4112	—
どうちん内科消化器科	栄町2丁目5番13号	内、消	23-1818	—
石田クリニック	有明町2丁目4番45号	透析、循、アレ、腎内	24-2125	—
鈴木内科クリニック	黄金町西3丁目1番30号	内、小、糖尿・代謝	23-2753	7

第5章（災害応急対策計画）

医療機関名	所在地	診療科目	電話番号	病床数(床)
武田医院	本町1丁目2番18号	内、小	23-2039	—
柳第四歯科医院	大町2丁目1番2号	歯、矯歯、小歯、口外	22-1751	—
武内歯科医院	大町2丁目1番23号	歯	23-3525	—
滝川歯科医院	明神町1丁目5番35号	歯、矯歯、小歯、口外	23-5888	—
スマイル歯科	本町2丁目4番25号	歯	74-5028	—
あい歯科クリニック	東町3丁目1番29号	歯、口外	22-8500	—
杉村歯科医院	栄町1丁目7番26号	歯	24-1354	—
アヒコ歯科医院	一の坂町東3丁目3番9号	歯	24-8711	—
西尾歯科医院	栄町2丁目3番4-301号	歯	23-4816	—
橋本歯科医院	西町2丁目3番23号	歯	23-5566	—
滝川市特別養護老人ホーム緑寿園医務室	江部乙町東12丁目13番16号	内	75-2101	—
陸上自衛隊滝川駐屯地区医務室	泉町236番地	内、外、歯	22-2141 (内線331)	—
渋谷歯科医院	二の坂町東2丁目1番1号	歯、矯歯	22-1737	—
フジタ歯科医院	朝日町東4丁目1番4号	歯、矯歯	24-8211	—
安岡歯科医院	明神町4丁目2番36号	歯	22-0285	—
みなみ歯科医院	西町5丁目3番38号	歯、矯歯、子歯	24-3734	—
コスモデンタルクリニック	大町3丁目4番16号	歯、小歯、矯歯	23-3630	—

第5章（災害応急対策計画）

医療機関名	所在地	診療科目	電話番号	病床数(床)
たきかわ産科婦人科クリニック	本町2丁目5番18号	産婦	23-3039	14
文屋内科消化器科医院	空知町2丁目4番10号	内、消	23-5195	—
滝川栄町眼科	栄町2丁目9番3号	眼	23-8600	—
久保会医院	本町1丁目4番24号	内、消、小、放	22-3363	—
滝川中央病院	朝日町東2丁目1番5号	内、精、神、歯	22-4344	297
若葉台病院	江部乙町東12丁目1452番地1	内、呼、循、歯	75-2266	204
北海道空知総合振興局滝川地域保健室	緑町2丁目3番31号	内科	24-6201	—
滝川市保健センター	明神町1丁目5番32号	内、小、歯	24-5256	—
はらおか歯科医院	花月町1丁目9番10号	歯、小歯、矯歯	22-5678	—
塚本歯科医院	栄町4丁目4番22号	歯、小歯、矯歯、口外	23-2508	—
みやこし歯科医院	江部乙町東12丁目1番4号	歯、小歯、矯歯、口外	75-5330	—
啓南歯科医院	中島町4丁目1番1号	歯	24-1020	—
なかむらファミリー歯科	滝の川町東3丁目1147番地7	歯、矯歯、小歯	26-2282	—
扇町歯科医院	扇町3丁目1番7号	歯	24-3300	—
あさひ歯科クリニック	朝日町西1丁目6番1号	歯、矯歯、小歯	22-0033	—
河村歯科	幸町4丁目5番19号	歯	74-6332	—

## 第5章（災害応急対策計画）

---

医療機関名	所在地	診療科目	電話番号	病床数(床)
メープル歯科	東町5丁目8番36号	歯	24-5800	—
滝川耳鼻咽喉科	空知町2丁目5番23号	耳	26-1133	—
こしお整形外科クリニック	空知町3丁目7番18号	整、リハ、リウ	26-1154	—
にかいどうメンタルクリニック	栄町2丁目8番8号	精、心内、児精	22-2100	—
おおい内科循環器クリニック	東町3丁目1番2号	内、循、呼	23-8880	—
Eデンタルクリニック	緑町1丁目5番23号	歯科、小歯、口外、矯歯	24-9469	—
とくだ歯科医院	江部乙町西12丁目5番36号	歯科、小歯	75-2056	—
脳神経よしだクリニック	空知町2丁目10番地15号	脳外、リハ	26-2600	—

### 備考

この表の診療科目の中「内」とは内科を、「外」とは外科を、「整」とは整形外科を、「小」とは小児科を、「産婦」とは産婦人科を、「脳外」とは脳神経外科を、「精」とは精神科を、「神」とは神経科を、「精神」とは精神神経科を、「心内」とは心療内科を、「児精」とは児童精神科を、「消」とは消化器科を、「消内」とは消化器内科を、「透析」とは人工透析内科を、「腎内」とは腎臓内科を、「糖尿・代謝」とは糖尿病・代謝内科を、「循」とは循環器科を、「循内」とは循環器内科を、「肛」とは肛門科を、「麻」とは麻酔科を、「リハ」とはリハビリテーション科を、「リウ」とはリウマチ科を、「呼」とは呼吸器科を、「放」とは放射線科を、「耳」とは耳鼻いんこう科を、「皮」とは皮膚科を、「泌尿」とは泌尿器科を、「眼」とは眼科を、「歯」とは歯科を、「小歯」とは小児歯科を、「公衆」とは公衆衛生を、「アレルギー」とはアレルギー科を、「口外」とは歯科口腔外科を、「矯歯」とは矯正歯科をいう。

## 第10節 防疫計画

災害時における被災地の感染症の予防及び防疫活動の実施については、この計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

- (1) 被災地の防疫は、市長（担当：派遣部及び救護部）が北海道知事の指導及び指示に基づき実施するものとする。
- (2) 被害が甚大で、市長のみで防疫の実施が不可能又は困難なときは、北海道知事の応援を得て実施するものとする。

### 2 防疫作業班の編成

- (1) 被災地における防疫活動を迅速かつ的確に実施するため、防疫作業班を編成する。
- (2) 防疫作業班はおおむね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2～3名をもって1班として編成する。

### 3 防疫の種別と方法

- (1) 消毒活動（派遣部）
  - ア 浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒は、被災後直ちに石灰水及び薬剤等により実施し、特に衛生害虫の発生のおそれがある場所に対しては、殺虫油剤や乳剤を散布する。
  - イ 避難所の便所その他不潔場所の消毒は、逆性石鹼（オスバン、ハイアミン等をいう。以下同じ。）を用い1日1回以上実施する。
- (2) 各世帯における家屋等の消毒（派遣部）
  - ア 汚染された台所、浴室及び食器棚は逆性石鹼を用いて拭淨する。また、床下には湿潤の程度に応じ、所要の石灰を散布するよう指導する。
  - イ 水洗便所は、逆性石鹼で消毒し、便槽は消石灰、次亜塩素酸カルシウム（別名さらし粉）等を投入かくはんする。
- (3) 検病及び検水調査並びに健康診断（救護部）  
避難所、浸水地域その他の感染症の発生が予想される危険地域については、空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室の協力により検病及び検水調査並びに健康診断を実施し、感染症の予防に万全の措置を講ずるものとする。
- (4) 臨時予防接種（救護部）  
災害の状況により、被災地における感染症の発生を予防するため、必要に応じ空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室の指導により、種類、対象及び期間を定めて臨時予防接種を行うものとする。

### 4 感染症患者等の発生時における対応（救護部）

市長は、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、空知総合振興局保健環境部滝川

地域保健室と速やかに連携して対応する。

## 5 防疫用資器材の調達（派遣部及び救護部）

防疫を行うに当たり、市が保有する消毒器等の防疫用資器材が不足した場合は、空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室又は隣接市町等より借用するものとする。

## 6 家畜及び畜舎の防疫（派遣部）

被災地における家畜は、畜舎、たい肥場等から発生する病原菌により汚染され、感染症が集団的に発生するおそれがあるので、危険地区、準危険地区、一般地区等に区分して消毒を実施する。

## 第11節 廃棄物処理及び環境保全計画

災害時における被災地のごみの収集処理、し尿の収集処理、死亡獣畜の処理等の清掃業務については、この計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

災害地における清掃は、市長（担当：派遣部）が実施するものとするが、被害が甚大で清掃活動が困難な場合は、道又は近隣市町に応援を要請する。

### 2 清掃作業班の編成等

- (1) 清掃作業を効果的に実施するため、ごみ処理班及びし尿処理班等清掃作業班を必要に応じ編成し、処理に当たるものとする。
- (2) 作業に当たっては、速やかに被災地の現状把握を行い、収集計画を樹立し、出動体制を整えるものとする。
- (3) 必要に応じて空地等を利用し、ごみ集積地を設けるとともに避難所等については、臨時にごみ入れ容器（50リットルポリ容器等）を設置する。

### 3 清掃の方法

#### (1) ごみの収集処理

被災地のごみ収集に当たっては、住民に協力を要請し、食物の残廃物及び感染症の源となるものから収集するものとする。

また、必要に応じ一般車両の出動を要請し、収集に万全を期するものとする。

なお、処理は、市の最終処分場若しくは中空知衛生施設組合の処理施設を使用するが、災害の状況により埋立て又は一時貯蔵し、後日焼却する等環境衛生上支障のない方法で処理するものとする。

#### (2) し尿の収集処理

被災地域の完全収集に努めるものとするが、処理能力が及ばない場合は、一時的に便槽内量2～3割程度の収集を行い、各戸の便所の使用を早急に可能にするとともに、災害の状況により野外に仮設の便所を設置するものとする。

なお、処理は、中空知衛生施設組合のし尿処理場を使用して完全処理に努めるものとするが、災害の状況により不可能な場合は、一時貯留して後日処理するものとする。

### 4 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、所有者が行うものであるが、所有者が判明しないとき、又は所有者が実施することが困難なときは、市長が実施するものとする。この場合において、空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室の指導の下、移動できるものについては、埋却又は焼却等の方法で処理し、移動できないものについては臨機の措置を講ずるものとする。

なお、埋却する場合は、1m以上覆土するものとする。

## 5 飼養動物の取り扱い

- (1) 動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、災害発生時においても、動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。
- (2) 災害発生時における動物の避難は、北海道動物の愛護及び管理に関する条例第6条第1項第4号の規定により、動物の管理者が、自己責任において行うものとする。
- (3) 災害発生時において、道及び市は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の捕獲・収容をするなど適切な措置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

## 第12節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の搜索、遺体に関する処理及び埋葬の実施については、この計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

市長（担当：救護部）が行い、救助法が適用された場合は、北海道知事の委任を受けて市長が行うほか警察官が実施する。

### 2 行方不明者の搜索

#### （1）実施の方法

行方不明者の搜索は、市長が警察官と協力し、消防機関及び地域住民の応援を得て搜索班を編成し、実施するものとする。

#### （2）応援要請

本市において被災し、行方が不明になった者が流失等により他の市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し次の事項を明示して搜索を要請する。

ア 行方不明者が漂着し、又は埋没していると思われる場所

イ 行方不明者数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

### 3 变死体の届出

変死体については、直ちに警察官に届け出るものとし、検死後その処理に当たるものとする。

### 4 遺体の収容及び処理

#### （1）実施担当

ア 遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族に連絡の上引き渡すものとする。

イ 災害による社会混乱のため、遺族が遺体の処理を行うことができないときは、市長が行うものとする。

#### （2）遺体の収容及び処理

##### ア 身元確認

遺体の識別のため、遺体の洗浄、縫合及び消毒をし、並びに遺体の撮影により身元確認の措置をとるものとする。

##### イ 一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短期間に埋葬ができない場合は、遺体を特定の場所（市内の寺院、公共建物又は公園その他の遺体の収容に適当な場所）に安置し埋葬の処理をするまで保存するものとする。

##### ウ 検案

遺体について、死因その他の医学的検査を行うものとする。

## 5 遺体の埋葬

災害の際に死亡した者で市長が必要と認めた場合は、応急的に遺体を埋葬するものとする。なお、埋葬に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 事故死等の遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。
- (2) 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡して、その調査に当たるものとする。
- (3) 被災地以外の地に漂着した遺体のうち、身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡扱いとする。

## 第13節 障害物除去計画

災害により道路、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で住民の生活に著しい支障を与えると思われる障害物の除去については、この計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

- (1) 障害物の除去は、市長（担当：施設部）が行い、救助法が適用されたときは、市長が北海道知事の委任により行うものとする。
- (2) 道路及び河川その他公共施設に障害を及ぼすおそれのある場合は、道路法、河川法（昭和39年法律第167号）その他関係法令に定めるそれぞれの施設の管理者がこれを行うものとする。
- (3) 軌道等に障害を及ぼしているものの除去は、当該施設の所有者が行うものとする。

### 2 除去の対象

災害時における障害物の除去は、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 住民の生命、財産等を保護するため、速やかに障害物の排除を必要とするとき。
- (2) 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要なとき。
- (3) 河川における障害物の除去は、河川の流水を良くし、溢水を防止し、又は河岸の決壊を防止するため必要なとき。

### 3 除去の方法

- (1) 実施責任者は、自ら応急対策器具を使用し、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力及び応援を得て速やかに障害物を除去するものとする。
- (2) 障害物の除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

### 4 障害物の集積場所等

- (1) 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地又はグラウンド等を利用し、集積するものとする。
- (2) 工作物等の保管は、盗難の危険のない場所に保管し、保管を始めた日から14日間その旨を公示するものとする。

### 5 実施手続等

- (1) 知事に対する申請

市長は、救助法の適用による障害物の除去を実施しようとするときは、次の事項を明らかにした申請書を事前に北海道知事（空知総合振興局長）に提出し、承認を受けるものとする。

- ア 住所の被害程度及び区分
- イ 住所、氏名、職業及び家族数
- ウ 除去すべき状態の概要
- エ 除去に要する期間

(2) 障害物の売却及び処分方法

保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相応な費用及び手数を要するときは、その工作物を売却し代金を保管するものとする。売却の方法及び手続は、競争入札又は随意契約により行うものとする。

**6 費用及び期間**

障害物の除却のための費用及び期間については、救助法が適用された場合に準ずるものとする。その内容は、おおむね「救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりである。

**7 障害物除去の状況の記録**

障害物を除去した場合は、それを記録しておかなければならない。

## 第14節 輸送計画

災害時において災害応急対策、復旧対策等の万全を期するため住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援、救出のための資材器具及び物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実に行うための方法、範囲等は、この計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

災害時輸送は、災害応急対策を実施する機関の長が行うものとする（基本法第50条第2項）。災害時輸送の統括は、施設部が行うものとする。

### 2 輸送の方法

#### （1）車両による輸送

災害時輸送は、一次的には自己機関の所有する車両を使用し、被災地までの距離、災害の状況等により自己機関の所有する台数では不足する場合又は他機関の所有する輸送施設等を活用した方が効率的である場合は、他機関に応援を要請し、又は民間の車両の借上げを行うなど輸送に支障のないように行うものとする。

他機関及び民間の車両の借上げによる場合は、車両の集合や輸送の中継拠点として駅前広場や滝の川公園などの公共的な広場及び関係機関のヤード等を使用するものとする。

#### （2）人力輸送

災害の状況により車両による輸送が不可能な事態が生じたときは、第16節の労務供給計画の定めるところにより人力による輸送を行うものとする。

#### （3）空中輸送

地上輸送の全てにおいて不可能な事態が生じた場合又は山間へき地などで緊急輸送の必要がある場合には、道又は道を通じて自衛隊若しくは北海道警察に対し航空機輸送の要請を行うものとする。

この場合においてヘリコプター離発着場所は、原則的に次のとおりとする。

ヘリコプターの離発着場所

場 所	所 在 地	面積 (m <sup>2</sup> )	備 考
江部乙小学校グラウンド	江部乙町東13丁目1426番地1	24,826	
陸上自衛隊滝川駐屯地飛行場	泉町236番地	15,750	
たきかわスカイパーク	中島町地先石狩川河川敷地	140,000	長さ～1,400m 幅～ 100m

## 第15節 消防防災ヘリコプター活用計画

災害時における消防防災ヘリコプターの活用については、この計画の定めるところによる。

### 1 運航体制

消防防災ヘリコプターの運航は、「北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによるものとする。

### 2 緊急運航の要請

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき北海道知事に対し要請するものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 市の消防力等では災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによらなければ有効な活動が困難であると認められる場合
- (4) 災害要請等に関する申請書等は、北海道防空航空室の公式ホームページより入手し、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領による。

### 3 要請方法

北海道知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票を提出するものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

### 4 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

- |                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| • T E L 011-782-3233 | • F A X 011-782-3234 |
| • 総合行政情報ネットワーク電話     | 96-210-39-897、898    |

### 5 報告

市長は、災害が収束した場合には、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書により、総括管理者（北海道総務部危機管理監）に報告するものとする。

### 6 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりである。

- (1) 災害応急対策活動  
ア 被災状況の調査などの情報収集活動

- イ 救援物資、人員、資機材等の搬送
- (2) 救急活動・救助活動
  - ア 傷病者、医師等の搬送
  - イ 被災者の救助・救出
    - ウ 医師等の搬送
- (3) 火災防ぎよ活動
  - ア 空中消火
  - イ 消火資機材、人員等の搬送
- (4) その他（ヘリコプター等の活用が有効と認める場合）

## 7 救急患者の緊急搬送手続等

### (1) 応援要請

市長は、北海道知事に対して救急患者の緊急搬送のために消防防災ヘリコプターの運航を要請する場合は、「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に基づき行うものとする。

### (2) 救急患者の緊急搬送手続き

ア 市長は、医療機関等から救急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、北海道知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後空知総合振興局（地域創生部地域政策課）及び滝川警察署にその旨を連絡するものとする。

イ 消防防災ヘリコプターの要請は、電話により行うとともに、ファクシミリにより救急患者の緊急搬送情報伝達票を提出するものとする。

ウ 市長は、消防防災ヘリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、救急車等の手配を行うものとする。

エ 市長は、北海道知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡するものとする。

## 8 消防防災ヘリコプターの離着陸可能地

本市における消防防災ヘリコプターの離着陸可能地（北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室で選定した場所）は、次のとおりである。

## 第5章（災害応急対策計画）

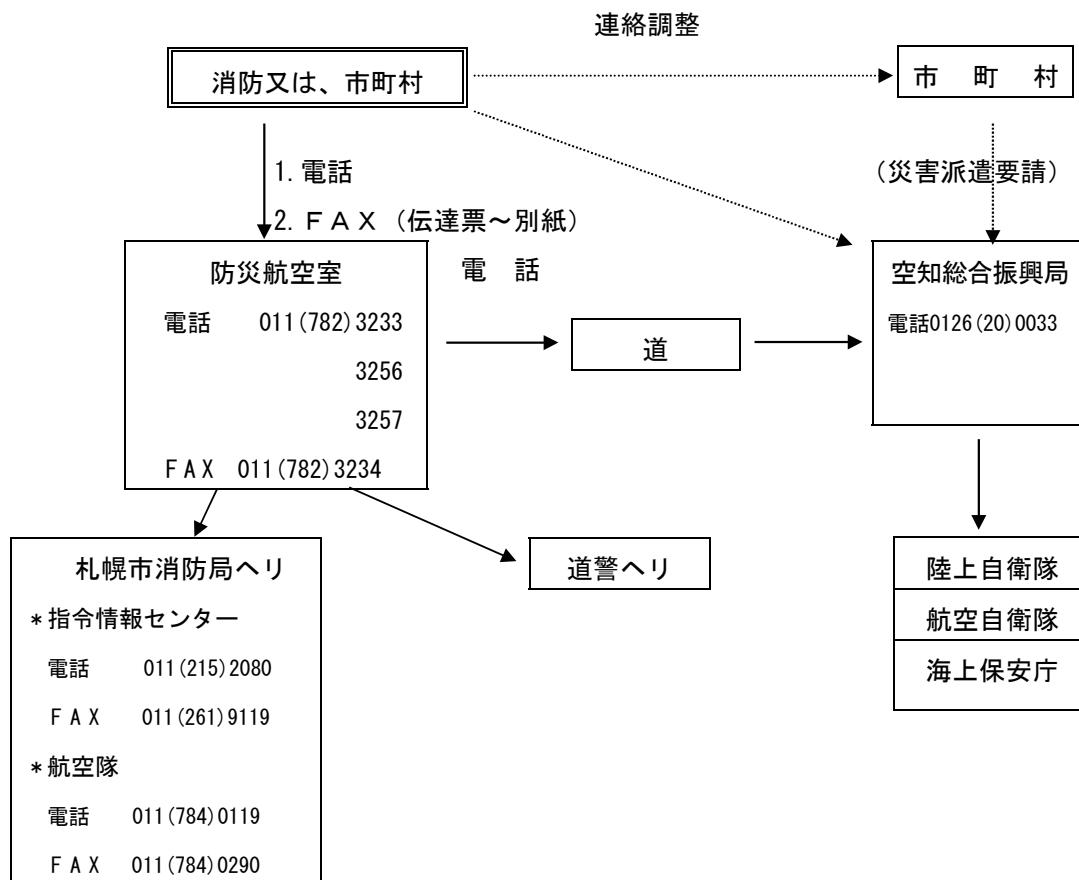
番号	名 称	所 在 地	冬期使用可否	表面
1	滝川航滑空場（スカイパーク） 標点 北緯43度32分45秒 東経141度53分42秒	中島町河川敷地	否	コンクリ
2	滝川江部乙小学校 標点 北緯43度37分50秒 東経141度56分48秒	江部乙町東13丁目1426	否	草地
3	滝川江部乙中学校 標点 北緯43度37分16秒 東経141度57分02秒	江部乙町1118番地	否	草地
4	滝川開西中学校 標点 北緯43度34分01秒 東経141度54分05秒	西町3丁目7番12	否	草地
5	滝川江陵中学校 標点 北緯43度34分29秒 東経141度54分42秒	黄金町西1丁目7番	否	草地
6	滝川西小学校 標点 北緯43度37分03秒 東経141度53分51秒	西町6丁目7番	否	草地
7	滝川東小学校 標点 北緯43度33分58秒 東経141度55分38秒	文京町2丁目1番	否	草地
8	滝川西高等学校 標点 北緯43度33分46秒 東経141度53分42秒	西町6丁目3番	否	草地
9	滝川第一小学校 標点 北緯43度33分58秒 東経141度54分35秒	一の坂町西2丁目1	否	草地
10	滝川第二小学校 標点 北緯43度34分58秒 東経141度55分18秒	滝の川町東1丁目1	否	草地
11	滝川第三小学校 標点 北緯43度33分08秒 東経141度54分24秒	花月町2丁目2番	否	草地
12	滝川明苑中学校 標点 北緯43度37分50秒 東経141度56分48秒	新町4丁目9番	否	草地

## 9 消防防災ヘリコプター運航系統図

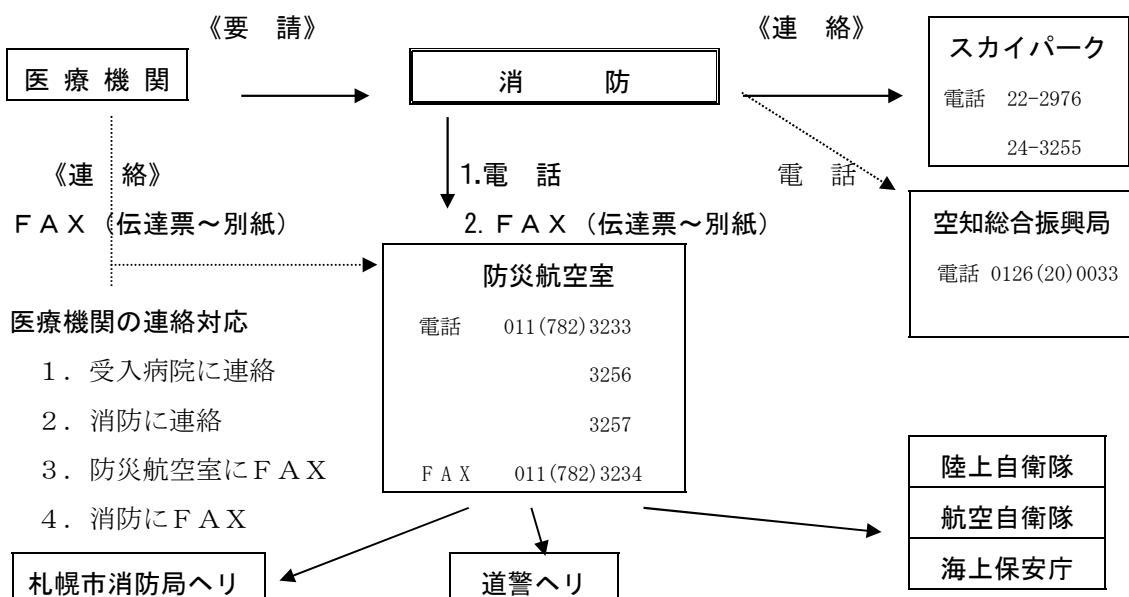
消防防災ヘリコプターの緊急運航要請に係る系統図は、次のとおりである。

## 消防防災ヘリコプターの運航系統

### ◇ 消防防災関係業務



### ◇ 救急患者の搬送



## 第16節 労務供給計画

災害発生時における災害応急対策実施に労務員を必要とする場合の労務の供給は、この計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

市が実施する災害応急対策に必要な労務員の雇上げ及び民間団体への協力依頼については、市長（担当：派遣部）が行う。

### 2 民間団体等への協力要請

#### （1） 動員等の順序

災害応急対策の要員を確保する場合の順序として、まず奉仕団の動員、次に被災地区以外の住民の協力を得るものとし、特に必要な場合に労務員を雇上げするものとする。

#### （2） 動員要請

本部の各班において奉仕団等の労務を必要とするときは、次の事項を示し統括部総務班を通じて要請するものとする。

ア 動員を必要とする理由

イ 作業の内容

ウ 作業場所

エ 就労予定期間

オ 所要人員

カ 集合場所

キ その他参考事項

### 3 町内会等の要請先及び活動

#### （1） 第2章第4節住民組織等への協力要請による。

#### （2） 町内会等の活動内容

町内会等の活動内容は、次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求めるものとする。

ア 避難所に収容された被災者の世話

イ 被災者への炊き出し

ウ 救援物資の整理、配達及び支給

エ 被災者への飲料水の供給

オ 被災者への医療救護の協力

カ 避難所の清掃

キ 市の依頼による被害者状況調査

ク その他災害応急措置の応援

#### 4 労務員の雇上げ

活動要員及び奉仕団の人員が不足し、又は特殊作業のため労力が必要なときは、労務員を雇上げするものとする。

##### (1) 労務員雇上げの範囲

- ア 被災者の避難のための労務員
- イ 医療救護者の移送のための労務員
- ウ 被災者救出用機械、器具及び資材の操作のための労務員
- エ 飲料水の運搬、器材操作、浄水用薬品の配付等のための労務員
- オ 救助物資支給のための労務員
- カ 行方不明者の捜索及び遺体処理のための労務員

##### (2) 滝川公共職業安定所長への要請

市において労務員の雇上げができるないときは、次の事項を明らかにして滝川公共職業安定所長へ求人の申込みをするものとする。

- ア 職種別所要労務員数
- イ 作業場所及び作業内容
- ウ 期間及び賃金等の労働条件
- エ 宿泊施設等の状況
- オ その他必要な事項

##### (3) 賃金及びその他費用負担

- ア 労務員に対する費用は、その求人を行った者が負担するものとする。
- イ 労務員に対する賃金は、当市における同種の業務及び同程度の技能に係る水準を基本とする。

## 第17節 文教対策計画

災害の発生に伴い、学校及び文教施設に被害があり通常の教育活動に支障を来たした場合の応急対策は、この計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

- (1) 小・中学校における応急教育及び市立文教施設の応急復旧対策は、教育委員会が行い、救助法が適用された場合は、北海道知事の委任を受けて市長（担当：教育・援護部）が行う。
- (2) 学校ごとの災害発生に伴う適切な措置については、校長が具体的な応急計画を立てて行うものとする。
- (3) 道立高校における応急対策は北海道知事及び北海道教育委員会が行うものとする。

### 2 応急教育対策

#### (1) 休校措置

##### ア 休校の基準

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、各校長は教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。

##### イ 授業開始後の措置

授業開始後において休校措置を決定し、児童又は生徒を帰宅させる場合においては、注意事項を十分に徹底させ、低学年児童にあっては、教師が地区別に付き添うなどの措置を講ずるものとする。

##### ウ 周知の方法

休校措置を決定したときは、直ちにその旨を広報車その他の確実な方法で児童又は生徒に周知徹底させるものとする。

#### (2) 学校施設の確保

授業実施のための校舎等施設の確保は、災害の規模又は被害の程度によって、おおむね次の方法によるものとする。

##### ア 校舎の一部が使用できない場合

特別教室、屋内体育館施設等を利用し、なお不足するときは二部授業等の方法をとるものとする。

##### イ 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合

最寄りの学校又は公共施設を利用するものとする。利用する施設がないときは、応急仮校舎を建設する等の対策を講ずるものとする。

##### ウ 応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。

(3) 教職員の確保

教育委員会は、教職員の被災状況を把握するとともに、北海道教育委員会と緊密な連絡をとり教職員の確保に努めるものとする。

### 3 教育の要領

- (1) 災害の状況に応じ特別教育計画をたて、できるだけ授業の確保に努める。授業が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し学力の低下を防ぐように努める。
- (2) 特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。
  - ア 教科書又は学用品の損失状況又は支給状況を考慮し、学習の内容程度が児童又は生徒に過度の負担にならないようする。
  - イ 教育の場所が公民館等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化及び児童又は生徒の保健等に留意する。
  - ウ 通学道路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。
  - エ 学校が避難所に充てられた場合には、特に児童又は生徒の管理に注意するとともに、収容による授業の効率低下にならないように留意する。
- (3) 教職員は、教育に支障のない限り地域の町内会等及び対策本部救護部と連携を図り、災害復旧について協力するものとする。

### 4 学校給食等の措置

- (1) 給食施設又は設備が被災したときは、できる限り応急修理を行い、給食の継続を図るものとする。
- (2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦及び牛乳については関係機関と連絡の上緊急確保を図るものとし、その他物資についても応急調達に努めるものとする。
- (3) 衛生管理には、特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

### 5 衛生管理対策

学校が被災者収容施設として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理をするものとする。

- (1) 校舎内（特に水飲場及び便所）は常に清潔にして必要に応じ消毒を実施すること。
- (2) 校舎の一部に被災者を収容して授業を継続する場合は、収容場所との間をできるだけ隔離すること。
- (3) 収容施設としての使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施すること。
- (4) 必要に応じて、児童又は生徒の健康診断を実施すること。

### 6 学用品の給与

救助法適用に伴う学用品の給与については、次のとおりとする。

なお、救助法が適用されない場合もこれに準ずるものとする。

(1) 学用品給与の対象

住宅の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を失い、又は損傷し、就学上支障のある児童又は生徒に対して支給する。

(2) 学用品の品目

- ア 教科書及び教材
- イ 文房具
- ウ 通学用品

(3) 学用品の給与状況記録

学用品の給与を実施したときは、学用品の給与状況記録簿により記録しておかなければならない。

**7 文化財等に対する措置**

文化財保護法（昭和25年法律第214号）、北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号）及び滝川市文化財保護条例（昭和46年滝川市条例第126号）による文化財は、教育委員会においてその保全及び保護に当たるものとする。

## 第18節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住できなくなった世帯に対する応急仮設住宅対策の建設、住宅の応急修理は、この計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

- (1) 救助法を適用し、応急仮設住宅が必要な場合、その設置は原則として北海道知事が行う。
- (2) 市長（建築住宅施設班）は、災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被害者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。  
なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅修理を実施する。
- (3) 市長（建築住宅施設班）が仮設住宅を設置しようとする場合、事前に北海道知事の委任を受けて実施することができる。

### 2 実施の方法

#### (1) 避難場所の設置

市長は、必要により住家が被害を受け、居住の場所を失った者を収容保護するため、本章第5節の避難救出計画に定めるところにより、避難所を開設するものとする。

#### (2) 応急仮設住宅

##### ア 入居対象者

次のいずれにも該当する者であること。

- (ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者
- (イ) 居住する住家がない者
- (ウ) 自己の資力では住宅を確保できない経済的弱者で次に該当する者
  - a 生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者及び要保護者
  - b 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等

##### イ 入居者の選定

市長は、入居者の選考に当たっては、被災者の資力その他の生活条件を十分調査の上、決定するものとする。

##### ウ 応急仮設住宅の建設

原則として応急仮設住宅の設置は、北海道知事が行う。また、建設場所については、原則として、市有地とする。ただし、市有地で適当な場所がない場合は、適当な公有地及び私有地とする。

##### エ 建設戸数

道は市長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

オ 規模及び構造、存続期間

(ア) 応急仮設住宅の標準規模は、1戸につき29.7平方メートルを基準とする。

(イ) 構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による5連戸以下の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、1戸建て又は木造住宅により実施する。

(ウ) 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事を完了した後、3箇月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

(エ) 維持管理

北海道知事が設置した場合、その維持管理は、北海道知事から委任を受けた市長が管理する。

カ 着工時期

救助法が適用された場合は、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。また、同法が適用されない場合においても、適用の場合に準ずるものとする。

(3) 住宅の応急修理

ア 応急修理を受ける者

災害により住家が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者で、自らの資力では応急修理ができない者

イ 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

ウ 修理の範囲と費用

(ア) 実施期間

救助法が適用された場合は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。

(イ) 修理の範囲

応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

(ウ) 費用

費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

### 3 施工及び資材の調達

施工及び資材の調達は、原則として市の指名登録業者から選定して行うものとする。この場合において、市は、建築資材等の調達が困難な場合は、道にあっせんを依頼するものとする。

### 4 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録

応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理を実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

(1) 応急仮設住宅台帳（別記第1号様式）

(2) 住宅応急修理記録簿（別記第2号様式）

## 5 費用の限度及び期間

救助法の基準によるものとする。

## 第5章（災害応急対策計画）

別記第1号様式（4関係）

## 応急仮設住宅台帳

滝川市

応急仮設 住宅番号	世帯主 氏名	家族数	所在地	構造 区分	面積	敷地区分	着工区分	竣工月日	入居月日	実支出額	備考
		人								円	
計	世帯										

注1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。

- 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
- 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入するところ。
- 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。
- 5 「敷地区分」欄には、公・私有別とし、有・無償の別を明らかにすること。
- 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。
- 7 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

第5章（災害応急対策計画）

別記第2号様式（4関係）

住 宅 応 急 修 理 記 錄 簿

滝川市

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	摘要

注 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

## 第19節 被災宅地安全対策計画

市の区域内において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図るために必要な事項については、この計画の定めるところによる。

### **1 危険度判定の実施の決定**

市長は、災害の発生後による宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施の有無を決定したときは、危険度判定実施本部を設置する。とともに、北海道知事に対し宅地判定士の派遣等の支援を要請する。

### **2 危険度判定の支援**

北海道知事は、市長からの支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度判定連絡協議会等に対し、判定士の派遣を依頼するものとする。

### **3 判定対象宅地**

宅地造成等規制法第2条第1号に規定する、宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地を対象とする。

### **4 判定士の業務**

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

### **5 危険度判定実施本部の業務**

危険度判定実施本部は、施設部建築住宅施設班に置き、次の業務を行う。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成

- (3) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

## **6 事前準備**

市は災害の発生に備え、道と連絡体制を整備するとともに、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

## 第20節 災害警備計画

災害に関する北海道警察（滝川警察署）の諸活動は、北海道が定める北海道地域防災計画第5章第6節の災害警備計画によるほか、この計画の定めるところによる。

### 1 災害に関する警察の任務

警察は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急対策を実施して住民の生命、身体及び財産を保護し、災害地における社会秩序の維持に当たることを任務とする。

### 2 災害時における警備体制の確立

滝川警察署長（以下「警察署長」という。）は、風水害等各種災害が発生した場合、その規模及び態様に応じて、別に定める災害警備本部等を設置する。

### 3 災害警備

#### （1）異常現象などの通報

警察官は、基本法第54条の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けた場合は、速やかに市長に通報するとともに警察署長に報告するものとする。

#### （2）事前の措置

##### ア 市長が行う警察官の出動要請

市長が基本法第58条に基づき、警察官の出動を求める等応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求める場合は、警察署長に対して行うものとする。

イ 警察署長は、市長からの要請により基本法第59条の規定に基づき事前措置についての指示を行ったときは、直ちに市長に通知するものとし、市長が当該措置の事後処理を行うものとする。

#### （3）災害時における災害情報の収集

警察署長は、市長その他関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害に関する情報を収集するものとし、必要と認められる場合には関係機関に連絡するものとする。

#### （4）災害時における広報

風水害等各種災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別に応じ住民の避難、交通規制等の警備活動の措置について、迅速な広報に努める。

#### （5）避難

ア 警察官が基本法第61条又は警察官職務執行法第4条の規定により、避難のための指示又は警告を行うとともに、市防災計画に定める避難先を示すものとする。ただし、これにより難い場合は、適宜の措置を講ずるものとする。この場合において、警察署長が市

## 第5章（災害応急対策計画）

---

長に対して通知したときは、当該避難所の借上げ、給食等は、市長が行うものとする。

イ 警察官は避難の誘導に当たっては、市、消防機関等と協力し安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等のパトロールを行い、犯罪の予防及び取締りに当たるものとする。

### （6）救助

警察署長は、防災関係機関と協力して、被災者の救出・救助活動を実施するとともに、遺体検分に当たるものとする。また、災害が発生し、又は発生が予想される場合は、市長と協力して危険地域の監視、警ら等を行い、被災者の発見に努めてこれを救出するものとする。

### （7）応急措置

警察署長は、警察官が基本法第63条又は第64条の規定に基づき、警戒区域の設定又は応急公用負担を行った場合は、直ちに市長に通知するものとし、当該措置の事後処理については、市長が行うものとする。

### （8）災害時における交通規制

#### ア 北海道公安委員会（滝川警察署）

（ア）災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、道路（高速道路を含む。）における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるととき、又は災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

（イ）通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移転等の措置をとることを命ずることができる。

（ウ）（イ）による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためにやむを得ない限度において車両その他の物件を破壊することができる。

#### イ 道路の交通規制

##### （ア）道路交通網の把握

災害が発生したときは、道路管理者及び北海道公安委員会（滝川警察署）は相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- a 破損し、又は通行不能となった道路名及び区間
- b迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- c 緊急に通行禁止又は制限を実施する必要の有無

##### （イ）交通規制の実施

## 第5章（災害応急対策計画）

---

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- a 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- b 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

### （ウ）関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行禁止又は制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

### ウ 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

## 第21節 広域応援派遣計画

大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援対策は、この計画の定めるところによる。

### 1 実施機関

市及び消防機関

### 2 実施内容

#### (1) 市の措置

ア 市は、地震などによる大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」等に基づき、道や他の市町村の応援を要請するものとする。

イ 市は、他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の市町村等の応援の受入体制を確立しておく。

#### (2) 消防機関

ア 消防機関は、地震などによる大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請する。

また、必要に応じ、市長を通じ、道に対して広域消防相互応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

イ 消防機関は、他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。

### 3 応援協定等

市と防災関係機関との相互応援協定は、次のとおりである。

協定名	協定先	協定概要
災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定 (H 9. 11. 5締結)	北海道、北海道内市町村	食料、飲料水及び生活必需品並びに供給に必要な資機材の提供とあっせん
北海道広域消防相互応援協定 (H 3. 2. 13締結) (H 6. 7. 25締結)	北海道内消防本部	〈陸上応援〉 消防隊、救助隊、救助隊又は支援隊 (情報収集、伝達、広報等の活動を行う隊による応援活動) 〈航空応援〉 回転翼航空機を装備した消防吏員の隊による応援活動
北海道消防防災ヘリコプター応援協定 (H 8. 6. 1締結)	北海道	被害状況の偵察、情報収集活動及び救援物資、人員、資機材等の搬送

## 第22節　自衛隊災害派遣要請計画

災害時における人命又は財産の保護のための自衛隊の派遣要請及び派遣期間の活動については、この計画の定めるところによる。

### 1 災害派遣要請

- (1) 人命救助のため、必要とする場合
- (2) 災害の発生が予想され、緊急措置のため必要とする場合
- (3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため必要とする場合
- (4) 救援物資の輸送のため必要とする場合
- (5) 主要道路の応急復旧のため必要とする場合
- (6) 応急措置のため、医療、防疫、給水及び通信等について必要とする場合

### 2 災害派遣要請の手続

#### (1) 要請の方法

派遣要請をする場合は、次の事項を明らかにして、別記第1号様式により空知総合振興局長に要請を要求する。

なお、緊急を要する場合で口頭又は電話等で依頼したときは、その後速やかに文書を提出する。

また、人命の緊急救助に関し、北海道知事（空知総合振興局長）に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により北海道知事（空知総合振興局長）に要求できないときは、直接陸上自衛隊滝川駐屯地司令（第10普通科連隊長）に要請することができる。ただし、この場合において、事後速やかに空知総合振興局長に連絡し、その後文書を提出する。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を必要とする期間
- ウ 派遣部隊が展開できる場所
- エ 派遣を希望する区域及び活動内容
- オ その他派遣部隊との連絡方法等参考になる事項

#### (2) 担当部及び要請先

派遣要請は、総務班が行う。

なお、関係書類の提出先は、空知総合振興局地域創生部地域政策課とし、自衛隊の連絡先は、陸上自衛隊滝川駐屯地（第10普通科連隊第3科）とする。

（所在地：滝川市泉町236番地、電話：22-2141内線230）

### 3 派遣部隊の受け入れ態勢等

#### (1) 受入れ準備の確立

空知総合振興局長から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

ア 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所及び車両、器材等の保管場所の準備その他受入れのために必要な措置をとるものとする。

イ 連絡職員の指名

派遣部隊指揮官及び空知総合振興局との現地連絡職員を指名し、連絡及び協議に当たらせるものとする。

ウ 活動内容等の計画

活動の内容、所要人員、器材等の確保、車両及び資器材の保管場所、滞在場所、指揮所その他について計画をたて、派遣部隊の到着と同時に活動ができるように準備するものとする。

(2) 派遣部隊到着後の措置

ア 派遣部隊との活動計画等の協議

派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに、派遣部隊責任者と活動計画等について協議し、調整の上必要な措置をとるものとする。

イ 北海道知事（空知総合振興局長）への報告

総務班は、派遣部隊到着後及び必要に応じて、次の事項を北海道知事（空知総合振興局長）に報告するものとする。

(ア) 派遣部隊の長の官職氏名

(イ) 隊員数

(ウ) 到着日時

(エ) 従事している活動の内容及び進捗状況

(オ) その他参考となる事項

**4 派遣部隊の撤収要請**

市長は、災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったと認めるときは、速やかに別記第2号様式により北海道知事（空知総合振興局長）に要請を要求するものとする。ただし、文書による報告に日時を要するときは、電話等で要請を要求し、その後文書を提出するものとする。

**5 経費等**

(1) 次の費用は、本市が負担するものとする。

ア 資材費及び機器借上料

イ 電話料及びその施設費

ウ 電気料

エ 水道料

オ し尿処理手数料

(2) その他必要な経費については、自衛隊及び本市において協議の上定めるものとする。

(3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊、給食の施設、設備等の提供を受けた場合は、これを利用することができる。

別記第1号様式（2の(1)関係）

滝防災第 年　月　日	
北海道知事　　様	
滝川市長　　㊞	
<p>災害派遣の要請について</p> <p>このことについて、次のとおり 自衛隊の災害派遣を要請します。</p> <p>のため緊急措置が必要なので、</p> <p>記</p> <p>1 災害の状況及び派遣を要請する理由</p> <p>2 派遣を必要とする期間</p> <p>3 派遣部隊が展開できる場所</p> <p>4 派遣を希望する区域及び活動内容</p> <p>5 派遣部隊との連絡方法その他参考となる事項</p>	

## 第5章（災害応急対策計画）

別記第2号様式（4関係）

滝防災第 年　月　日	号
北海道知事　　様	
滝川市長	印
災害派遣撤収要請について	
年　月　日付け滝総防災第　号で要請した災害派遣については、 ので、次の時刻をもって撤収を要請します。	
記	
1　撤収要請日時	年　月　日　時　分
2　撤　收　区　域	

## 第23節 災害ボランティアとの連携計画

大規模な災害が発生したときに、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する上で必要な人員を確保するための社会福祉法人滝川市社会福祉協議会（以下、滝川市社会福祉協議会と言う。）、奉仕団及び各種ボランティア団体等との連携については、この計画の定めるところによる。

### 1 行政とボランティアの役割

ボランティアの自主性と主体性を尊重しながら、行政とボランティアとの役割分担を明確にし平常時から連携・協力関係の確立に努めるものとする。

### 2 ボランティア団体等の協力

災害時において、市は災害ボランティアの活動調整等を実施する組織の設置が必要と認めたときは、「滝川市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定」に基づき、滝川市社会福祉協議会と協議のうえ、適切な時期に災害ボランティアセンターを設置し、滝川市社会福祉協議会がその運営に携わるものとする。

### 3 ボランティアの受入

市及び滝川市社会福祉協議会は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受け入れ、調整等その受け入れ体制を確保するよう努める。

また、ボランティアの受け入れに当たっては、高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努めるものとする。

なお、ボランティアの受け入れ及び連絡調整は、派遣部市民対策班が行うものとし、滝川市災害ボランティアセンターが設置時は、連絡調整員を派遣するものとする。

### 4 ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 災害ボランティアの受け入れ及び活動指示に関する事。
- (2) その他、災害ボランティア活動を支援するために必要な業務

### 5 ボランティア活動の環境整備

市及び滝川市社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への支援・支援等の普及啓発を行う。

また、災害時において、市及び滝川市社会福祉協議会はボランティア活動が迅速かつ的確に行われるよう、災害ボランティアセンターの円滑な運営に努めるものとする。

## 第24節 石狩川滝川地区水害タイムライン

本節タイムラインについては、滝川市地域防災計画の第4章災害予防計画と5章災害応急対策計画を補完するものだが、滝川市の災害対応と「石狩川滝川地区水害タイムライン」との位置づけと関係性、滝川市地域防災計画と石狩川滝川地区水害タイムラインとの関係性は、第4章災害予防計画10節石狩川滝川地区水害タイムラインに記載している。

## 第6章 地震災害対策計画

### 第1節 総 則

#### 1 計画の目的

この計画は、基本法第42条の規定に基づき、滝川市内における地震災害の防災対策に関し、防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、これにより地震防災対策を総合的かつ計画的に推進し、市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

#### 2 計画の基本方針

この計画は、地震防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとする。

## 第2節 滝川市付近の断層帯

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、約6,400名の死者を出し、10万棟を超える建物が全壊するという戦後最大の被害となった。同年7月に、全国にわたる総合的な地震防災対策を推進するため、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）が制定され、同法に基づき総理府（現在は文部科学省）に政府の特別機関として地震調査研究推進本部が設置された。この推進本部の地震調査委員会が調査研究をした成果に基づき、「沼田一砂川付近の断層帯」の諸特性を次のように評価した。（以下本節は、文部科学省地質調査研究推進本部が平成15年7月14日に公表した資料の抜粋と、同省地震調査研究推進本部地震調査委員会が平成20年3月25日に公表した新たな調査研究に基づく審議の結果について資料の抜粋を記載した。）

### ○平成15年7月14日地質調査研究推進本部公表

#### 1 断層帯の位置及び形態

沼田一砂川付近の断層帯は、沼田町から砂川市に至る断層帯である。全体として長さは約38km（長さ10km未満の複数の断層線からなり、これらは相互の隔たりが5km未満）で、東側が西側に対して相対的に隆起する逆断層である。（別図）

#### 2 断層帯の過去の活動

沼田一砂川付近の断層帯の最新活動時期を含めた最近の活動履歴については不明である。  
(別表)

#### 3 断層帯の将来の活動

沼田一砂川付近の断層帯は、全体が1つの活動区間として活動した場合、マグニチュード7.5程度の地震が発生する可能性がある。その際、断層の近傍の地表面では、東側が西側に対して相対的に3m程度高まる段差やたわみが生ずる可能性がある。（別表）  
なお、将来の地震発生については、関係する資料が整っていないため検討できない。

#### 4 今後に向けて

沼田一砂川付近の断層帯は、最近その存在が指摘されものであり、活断層としての諸侧面については未調査の段階にある。将来の活動性を明確にするためには、構成する断層の性状や地下構造を精査して最新の活動時期、1回の活動におけるずれの量及び平均的なずれの速度を精度良く求めるとともに、活動間隔を明らかにする必要がある。

### ○平成20年3月25日地震調査研究推進本部地震調査委員会公表

地震調査委員会では、増毛山地東縁断層帯・沼田一砂川付近の断層帯については、平成15年7月14日に長期評価を公表した。

その後、地震調査研究推進本部は、沼田一砂川付近の断層帯は補完調査の候補となる断層の一つとして示した。

このことから、平成18年度に文部科学省からの委託で、産業技術総合研究所による補完調査が実施された。

地震調査委員会では、この調査結果に基づいて標記断層帯の評価について審議したが、これま

での長期評価を見直すべき新たな知見は得られないと判断し、評価の改訂は行わないこととされた。

つまり、平成15年7月14日の長期評価と追補以外は変更なしということとなった。

なお、審議の結果については新たな追補として下記のとおり取りまとめられた。

### 増毛山地東縁断層帯・沼田一砂川付近の断層帯の評価（追補）

#### （説明）沼田一砂川付近の断層帯の位置及び形態について

産業技術総合研究所（2007）は、沼田一砂川付近の断層帯の活動性を確認するため地形・地質調査を実施したが、妹背牛地域、江部乙地域で、池田ほか編（2002）が図示した個所には断層変位は認められず、秩父別地域、滝川地域以南においても活断層の存在を支持する資料は得られなかった。

このことから、産業技術総合研究所（2007）は、活断層の存在が確実なのは北部の沼田地域だけである、としている。

しかしながら、江部乙地域での反射法弹性波探査断面には、緩やかな西傾斜の構造が認められる。このため、反射法弹性波探査断面の範囲には断層が存在しないものの、より深部に断層が伏在し、幅の広い領域で変形をもたらしている可能性を否定できない。

したがって、この地域における活断層の存在を議論するためにはより幅の広い領域の調査が必要であり、今回の調査結果からは沼田地域を除く地域において活断層の存在を議論することはできないと判断した。

#### ○平成25年12月10日地震調査研究推進本部地震調査委員会公表

増毛山地東縁断層帯・沼田一砂川付近の断層帯については、平成15年7月14日に評価を公表しているが、その後、地震調査研究推進本部は、「今後の重点的調査観測について（－活断層で発生する地震及び海溝型地震を対象とした重点的調査観測、活断層の今後の基盤的調査観測の進め方－）」（平成17年8月30日）の中で、基盤的調査観測としての活断層調査の追加的または補完的な調査の必要性、候補となる断層の考え方を示した。

増毛山地東縁断層帯は補完調査の候補となる断層の一つとして示されている。

このことから、平成20年度に文部科学省からの委託で、北海道立地質研究所・産業技術総合研究所による補完調査が実施された。地震調査委員会では、この調査結果に基づいて標記断層帯の評価について審議したが、これまでの長期評価を見直すべき新たな知見は得られていないと判断し、評価の改訂は行わないこととした。

なお、審議の結果については新たに追補としてとりまとめた。

### 増毛山地東縁断層帯・沼田一砂川付近の断層帯の評価（追補：その2）

北海道立地質研究所・産業技術総合研究所（2009）は、増毛山地東縁断層帯の過去の活動を確認するため、雨竜地区及び浦臼地区において地形・地質調査を実施し、断層の活動時期

## 第6章（地震災害対策計画）

---

及び平均変位速度等を報告した（別図）。雨竜地区では、トレンチ、群列ボーリング調査において、明瞭な断層が確認されず、累進的な活動の可能性が示唆されたものの、活動時期は特定されなかった。一方、浦臼地区での群列ボーリング調査では、とうきょくがい撓曲崖とされた崖の地下には断層を示す地質構造は認められず、1万年前以後に活動した可能性は低いとした。

しかしながら、浦臼地区での調査結果は1万年前以後の活動を否定する根拠にはならない。

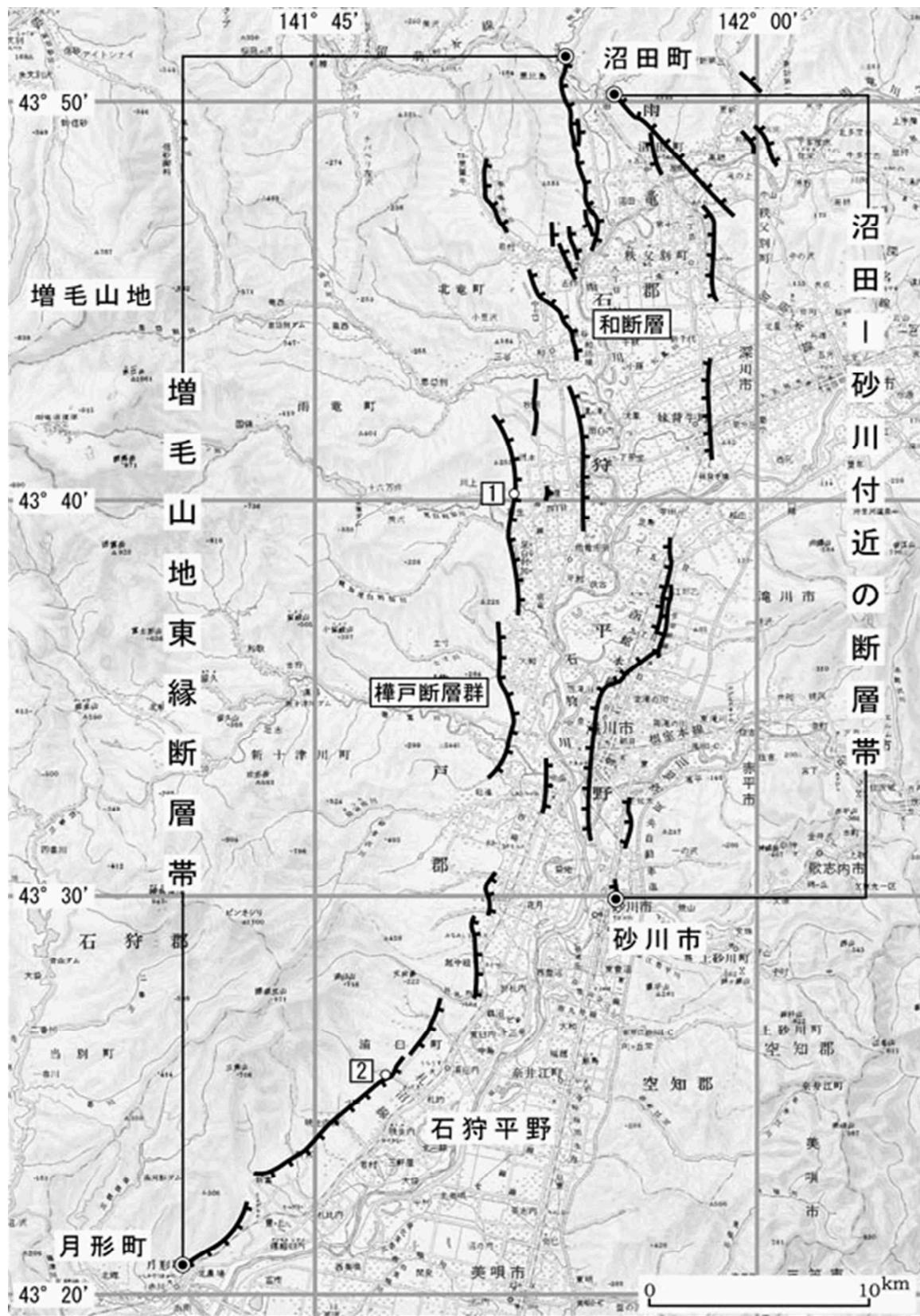
また、新たに報告された平均変位速度は、従来の評価（1m／千年以下）を覆すものではない。

そのため、増毛山地東縁断層帯の長期評価を見直すべき知見は得られていないと判断した。

本断層帯の位置、性状や活動履歴、地下構造、南西方に位置する当別断層との関係については依然として解明が進んでいない。深部地下構造や広域の変動地形にも留意して、さらなる調査が望まれる。

別図

沼田一砂川付近の断層帯の活断層位置と主な調査地点



別表（2及び3関係） 沼田一砂川付近の断層帯の特性

項目	特 性	信頼度	根 抱
1 断層帯の位置・形態			
(1) 断層帯を構成する断層	沼田町一砂川市付近に分布する断層		
(2) 断層帯の位置・形状等	<p>◎地表における断層帯の位置・形状</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・断層帯の位置 (北端) 北緯43度50分 東経141度55分 (南端) 北緯43度30分 東経141度55分</li> <li>・長さ～約38km</li> <li>・一般走向～N-S</li> </ul> <p>◎地下における断層面の位置・形状</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長さ及び上端の位置～地表での長さ・位置と同じ</li> <li>・一般走向～N-S</li> <li>・上端の深さ～0km</li> <li>・傾斜～東傾斜</li> <li>・幅～不明</li> </ul>	○ △ △ △ △ △ ○ △ ○ ○	文献による。 数値は別図から計測 形状は別図を参照 一般走向は、断層帯の北端と南端を直線で結んだ方向（別図参照） 上端の深さが0kmであることから推定 傾斜は、文献に示された地形の特徴から推定 地震発生層の下限の深さは20km程度
(3) 断層のずれの向きと種類	東側隆起の逆断層	◎	文献に示された地形の特徴から推定
2 断層帯の過去の活動			
(1) 平均的なずれの速度	不明		
(2) 過去の活動時期	不明		

項目	特性	信頼度	根拠
(3)1回のずれの量と平均活動間隔	1回のずれの量～不明 平均活動間隔～不明		
(4)過去の活動	不明		

注1 信頼度は、特性欄に記載されたデータの相対的な信頼性を表し、「○」は「高い」を、「○」は「中程度」を、「△」は「低い」を指す。

2 「文献」とは 池田安隆、今泉俊文、東郷正美ほか著書「第四紀逆断層アトラス」254ページをいう。

## 第3節 滝川市の社会的情勢

地震災害は、地盤、地質等の自然条件に起因する災害と社会的条件によってもたらされる災害が同時複合的に現出するという特性をもっている。

被害を拡大する社会的災害要因として、人口の集中、生活環境の変化、IT技術の進展及び住民の共同意識の変化などがある。

### 1 人口の集中

滝川市の人団は、昭和50年代の約5万3千人をピークに減少を続け、令和元年には4万人を割り込んでいるが、全人口の約70%は、いわゆる人口集中地区（全面積に対して9.2%）に集中している状況である。

人口が集中することに伴い、被災人口の増加と火災の多発及び延焼地域拡大の要因となるばかりでなく、交通量も増加することなどから、一旦地震が発生した場合は、大きな交通障害等が被災者の避難行動や消防自動車等緊急自動車の通行を阻害し、さらに被害を波及拡大する要因となる。

### 2 生活環境の変化

日常生活においては、電気、水道、ガス、電話等は欠かせないものとなっていることから、これらライフライン等に被害が発生した場合、情報不足等による生活面での不安が増大し、社会的混乱の要因となる。

また、高齢者、障がい者等災害時要援護者の増加が見られるので、これら災害時要援護者に対する防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策を行うなど災害時要援護者に対する取組も重要である。

### 3 IT技術の進展

最近のIT技術の目覚ましい進展を背景として、最新の情報システムは社会、経済及び生活の各方面に広く活用され、生活の中に浸透している。

これら情報システムは、公共機関、金融、流通機関等の中枢管理機能の都市部への集積を促進し、社会経済活動の動脈としてますます重要性を増してきているが、一たび地震によって被害を受け、機能に障害が及ぶことがあれば、その影響は多方面に及び、被害が甚大なものに拡大するといった災害の広域連鎖が発生する危険性を内包している。

### 4 市民の共同意識の変化

最近の世帯動向をみると、核家族世帯が増加しており、それに伴い市民の地域的連帯感が希薄化しているが、近年の地震の多発により災害時における隣近所同士の助け合いなど、連帯意識の必要性が再認識されてきている。

## 第6章（地震災害対策計画）

### 資料

滝川市の社会的情勢

年 項 目	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人 口 (人)	49,591	48,425	46,861	45,798	43,170	41,192
世 帯 数 (世帯)	17,771	18,483	18,768	21,093	18,947	18,651
電 話 設 置 台 数 (台・住宅用)	21,087 15,441	23,070 17,094	18,584 15,004	17,990 15,165	13,251 11,311	9,640 8,400
総 需 用 電 力 量 (千kWH)	138,100	168,838	195,028	198,526	204,505	177,359
水 道 普 及 率 (%)	96.3	98.4	98.5	98.2	98.0	97.9
給 水 人 口 (人)	47,539	47,235	46,185	44,408	42,430	40,390
都市ガス需用家普及率 (%)	50.2	53.6	55.9	57.1	56.1	52.6
自 動 車 台 数 (台)	25,059	28,837	30,849	31,667	30,457	30,434

## 第4節 地震に強いまちづくり

市は、建築物、土木構造物、ライフライン施設等の耐震性の確保に努め、地盤状況の把握などの地域の特性に配慮した、地震に強いまちづくりを推進するものとする。

### 1 地震に強い都市構造の形成

市は、耐震改修促進計画の策定に努めることとし、これに伴い、避難路、避難地、延焼遮断帯、幹線道路、一般避難地としての都市公園の整備、土地区画整理事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により、地震の発生を考慮した地震に強い都市構造の形成を図るものとする。

### 2 建築物の安全化

- (1) 市及び施設管理者は、デパート、スーパー、ターミナル駅、観光施設等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について、耐震性の確保に十分配慮するものとする。
- (2) 市は住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるものとする。
- (3) 市は、既存建築物の耐震診断・耐震補強等の促進に努めるものとする。
- (4) 市及び施設管理者は、建築物の落下物体対策及びブロック塀等の安全化等を図るものとする
- (5) 市が地震防災緊急事業五箇年計画に定める事業は次のとおりである。  
安心・安全な学校づくり交付金事業

### 3 通信機能の強化

市及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備にあたっては、耐震設計やネットワークの充実に配慮するものとする。

### 4 ライフライン施設等の機能の確保

- (1) 市、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努めるものとする。
- (2) 市は、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進するものとする。

### 5 危険物施設等の安全確保

市及び防災関係機関は、石油貯蔵所等の危険物施設等及び火災原因となるボイラーアンペア等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備等を促進するものとする。

### 6 災害応急対策等への備え

市及び防災関係機関は、地震が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えをするものとする。

## 第5節 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備については、次の計画の定めるところによる。

### 1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、滝川地区広域消防事務組合は、地震時の火の取扱いについて指導啓発するとともに、家具等の固定及び火気使用器具の取扱い並びに石油ストーブの場合に、耐震自動消火装置付きのものを使用するよう指導を強化する。

### 2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるには、初期消火が重要であるので、市及び滝川地区広域消防事務組合は、地域ぐるみ及び職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- (1) 一般家庭に対し、火災予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進及び消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取扱方法を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- (2) 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、婦人防火クラブ、少年消防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。
- (3) ホテル、集合住宅、病院等一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を促進するとともに、保守点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

### 3 消防査察の強化指導

滝川地区広域消防事務組合は、消防法に規定する立入検査を実施し、火災発生危険の排除に努め、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、万全な消防対策の指導を図る。

- (1) 消防対象物の用途・地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- (2) 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

### 4 消防力の整備

近年の産業及び経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、滝川地区広域消防事務組合は、防火水槽、防火井戸、耐震性貯水槽その他の耐震火災対策施設の整備を図るとともに、人工水利と自然水利の適切な組合せによる水利の多元化を推進するとともに、消防技術の向上と消防体制の強化を図る。

### 5 消防計画の整備強化

滝川地区広域消防事務組合は、防災活動の万全を期するため、次の事項に重点を置き、消防計画を整備強化する。

- (1) 消防力等の整備
- (2) 災害に対処する消防危険区域等の調査

## 第6章（地震災害対策計画）

---

- (3) 災害による被害の拡大を防止するための災害応急対策
- (4) 火災の発生及び拡大を防止するための措置

## 第6節 危険物等災害予防計画

地震時の危険物製造所、貯蔵所、取扱所及び販売店（以下「危険物事業所等」という。）における危険物、火薬類、高圧ガスの爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防について、この計画の定めるところによる。

### 1 危険物事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を推進するため、滝川地区広域消防事務組合及び関係機関は、危険物事業所等に対し次の事項について指導に努める。

- (1) 危険物事業所等に対する設備及び保安基準遵守事項の監督及び指導の強化
- (2) 危険物事業所等の監督及び指導における防災関係機関の連携強化
- (3) 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- (4) 危険物事業所等における自主保安体制の確立強化
- (5) 危険物事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- (6) 危険物事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化

### 2 危険物保安対策

- (1) 滝川警察署

危険物事業所等の実態を把握し、防災対策における措置体制の確立を図る。

- (2) 滝川地区広域消防事務組合

ア 危険物事業所等に対し、隨時立入検査を実施し、設備基準の維持及び保安基準の遵守の徹底を指導し、必要なものについては、基準適合のための措置命令又は是正指導を行う。

イ 危険物事業所等における従業員に対する安全教育の徹底並びに各事業所内における自主保安体制の確立及び危険物事業所等内における協力体制の確立について指導する。

ウ 石油等危険物の流出に用いる防除資材等の配備状況を把握し、その整備を促進するよう指導する。

### 3 火薬類保安対策

- (1) 滝川警察署

ア 危険物事業所等に対し、必要な都度立入検査を実施するなど、その実態を把握し、危険物事業所等に必要な措置の指導に当たるほか、防災対策における措置体制の確立を図る。

イ 火薬類運搬の届出があった場合で、災害の発生防止及び公共の安全維持のため必要があると認められるときは、運搬日時及び経路、火薬類の性状及び積載方法並びに非常時の連絡方法等について必要な指示をする。

- (2) 滝川地区広域消防事務組合

危険物事業所等に対し立入検査を実施し、防火設備の保守管理について指導するほか、防火管理者等による自主保安体制の確立及び危険物等事業所間の協力体制の確立を指導する。

#### 4 高圧ガス保安対策

##### （1）滝川警察署

- ア 危険物事業所等の実態を把握し、防災対策における措置体制の確立を図る。
- イ 危険の発生が予想され、又は災害の発生等により施設から届出があったときは、速やかに北海道知事に通知する。

##### （2）滝川地区広域消防事務組合

危険物事業所等に対し立入検査を実施し、防火設備の保守管理について指導するほか、防火管理者等による自主保安体制の確立及び危険物事業所等間の協力体制の確立を指導する。

## 第7節 建築物等災害予防計画

地震災害からの建築物等の防ぎよについては、この計画の定めるところによる。

### 1 建築物の防災対策

#### (1) 木造建築物の防災対策の推進

市は、住宅が木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、これら木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化の促進を図る。

#### (2) 公共施設の耐震性の向上

市は、地震などの大規模な災害が発生した場合に、災害応急対策の実施拠点や避難所となる庁舎や病院及び公立学校施設等の防災拠点となるべき公共施設の耐震性の向上に積極的に取り組むものとする。

#### (3) 一般住宅・建築物の耐震化の促進

市は、滝川市耐震改修促進計画に基づき、住宅・建築物の耐震化を進めることとし、特に緊急輸送道路沿道建築物については、積極的な耐震化に取り組むものとする。また、滝川市耐震改修促進計画における重点的・優先的に耐震化すべき建築物以外の建築物についても耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震診断講習会の開催による技術者の育成、ハンドブック等の活用による耐震改修の必要性等についての普及啓発を図るほか、建築関係団体と連携して住民の問い合わせに応じられる体制を整備するとともに、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律法律第123号）に基づき、指導及び助言等を行う。

なお、緊急輸送道路の路線等は促進計画において位置付けるものとする。

#### (4) ブロック塀等の倒壊防止

市は、地震動によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、市街地で主要道路に面する既存のブロック塀等にあっては点検及び補強の指導を行うとともに、新たに施工し、又は設置する場合には、施工・設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導を徹底する。

#### (5) 窓ガラス等の落下物対策

市は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行う。

#### (6) 被災建築物の安全対策

市は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

### 2 がけ地に近接する建築物の防災対策

市は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図る。

## 第8節 地すべり、がけ崩れ等予防計画

地震に起因する地すべり、がけ崩れ等による災害の予防については、この計画の定めるところによる。

### 1 現況

地すべり、がけ崩れ等は、主として降雨や地震等の自然現象によってもたらされるが、特に突発的に発生する地震による地すべり、がけ崩れ等の予測については、技術的にはいまだ困難な状況にある。

市の地すべり、がけ崩れ等危険箇所は、第4章第2節の別表第2のとおりである。

### 2 地すべり、がけ崩れ等防止対策

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり、がけ崩れ等災害が多発する傾向にあり、一たび地すべり、がけ崩れ等が発生すると多くの住家、農耕地、公共施設等の被害のほか、二次的被害では山地の崩壊による土石流災害の発生及び河川の埋没による冠水被害にもつながるので、市及び防災関係機関は、災害防止に必要な地すべり、がけ崩れ等防止の諸施策を実施する。

一方、危険区域の住民においても、常に危険に対する認識をもって、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁水等）の早期発見に留意するとともに、住民自身による防災措置（不安定な土壤、浮石等の除去、水路の清掃等）を講じる。

## 第9節 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害の予防については、この計画の定めるところによる。

### 1 基本的な考え方

市は、防災関係機関との連携の下地盤の液状化による被害を最小限に食い止めるため、「北海道地盤液状化予測地質図」を参考として調査研究を行うなど、液状化対策を推進する

### 2 液状化対策の推進

地盤の液状化の対策としては、大別して地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策、発生した液状化に対して施設の被害を防止・軽減する構造的対策及び施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策が考えられる。

対策工法の選定においては、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と効果の確実性、経済性等を検討し、総合的に判断して液状化対策を推進する必要がある。

## 第10節 積雪・寒冷期における対策計画

積雪・寒冷期において地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障が生じることが懸念される。このため、市及び防災関係機関は、積雪・寒冷期対策を推進することにより、積雪・寒冷期における地震被害の軽減に努めるものとする。

### 1 積雪対策の推進

積雪期における地震対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的・長期的な雪対策の推進により確率されるものである。このため、市及び防災関係機関は、相互に連携協力して実効性のある雪対策の確立と雪害の防止に努めるものとする。

### 2 交通の確保

#### (1) 道路交通の確保

地震発生時において、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、市は除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進するものとする。

#### (2) 緊急ヘリポートの確保

市は地震による道路交通の一時的なマヒに対応するため、孤立が予想される集落におけるヘリコプターの緊急離着陸場所の確保に努めるものとする。

### 3 雪に強いまちづくりの推進

#### (1) 家屋倒壊の防止

市は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪過重の増大による地震時の家屋倒壊を防止するため、基準の遵守の指導に努めるものとする。

また、自力で屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確保を図るよう努めるものとする。

#### (2) 積雪期における避難所、避難路の確保

市及び防災関係機関は、融雪施設等の整備を進めるとともに、避難所、避難路の確保に努めるものとする。

### 4 寒冷対策の推進

#### (1) 防災資機材の整備

市は、避難所その他の施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ等）の整備、備蓄に努めるものとする。

#### (2) 被災者及び避難者対策

市は、被災者及び避難者に対する防火用品の整備、備蓄に努めるものとする。

## 第11節 地震に関する防災知識の普及・啓発

市及び防災関係機関は、地震災害を予防し、及びその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震防災に関する教育、研修及び訓練を行うとともに、市民に対しては地震に対する防災意識の普及及び啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

また、防災知識の普及及び啓発に当たっては、高齢者、障がい者等の災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制の確立に努めるとともに、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図る。

### 1 市職員に対する防災教育

市職員の地震時における適正な判断力を養成し、積極的に地震防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、次により防災教育の普及徹底を図る。

#### (1) 教育の方法

- ア 防災訓練の実施
- イ 防災講演会、研究会等の開催
- ウ 見学、現地調査等の実施
- エ 災害時職員活動マニュアルの作成

#### (2) 教育の内容

- ア 地震に関する基礎知識
- イ 本市における過去の地震災害
- ウ 地震が発生したとき、職員がとるべき具体的行動に関する知識及び果たすべき役割（動員体制、事務分掌等）
- エ その他地震災害対策上必要な事項

### 2 市民に対する防災知識の普及

市及び防災関係機関は、地震発生時に市民が的確な判断に基づき行動ができるよう、市民に対して地震についての正しい知識、平常時の備えなど、防災対策について啓発し、防災知識の普及徹底を図る。

#### (1) 一般的な普及

- ア 方法
  - (ア) 広報紙、パンフレット等の配布
  - (イ) 地震災害に関するビデオ、パネル等の貸出
  - (ウ) 新聞、ラジオ、テレビ等マスメディアの活用
  - (エ) 防災訓練の実施
  - (オ) 防災講演会の開催等
- イ 内容
  - (ア) 地震に関する基礎知識
  - (イ) 地震発生時の行動指針

- (ウ) 防災関係機関等が講じる災害応急対策
- (エ) 危険予想地域等に関する知識
- (オ) 避難場所、避難路その他避難対策に関する知識
- (カ) 平常時の準備
  - a 住宅耐震診断と補強
  - b 家具の固定及びガラスの飛散防止
  - c 火災予防
  - d 非常持出品の準備
  - e 応急手当等に関する知識

(2) 社会教育を通じての防災知識の普及

市民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域における地震防災に寄与する意識と行動力を高めるため、婦人団体、PTA等を対象とした各種研修会・集会等の機会を活用し、地震防災に関する知識の普及・啓発を図る。

ア 方法

各種講座・学級・集会・大会・学習会、研修会等において実施する。

イ 内容

市民に対する一般的な普及の内容に準ずる。

### 3 学校教育における防災教育

(1) 特別活動における防災教育

ア 学級活動及びホームルーム活動

「震災に関する安全指導資料」や「安全指導の手引」等を参考に、地震のときに起こりやすい危険な状況を理解させ、的確で安全な行動ができる教育を行う。

(ア) 地震時の危険の理解と安全な行動の仕方

(イ) 様々な場面での避難行動等

イ 学校行事等

防災意識の全校的な盛り上がりを図るため、防災専門家による講演や、北海道及び市が実施する防災訓練等にも積極的に参加するなど体験学習を行う。

(2) 教科書等における防災教育

教科教育の一環として、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の安全な行動及び災害時の危険等についての教育を行う。

また、家庭、学校及び地域など身の回りの環境を防災の観点から見直し、防災を身近な問題として認識させる。

(3) 教職員に対する防災教育

災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童又は生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当、災害時に特に留意する事項等に関する研修等を行い、内容の周知徹底を図る。

## 第12節 市民の心構え

市民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

市民は、地震発生時、家庭や職場において、個人又は共同で人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限に食い止めるために必要な措置を講ずるものとする。

### 1 家庭における措置

#### (1) 平常時の心得

- ア 地域の避難場所及び家庭との連絡方法を確認する。
- イ がけ崩れに注意する。
- ウ 建物の補強及び家具の固定をする。
- エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- オ 飲料水や消火器の用意をする。
- カ 非常用食糧、救急用品及び非常持出用品を準備する。
- キ 地域の防災訓練に進んで参加する。
- ク 隣近所と地震時の協力について話し合う。

#### (2) 地震発生時の心得

- ア まずわが身の安全を図る。
- イ すばやく火の始末をする。
- ウ 火が出たらまず消火する。
- エ あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- オ 狹い路地、塀のわき、がけ及び川べりには近寄らない。
- カ 山崩れ、がけ崩れ及び浸水に注意する。
- キ 避難は徒歩で、持ち物は最小限にする。
- ク 皆が協力し合って、応急救護を行う。
- ケ 流言飛語に惑わされず、正しい情報を確認する。
- コ 秩序を守り、衛生に注意する。

### 2 職場における措置

#### (1) 平常時の心得

- ア 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- イ 消防計画により避難訓練を実施すること。
- ウ とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- エ 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- オ 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

(2) 地震発生時の心得

- ア すばやく火の始末をすること。
- イ 職場の消防計画に基づき行動すること。
- ウ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- エ 正確な情報を入手すること。
- オ 近くの職場同士で協力し合うこと。
- カ エレベーターの使用は避けること。
- キ マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。
- ク 危険物車両等の運行は自粛すること。

**3 運転者のとるべき措置**

(1) 走行中のとき

- ア 急ハンドル及び急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。
- イ 停止後は、ラジオで地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- ウ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することから交通が混乱するので、避難のための車を使用しないこと。

## 第13節 応急対策計画

地震による災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合の応急対策については、この計画の定めるところによる。

### 1 応急対策活動

地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、第2章第3節の本部の配備体制の定めるところにより本部を設置し、また、状況によっては他の市町村、北海道及び防災関係機関の協力を得て、応急活動を実施するものとする。

### 2 通信連絡の対策

#### （1）防災関係の通信施設の活用

通信連絡は、第3章第2節の災害通信計画に定めるもののほか、関係機関の通信施設を最大限に活用するものとする。

#### （2）報道関係機関の協力活用

放送局、新聞社等と情報連絡体制を緊密にするものとし、報道関係機関は、市長が特別緊急の必要があると認めるときは、災害に関する通知、要請、伝達等について最も有効かつ適切な方法で地域住民に周知徹底するよう努めるものとする。

#### （3）機動力による連絡体制の確立

ア 全通信機関が使用できないときは、航空機、ヘリコプター、オートバイ等の機動力を動員し、連絡体制を図るものとする。

イ ヘリコプターの派遣は、北海道総務部危機対策局防災消防課防災航空室長（空知総合振興局長経由）に要請するものとする。

### 3 広報活動

#### （1）広報の準備

広報車等は、災害発生等突発時においても直ちに出動できるよう平常時からの点検整備に万全を期すものとする。

#### （2）広報内容

災害の規模に応じ内容等を周知するものとするが、主なものは次のとおりとする。

ア 地震に関する情報

イ 避難場所について（避難場所の位置、経路等）

ウ 交通通信状況（交通機関運行状況、不通場所、開通見込み日時等）

エ 火災状況（発生場所）

オ 電気、水道、ガス等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、注意事項等）

カ 医療救護所の状況、場所

キ 給食・給水実施状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）

ク 衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、量、対象者等）

ケ 河川・土木施設状況

コ 住民の心得等人心の安定及び社会秩序保持のための必要事項

(3) 広報の方法

前章第4節の災害広報計画に定めるところによるほか、あらゆる広報媒体（ラジオ、テレビ、新聞、広報車等）を利用して迅速かつ適切な広報を行うものとする。

## 4 消火対策

(1) 消火活動

地震時の被害が大規模となるのは、火災の同時多発及び延焼並びに石油貯蔵タンク等の危険物施設の火災発生等による場合が多く、その被害を最小限度に食い止めるためには、初期消火活動が迅速に行われることが重要である。消火作業上必要な第1次的措置については、第4章第6節の消防計画に定めるところにより市が実施するが、これが困難な場合は国、北海道、自衛隊、近隣市町村及び関係機関の協力を得て行うものとする。

(2) 市の活動

ア 消火活動に関する情報を収集し、関係機関へ提供すること。

イ 北海道、他市町村及び関係機関等に対して消防隊、消防ポンプ車及び化学消防車等の派遣要請すること。

ウ 市内事業所等に緊急消火剤、資器材等の提供要請すること。

エ 北海道に対し、消火対策指導のための危険物担当者の派遣を要請すること。

(3) 危険物の保安活動

ア 石油、薬品及び火薬類等の対策

(ア) 市長は、石油、ガス、ガソリン、薬品及び火薬工品等の製造取扱者、販売業者及び消費者に対し、一時その製造取扱い、販売、貯蔵、運搬消費等を禁止し、又は制限する。

(イ) 市長は、被害が広範囲にわたり引火し、若しくは爆発し、又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、区域内住民に避難又は立ち退きの勧告又は指示をする。

イ 放射性物質の対策

(ア) 火災等により放射線障害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、医療機関と緊密な連絡をとり危険のある場所の認知及び放射線量の測定を併せて行い、また、延焼防止を主眼として汚染区域の拡大を防止する。

(イ) 大量放出又はそのおそれがある場合は、危険区域内の者の避難誘導に当たるとともに、立入禁止区域を設定する。

## 5 避難対策

(1) 市長は、地震の発生を伴う火災等の発生により、住民に危機が切迫していると認めときは、危険地域の住民に対して速やかな避難先を明示して立ち退き勧告又は指示をする。

(2) 避難勧告又は指示の徹底

ア 周知の方法

(ア) 最も適切な方法により、関係機関と連絡をとり周知させる。

- (イ) 広報車を危険区域に出動させる。
- (ウ) 放送機関に周知のための放送を、場合によっては依頼する。

イ 勧告又は指示の内容

- (ア) 避難対象地域
- (イ) 避難理由
- (ウ) 避難先（場所）
- (エ) 避難経路その他注意事項

(3) 避難場所の設定等

震災時における避難場所の設定に当たっては、次の設定基準を勘案して、前章第5節の避難救出計画に定める避難場所の中から設定するものとするが、状況によっては他の場所を臨機に設定する。

- ア 公園、広場等相当の広さを有し、かつ、防火に役立つ樹木、貯水槽などが存在すること。
- イ 周囲に延焼の媒介となる建造物、多量の可燃物品又は崩壊のおそれがある石垣やがけ等がないこと。
- ウ 地割れ、崩落等のない耐震的土質の土地及び耐震耐火性の建築物で安全性があること。  
また、延焼等危険が迫ったときは更に他の場所へ避難移動ができること。

(4) 避難誘導

ア 避難誘導は、前章第5節の避難救出計画に定める避難方法等に準じるものとするが、被災地が広域で大規模な立ち退きや移送を要し、市において処置できないときは、北海道に対し応援を求めて実施する。

## 6 救出対策

救出対策は、前章第5節の避難救出計画によるほか、次の事項に留意して実施する。

(1) 住民等による救出、救助活動

地震発生時においては、広範囲にわたり火災が同時に多発することも想定され、消防職員等による救助活動は困難が予想されることから、住民等による自主的救助活動の実施を促進するものとする。

(2) 消防職員及び消防団員並びに警察官による救出及び救助活動の実施

市長は、震災により緊急に救出及び救助を必要とする住民がいることを察知したときは、火災発生状況等を勘案して消防機関及び警察官と協力して救出、救助及び活動を実施する。

## 7 その他応急対策

前章の災害応急対策計画に基づき対策を講ずるものとする。

## 資料

気象庁震度階級表

計測震度	震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0.5	0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
	1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
	2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
2.5	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
	4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	
4.5	5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。

計測震度	震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
5.0	5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
5.5	6弱	立っていることが困難になる	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6.0	6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
6.5	7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

◎計測震度～計測震度とは、その地点における揺れの強さの程度を数値化したもので、震度計により計測されます。一般に発表される震度階級は、計測震度から換算されます。

## 第7章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

この様な社会構造の変化により、鉄道灾害、道路灾害、危険物等灾害、大規模な火事灾害、林野火災など大規模な事故による被害(事故災害)についての防災対策の一層の充実強化を図ることを目的とする事故災害対策はこの計画の定めるところによる。

### 第1節 鉄道災害対策計画

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）が発生した場合に、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし被害の軽減を図るため実施する応急対策は、この計画の定めるところによる。

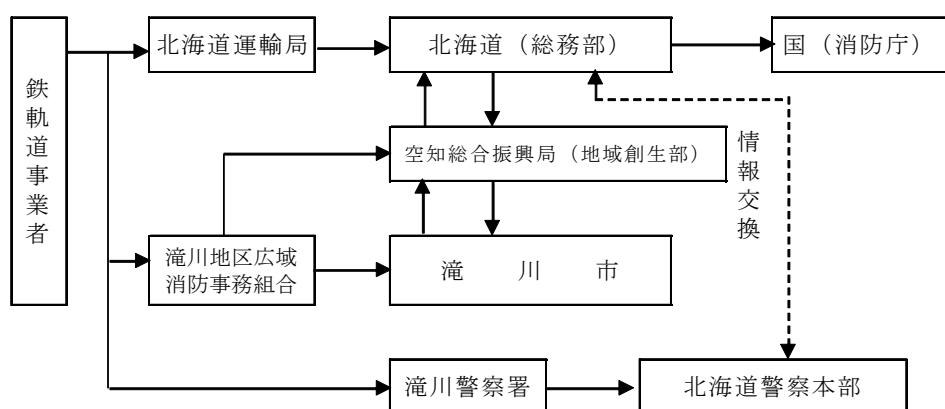
#### 1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

#### 2 災害応急対策

##### (1) 情報通信連絡系統

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



##### (2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行うとともに情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

### 3 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第4節の災害広報計画の定めるもののほか、次により実施するものとする。

この場合において、市、鉄軌道事業者及び関係機関は、被災者の家族、旅客及び地域住民等に対し、次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (1) 鉄道災害の状況
- (2) 旅客及び乗務員等の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (5) 施設等の復旧状況
- (6) 避難の必要性、地域に与える影響
- (7) その他必要な事項

### 4 応急活動体制

(1) 市長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。

(2) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うものとする。

### 5 救助救出活動

救助救出活動については、鉄軌道事業者が行う発生直後の救助救出活動のほか、第5章第5節「避難救出計画」の定めるところにより実施するものとする。

### 6 医療救護活動

医療救護活動については、第5章第9節の医療救護計画の定めるところによるもののほか、鉄軌道事業者は、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速、かつ、的確な救護が行われるよう協力するものとする。

### 7 消防活動

消防活動は、第4章第6節の消防計画の定めるところによるもののほか、鉄軌道事業者は、災害発生直後の初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

### 8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

市及び関係機関は、第5章第12節の行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画の定めるところにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

### 9 交通規制

滝川警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第20節の災害警備計画の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

## 10 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第3節の危険物等災害対策計画の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

## 11 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報の状況から判断し、必要がある場合には、第5章第22節の自衛隊派遣要請計画の定めるところにより北海道知事（空知総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を要請するものとする。

## 12 広域応援

市及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第21節の広域応援派遣計画の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

## 第2節 道路災害対策計画

道路構造物の被災又は高速自動車国道における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし、被害の軽減を図るため実施する応急対策は、この計画の定めるところによる。

### 1 災害予防

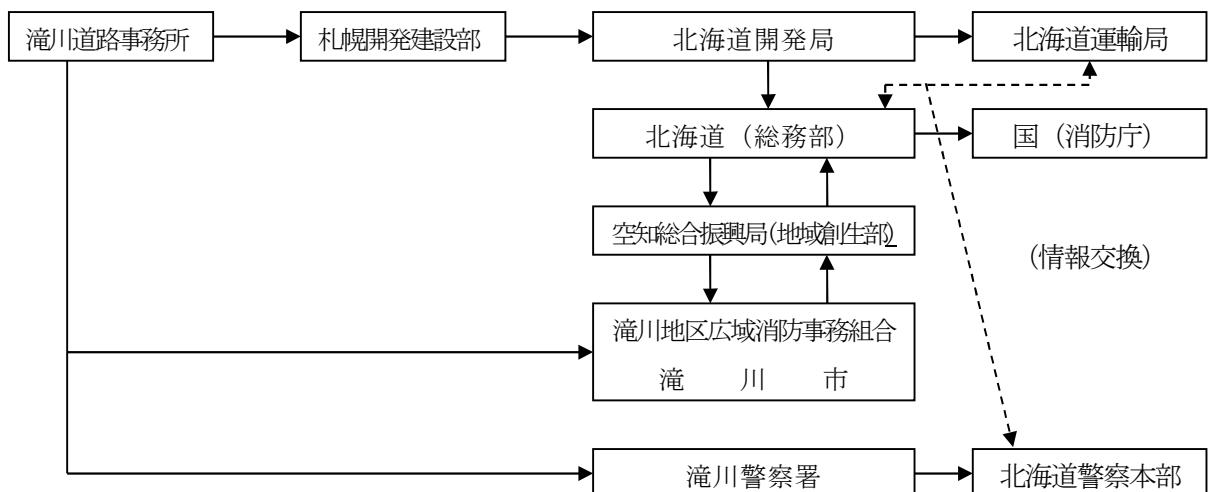
関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

### 2 災害応急対策

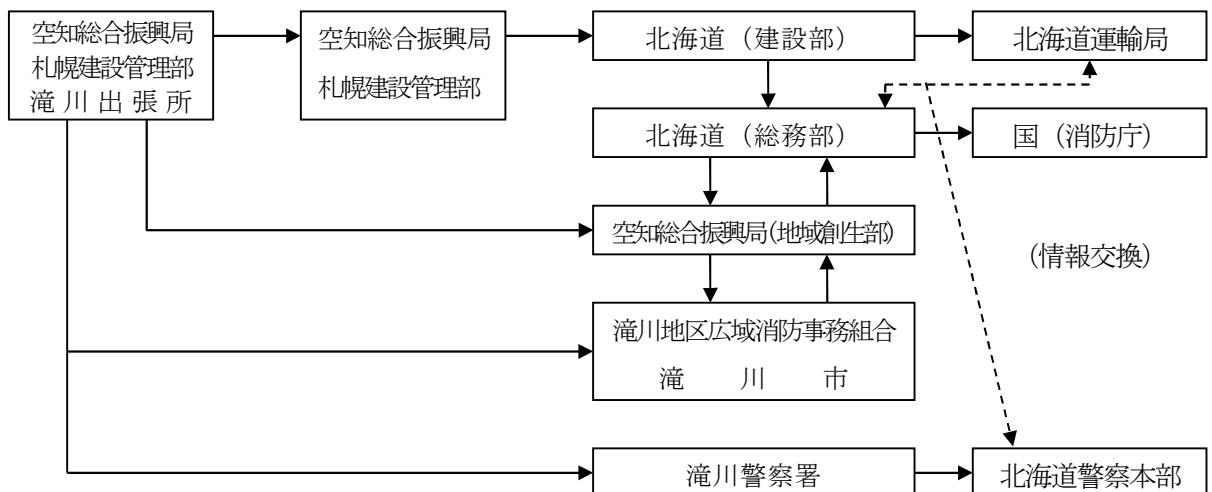
#### （1）情報通信連絡系統

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

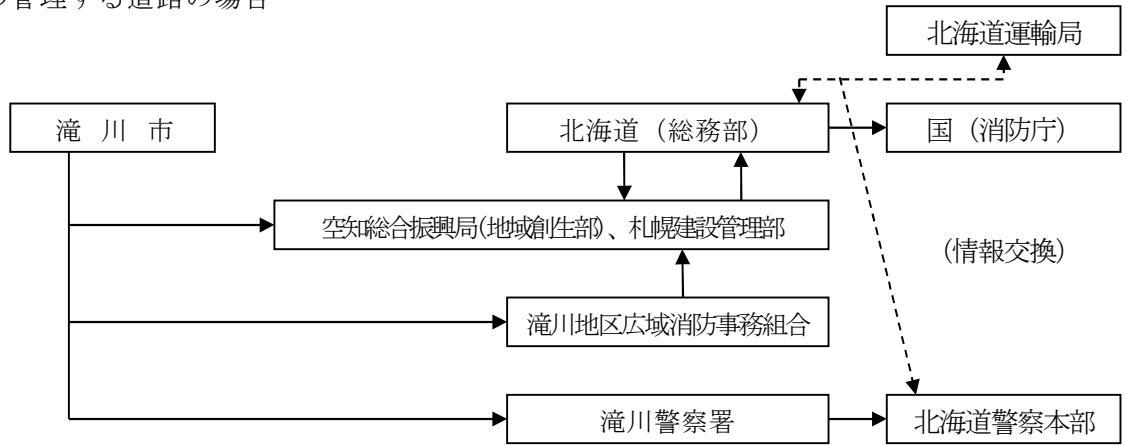
##### ア 国の管理する道路の場合



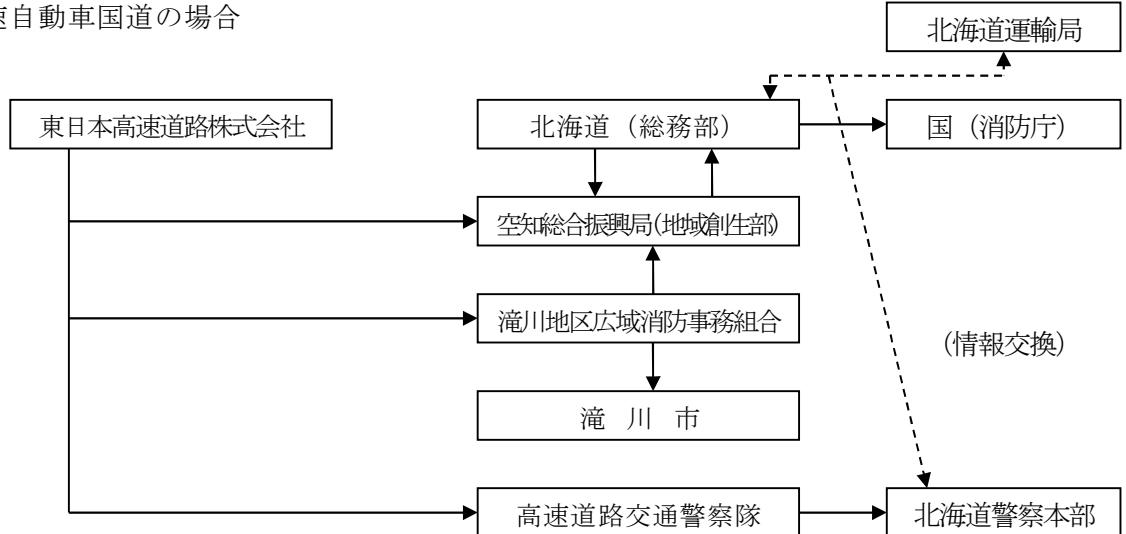
##### イ 道の管理する道路の場合



ウ 市の管理する道路の場合



エ 高速自動車国道の場合



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行うとともに情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

### 3 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第4節の災害広報計画の定めるもののほか、次により実施するものとする。

この場合において、市、道路管理者及び関係機関は、被災者の家族、道路利用者及び地域住民等に対し、次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (1) 道路災害の状況
- (2) 被災者の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (5) 施設等の復旧状況
- (6) 避難の必要性、地域に与える影響
- (7) その他必要な事項

#### **4 応急活動体制**

- (1) 市長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。
- (2) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うものとする。

#### **5 救助救出活動**

救助救出活動については、道路管理者が行う発生直後の救助救出活動のほか、第5章第5節の避難救出計画の定めるところにより実施するものとする。

#### **6 医療救護活動**

医療救護活動については、第5章第9節の医療救護計画の定めるところによるもののほか、道路管理者は、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速、かつ、的確な救護が行われるよう協力するものとする。

#### **7 消防活動**

消防活動は、第4章第6節の消防計画の定めるところによるもののほか、道路管理者は、災害発生直後の初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

#### **8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等**

市及び関係機関は、第5章第12節の行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画の定めるところにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

#### **9 交通規制**

- (1) 滝川警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第20節の災害警備計画の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。
- (2) 道路管理者は、自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行うものとする。

#### **10 危険物流出対策**

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第3節の危険物等災害対策計画の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

## 11 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報の状況から判断し、必要がある場合には、第5章第22節の自衛隊派遣要請計画の定めるところにより北海道知事（空知総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を要請するものとする。

## 12 広域応援

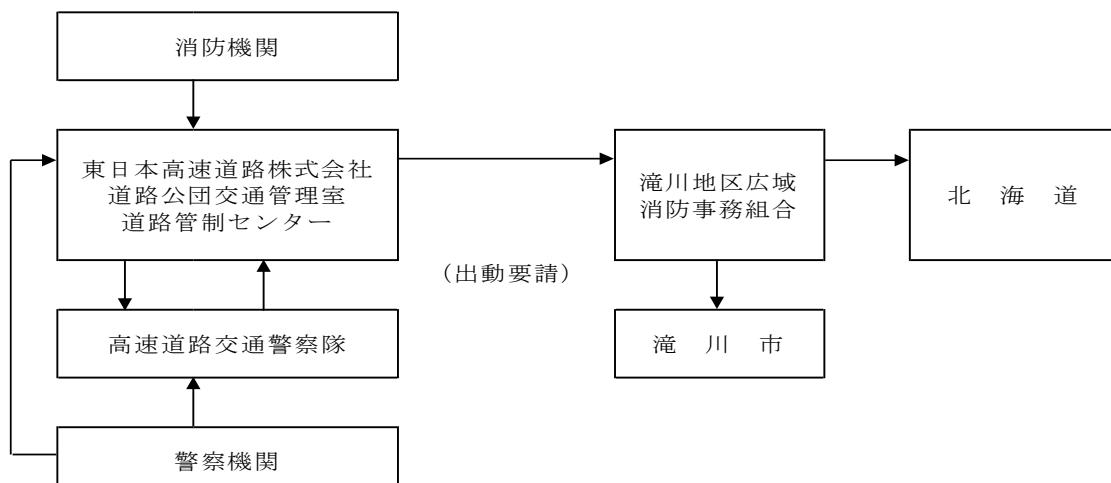
市及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第21節の広域応援派遣計画の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

## 13 高速自動車国道事故等対策

高速自動車国道において車両の衝突若しくは炎上又は積載物の爆発、炎上若しくは転落等によって、大規模な消火活動、救急救助活動等必要とされる事故等が発生した場合の関係機関の応急対策は次によるものとする。

### (1) 事故発生通報

事故等の発生通報は、次の系統により速やかに行うものとする。



(注) 1 東日本高速道路(株)から消防本部への通報(出動要請)は、原則上下線方式による。

2 消防機関の相互応援要請に関する通報連絡は、「北海道広域消防相互応援協定」による。

### (2) 事故等対策現地本部の設置等

#### ア 事故等対策現地本部の設置

(ア) 消火活動、救急・救助活動及び事故等の拡大防止などを迅速かつ円滑に実施するため、事故発生現場に「事故等対策現地本部」を設置する。

(イ) 「事故等対策現地本部」の構成は、滝川地区広域消防事務組合、高速道路交通警察隊及び東日本高速道路(株)の3機関とし、事故等の規模に応じ必要な関係機関の参入を要請することができるものとする。

#### イ 事故等対策現地本部の業務

(ア) 「事故等対策現地本部」は、事故等の対策を実施するため的確に現場の状況把握を行うとともに、関係機関の諸活動の相互調整を行うものとする。

(イ) その他必要な事項については、「事故等対策現地本部」において決定するものとする。

## 第3節 危険物等災害対策計画

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし、被害の軽減を図るための応急対策は、この計画の定めるところによる。

### 1 危険物等の定義

#### （1）危険物

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7項に規定されているもの

〔例〕石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

#### （2）火薬類

火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第2条に規定されているもの

〔例〕火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

#### （3）高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第2条に規定されているもの

〔例〕液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

#### （4）毒物及び劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第2条に規定されているもの

〔例〕毒物（シアノ化水素、シアノ化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

#### （5）放射性物質

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）等によりそれぞれ規定されている放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの

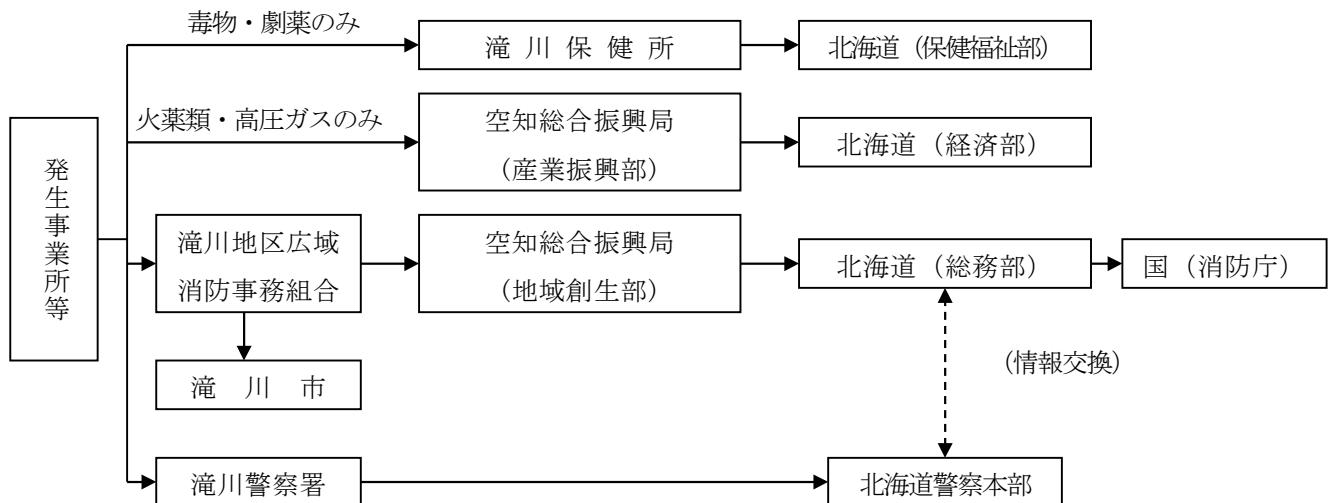
### 2 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵、取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関は、必要な予防対策を実施するものとする。

### 3 災害応急対策

#### （1）情報通信連絡系統

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



## (2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行うとともに情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

## 4 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第4節の災害広報計画の定めるもののほか、次により実施するものとする。

この場合において、市、事業者及び危険物等取扱規制担当機関は、被災者の家族及び地域住民等に対し、次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 被災者の安否情報
- (3) 危険物等の種類、性状など人体、環境に与える影響
- (4) 医療機関等の情報
- (5) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (6) 避難の必要性、地域に与える影響
- (7) その他必要な事項

## 5 応急活動体制

- (1) 市長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて災害応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。
  - (2) 災害対策現地合同本部の設置
- 関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るために、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うものとする。

## 6 災害拡大防止

事業者及び危険物等の取扱規制担当機関は、危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、適切な応急対策を講じるものとする。

## 7 消防活動

- (1) 消防活動は、第4章第6節の消防計画の定めるところによるほか、事業者との緊密な連携を図り、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施するものとする。
- (2) 消防機関の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。
- (3) 事業者は、消防機関が現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努めるものとする。

## 8 避難措置

市及び関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第5節の避難救出計画の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

## 9 救助救出及び医療救護活動等

市及び関係機関は、第5章第5節の避難救出計画及び第5章第9節の医療救護計画の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、市及び関係機関は、第5章第12節の行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

## 10 交通規制

滝川警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第20節の災害警備計画の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

## 11 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報の状況から判断し、必要がある場合には、第5章第22節の自衛隊派遣要請計画の定めるところにより北海道知事（空知総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を要請するものとする。

## 12 広域応援

市及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第21節の広域応援派遣計画の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

## 第4節 大規模な火事災害対策計画

死傷者が多数発生する等大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし、被害の軽減を図るため実施する応急対策は、この計画の定めるところによる。

### 1 災害予防

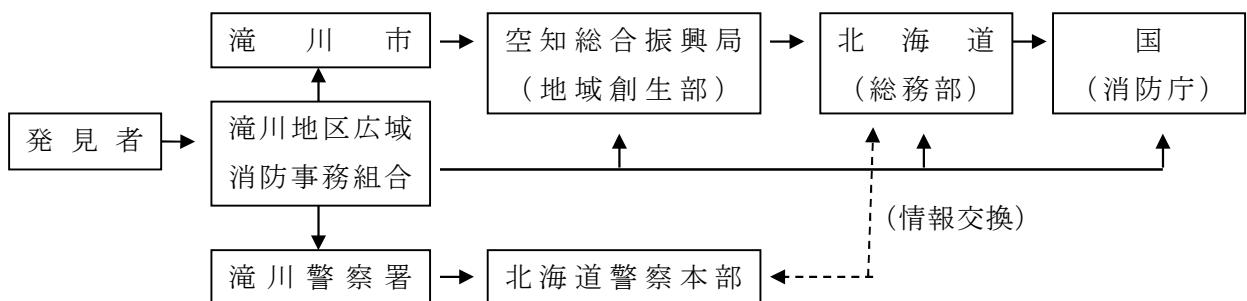
市及び滝川地区広域消防事務組合は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するため、防火思想の普及、自主防災組織の育成強化、大規模な火事災害に強いまちづくり等、必要な予防対策を実施するものとする。また、市長は、空知総合振興局長から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が下記の火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、「消防法」（昭和23年法律第186号）第22条の規定に基づく火災警報を滝川地区広域消防事務組合長として発令するものとする。

- (1) 実効湿度が65%以下であって、最低湿度が45%以下となり、平均風速が毎秒7mをこえるのとき。
- (2) 実効湿度が60%以下であって、平均風速が秒速7mをこえるとき

### 2 災害応急対策

- (1) 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



- (2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行うとともに情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

### 3 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るために、被災者の家族及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第4節の災害広報計画の定めるもののほか、次により実施するものとする。

## 第7章（事故災害対策計画）

この場合において、市及び関係機関は、被災者の家族及び地域住民等に対し、次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 被災者の安否情報
- (3) 危険物等の種類、性状など人体、環境に与える影響
- (4) 医療機関等の情報
- (5) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (6) 避難の必要性、地域に与える影響
- (7) その他必要な事項

### 4 応急活動体制

(1) 市長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。

(2) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うものとする。

### 5 消防活動

消防活動は、第4章第6節の消防計画の定めるところによるほか、人命の安全確保と延焼防止を基本として、速やかに火災の状況を把握し、避難場所及び避難通路の確保並びに重要かつ危険度の高い箇所、地域を優先しながら消防活動を実施するものとする。

また、消防機関が現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努めるものとする。

### 6 避難措置

市及び関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第5節の避難救出計画の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

### 7 救助救出及び医療救護活動等

市及び関係機関は、第5章第5節の避難救出計画及び第5章第9節の医療救護計画の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、市及び関係機関は、第5章第12節行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画の定めるところにより、行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

### 8 交通規制

滝川警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第20節災害警備計画の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

### 9 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報の状況から判断し、必要がある場合には、第5章第22節の自衛隊派遣要請計画の定めるところにより北海道知事（空知総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を要請するものとする。

### 10 広域応援

市及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施でき

ない場合は、第5章第21節の広域応援派遣計画の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

## 第5節 林野火災対策計画

広範囲にわたる林野の消失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし、被害の軽減を図るための予防及び応急対策は、この計画の定めるところによる。

### 1 組織及び実施機関

林野火災の予消防対策を推進するため、滝川市林野火災予消防対策協議会を設置し、構成機関相互の連絡、情報交換及び指導等予消防対策の円滑な実施を図るものとする。

#### (1) 実施機関

滝川市、滝川警察署、滝川消防署、滝川消防署江竜支署、

陸上自衛隊第10即応機動連隊連隊本部第3科、空知総合振興局森林室砂川事務所

#### (2) 協力機関

滝川市教育委員会、たきかわ農業協同組合、北空知森林組合、そらち森林組合、報道機関

### 2 気象情報等連絡体制

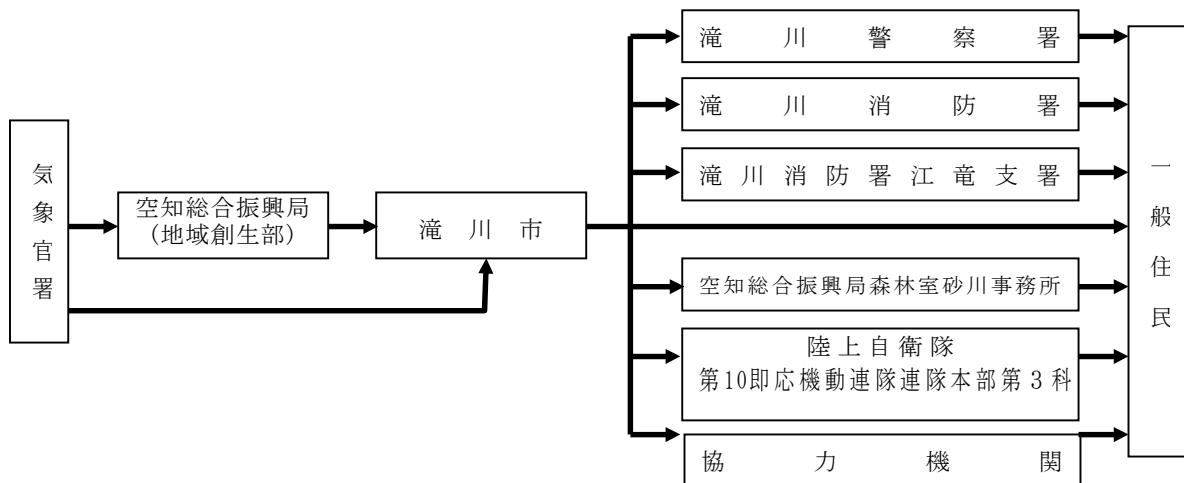
林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要因となるため気象予報（注意報を含む）、警報並びに情報等を的確に把握し、気象情報の伝達に努めるものとする。また、火災発生時の通報連絡を徹底することなど、次の系統図によるものとする。

#### (1) 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として気象官署が発表及び終了の通報を行うものとする。

なお、火災気象通報の通報基準は、第3章第1節の気象予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の伝達計画のとおりである。

#### (2) 林野火災気象伝達系統



### 3 林野火災予防対策

林野火災発生原因のほとんどが人為的によるものであるため、次により対策を講ずるものとする。

#### (1) 林野火災警防思想の普及宣伝

林野火災の防止を図るため、市民意識の高揚をめざし、次の対策を講ずるものとする。

- ア ポスター、旗等による啓発
- イ 市広報紙への啓発記事の掲載
- ウ 乾燥注意報発令時の啓発巡回

#### (2) 一般入林者対策

ハイキング、山菜採取等の入林者への対策として、次の事項を実施するものとする。

- ア タバコ及びたき火の不始末による出火の危険性について、十分な思想の啓発をする。
- イ 入林の許可、届出等について指導する。
- ウ 危険時の入林制限区域の周知を図る。

#### (3) 火入れ対策

林野火災危険期間（4月から6月までをいう。）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導するものとする。

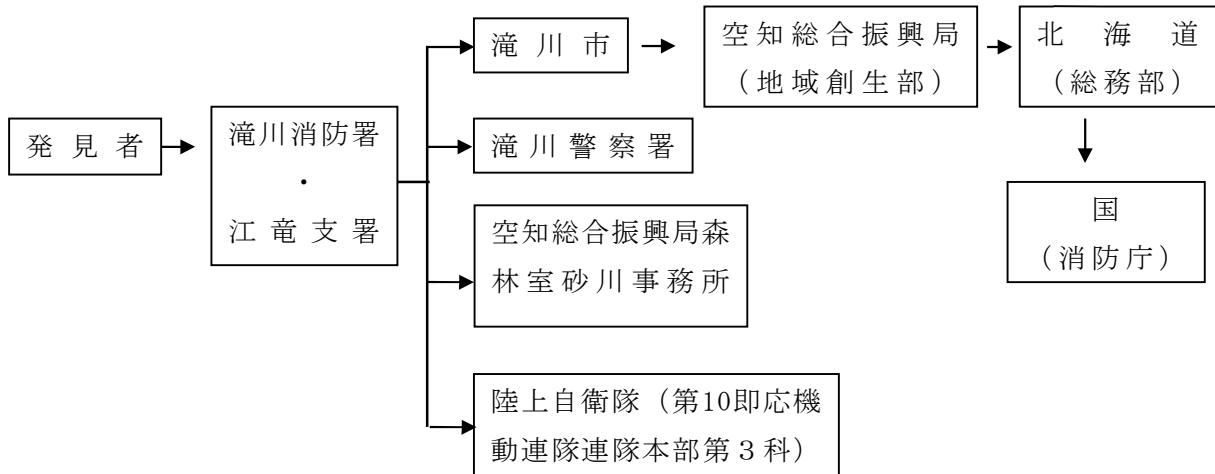
ア 森林法（昭和26年法律第249号）及び滝川市火入れに関する条例（昭和63年滝川市条例第1号）の規定に基づく市長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。

- イ 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- ウ 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- エ 火入れに該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

### 4 応急対策

#### (1) 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

**5 災害広報**

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第4節の災害広報計画の定めるもののほか、次により実施するものとする。

この場合において、市及び関係機関は、被災者の家族及び地域住民等に対し、次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 被災者の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (5) 避難の必要性、地域に与える影響
- (6) その他必要な事項

**6 応急活動体制**

- (1) 市長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに北海道知事（空知総合振興局長）及び関係機関に通報するとともに、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。

- (2) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うものとする。

**7 消防活動**

林野火災消防については、火災を最も短時間に、最も容易に消火し、危険物を除去して火災の拡大防止に努めることにあるため各関係機関は、平常時より林野火災に即応する消火体制の強化を図るものとする。

- (1) 消火活動は、消防職員、消防団員が主体となって地上消火を行う。
- (2) 地上での消火活動が困難で、空中消火が必要と認めるときは、北海道知事（空知総合振興局長）に対し、第5章第15節の消防防災ヘリコプター活用計画及び第5章第22節の自衛隊派遣要請計画に基づき、北海道消防防災ヘリコプター又は自衛隊ヘリコプターの派遣を要請する。

**8 避難措置**

市及び関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第5節の避難救出計画の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

## 9 交通規制

滝川警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第20節の災害警備計画の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

## 10 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報の状況から判断し、必要がある場合には、第5章第22節の自衛隊派遣要請計画の定めるところにより北海道知事（空知総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を要請するものとする。

## 11 広域応援

市及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第21節の広域応援派遣計画の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

## 第8章 災害復旧計画

災害復旧に当たっては、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は、単なる原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を行う等将来の災害に備える計画とし、第5章の災害応急対策計画に基づき、応急復旧終了後被害の程度を十分検討して計画をたて、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

### 1 実施責任者

市長その他の執行機関、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、被災した施設及び設備等について迅速かつ的確にその被害状況を調査し、これに基づき復旧計画を作成し、実施するものとする。

### 2 復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
  - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
  - イ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
  - ウ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
  - エ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
  - オ 下水道災害復旧事業計画
  - カ 公園災害復旧計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市施設災害復旧事業計画
- (4) 上水道災害復旧事業計画（中空知広域水道企業団策定・危機管理マニュアル及び事故対策計画参照）
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) その他の災害復旧事業計画

### 3 災害復旧予算措置

災害復旧事業その他の関係事業に要する費用は、別に法律の定めるところにより予算の範囲内において、国及び北海道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。なお、事業別国庫負担及び補助率は、道地域防災計画に定める基準による。

#### 4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、市は被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

#### 5 応急金融対策

##### （1）農林業応援融資

- ア 天災による被害農林業者に対する資金の融資は、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）を適用し、低利の経営資金の融資を円滑にして、農業経営の維持安定を図るよう推進する。
- イ 農林漁業金融公庫資金の活用を図り、更に自作農維持資金の長期低利資金の導入を行い、農業経営の維持安定を図る。
- ウ 農地等の災害復旧資金として、土地改良資金、果樹植栽資金、林道復旧資金、農林漁業者の共同利用施設復旧資金等長期低利の資金の導入を図る。

##### （2）生活確保資金融資

災害を受けた低所得者に対する資金の融資、貸付金等の対策は、次によるものとする。

###### ア 生業資金の貸付

市は、被災した生活困窮者等の再起に必要な事業資金その他小額融資の貸付資金を確保するため、次の資金等の導入に努める。

- (ア) 救助法による生業に必要な資金
- (イ) 災害援護資金
- (ウ) 母子福祉資金
- (エ) 応急援護資金
- (オ) 国民金融公庫資金

###### イ り災世帯に対する住宅融資

低所得世帯又は母子世帯で災害により住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった場合は、住宅を補修し、又は非住家を住家に改造する等のための資金を必要とする世帯に対して、次の資金の導入に努めるものとする。

- (ア) 災害援護資金又は災害復興住宅資金
- (イ) 母子福祉資金の住宅資金

##### （3）応急金融の大要

応急金融の融資の名称、取扱機関等の大要は、北海道地域防災計画の災害応急金融計画に定めるところによる。

## ○滝川市防災会議条例

制 定 昭和46年4月1日 条例第118号  
合併前 昭和37年12月25日滝川市条例第29号  
改正 昭和47年3月21日 条例第1号 平成7年6月15日 条例第14号  
平成12年2月18日 条例第2号 平成24年9月10日 条例第24号

### (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき、滝川市防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び所掌事務に必要な事項を定めることを目的とする。

### (所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 滝川市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条第1項に規定する水防計画に関し調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属すること。

### (会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 法第2条第4号の指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 陸上自衛隊の部隊又は機関の長
  - (3) 北海道知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (4) 北海道警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (6) 市教育委員会教育長
  - (7) 滝川地区広域消防事務組合の消防長又は消防署長
  - (8) 滝川地区広域消防事務組合の滝川消防団長
  - (9) 法第2条第5号の指定公共機関又は第6号の指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
  - (11) その他の公共的団体等のうちから市長が任命する者

- 6 委員の定数は、26人以内とする。
- 7 第5項第9号から第11号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、委員の属する機関等の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。

(幹事)

第6条 防災会議に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、委員の属する機関等の職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について、会長、委員及び専門委員を補佐するものとする。

(会長への委任)

第7条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

## 附 則

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年3月21日条例第1号）

- 1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行前現に任命されている者は、この条例の規定によりそれぞれ任命されたものとみなす。

附 則（平成7年6月15日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年2月18日条例第2号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月10日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

## ○滝川市災害対策本部条例

制 定 昭和46年4月1日 条例第119号  
合併前 昭和37年12月25日滝川市条例第30号  
改正 平成19年3月15日条例第1号 平成24年9月10日条例第24号  
平成25年9月18日条例第32号

### (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、滝川市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (組織)

第2条 滝川市災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、市長をもって充て、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 滝川市災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部に滝川市災害対策本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置き、市の職員又は滝川地区広域消防事務組合の消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから市長が任命し、本部員は本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

### (会議)

第3条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議を招集する。

### (部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員その他の職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

### (現地災害対策本部)

第5条 市長は、本部に現地災害対策本部を置くことができる。

2 現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策副本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長の指名する者がこれに当たる。

3 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理し、現地災害対策本部の職員を指揮監督する。

4 現地災害対策副本部長は、現地災害対策本部長を補佐する。

5 前条の規定は、現地災害対策本部について準用する。

### (本部長への委任)

第6条 前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 15 日条例第 1 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 10 日条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 9 月 18 日条例第 32 号）

この条例は、公布の日から施行する。

## ○滝川市山腹崩壊防止施設維持管理規則

制 定 平成5年3月2日 規則第3号

### (目的)

第1条 この規則は、滝川市（以下「市」という。）の管理する山腹崩壊防止施設の機能を維持し、管理するため必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において山腹崩壊防止施設（以下「施設」という。）とは、山林地に山腹崩壊が発生し、人命財産等に危害を及ぼすおそれがある箇所について、これを防止するため治山事業により市が設置した施設又はこれに付随した施設をいう。

### (維持管理)

第3条 市は、前条の規定により設置した施設に標識等を設け、維持管理しなければならない。

### (禁止行為)

第4条 施設の設置箇所については、人為的にその形状及び植生を変えてはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、市長の許可を受けて変更することができる。

- (1) 公共施設が設置される場合であって、保全上支障がないと認められるとき。
- (2) 施設の効用を損なうことなく森林経営を行うとき。
- (3) 隣接地の災害発生に伴い一体として行われる災害防止行為等を行うとき。
- (4) 森林の病害虫の発生により伐採をするとき。
- (5) その他市長が必要と認めたとき。

### (命令)

第5条 市長は、前条の規定に違反し施設の機能を失わせた者に対し、施設の補修に要した費用の一部若しくは全部を弁償させることができる。

### (施設災害に対する処置)

第6条 市長は、災害により施設が被災した場合は、復旧しなければならない。

### (台帳の整備)

第7条 市長は、事業実施年度の3月31日までに事業実施箇所ごとに事業の内容、施設の点検整備の状況等を記録した山腹崩壊防止施設台帳（別記様式）を作成し、常備するものとする。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 滝川市水害タイムライン運営協議会設置要綱

### (名称)

第1条 この会の名称は「滝川市水害タイムライン運営協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、滝川市において、石狩川・空知川の堤防決壊等の外水氾濫に伴う大規模な水害並びに中小河川氾濫及び都市下水道等の内水氾濫に伴う小規模な水害に備えた「石狩川滝川地区水害タイムライン（事前防災行動計画）」（以下「タイムライン」という。）を踏まえて、関係機関と連携及び協力して、減災を目指すことを目的とする。

### (所掌事項)

第3条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) タイムラインの改善を図ること。
- (2) 滝川市水害タイムライン運用マニュアルの改善を図ること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するため必要な事項に関すること。

### (組織)

第4条 協議会は、別表第1に掲げる関係機関をもって構成する。

### (会議の招集等)

第5条 協議会には、会長を置き、その職に、滝川市総務部次長（防災担当）を充てる。

- 2 会長は、協議会の会議を招集し、その議長には会長が当たる。
- 3 会長に事故がある時は、又は会長が欠けた時は、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 会長は、必要に応じて組織以外の機関等の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (アドバイザー)

第6条 協議会には、アドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、タイムラインに関する有識者の内から、市長が選出する。
- 3 アドバイザーは、タイムラインの改善に関して必要な助言を行う。

### (オブザーバー)

第7条 協議会には、オブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、北海道内の水防災に関する機関等から市長が選出する。

### (幹事会の構成)

第8条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2の関係機関をもって構成する。
- 3 幹事会には幹事長を置き、その職には会長が指名する者をもって充てる。
- 4 幹事長に事故がある時は、又は幹事長が欠けた時は、あらかじめ幹事長が指名する者がその職務を代理する。

- 5 幹事会の招集は幹事長が行う。
- 6 幹事会は、第2条の目的の推進のため、必要に応じて協議会の会議の円滑な進行のための情報提供を行うものとする。  
(ワーキング部会の設置)

第9条 協議会は、滝川市地域防災計画の災害対策本部設置時における事務分掌の部ごとに掲げる防災行動に合わせて、次のワーキング部会（以下「部会」という。）を設置し、協議会から付託された事項について検討を行う。

- (1) 統括部会
  - (2) 派遣部・消防部会
  - (3) 救護部・教育援護部・医療部会
  - (4) 施設部会
- 2 前項各号の部会の構成は、別表第3に定める関係機関とする。
  - 3 部会の進行は別表3に定める滝川市災害対策本部の班長が行う。また班長に事故がある時は、又は班長が欠けた時は、あらかじめ事務局が指名する者がその職務を代理する。
  - 4 第1項以外の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合には他の部会を設置することができる。

(公開)

第10条 会議及び会議配付資料は原則として公開とする。ただし、会長の判断により非公開とすることができる。

- 2 会議における議事要旨は、会議後、事務局が作成し、あらかじめ会長に確認の上、滝川市公式ホームページに公開するものとする。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、滝川市総務部総務課防災危機対策室に置く。

- 2 事務局は、会議の運営に関するその他事務を処理する。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

【構成関係機関名】
滝川市町内会連合会連絡協議会
江部乙防犯協会
陸上自衛隊第10即応機動連隊
北海道空知総合振興局 地域創生部
北海道空知総合振興局 札幌建設管理部
北海道札幌方面滝川警察署
滝川地区広域消防事務組合 滝川消防署
滝川地区広域消防事務組合 滝川消防団
水土里ネットそらち空知土地改良区
中空知広域水道企業団
社会福祉法人 滝川市社会福祉協議会
北海道旅客鉄道株式会社 滝川駅
北海道電力ネットワーク株式会社 滝川ネットワークセンター
日本赤十字社北海道支部滝川市地区
NEXCO東日本 北海道支社
滝川ガス株式会社
一般社団法人 滝川市医師会
滝川建設協会
北海道中央バス株式会社 空知統轄事務所
東日本電信電話株式会社 北海道事業部
滝川市民生委員児童委員連合協議会
國學院大學北海道短期大学部
株式会社エフエムなかそらち
北海道開発局 札幌開発建設部
気象庁 札幌管区気象台
滝川市（滝川市災害対策本部各班）

別表第2（第8条第2項関係）

【幹事会】
北海道開発局 札幌開発建設部
気象庁 札幌管区気象台 気象防災部 防災調査課
滝川市 総務部 総務課 防災危機対策室

別表第3（第9条第2項関係）

【ワーキング部会】
(1) 統括部会（防災行動の災害活動方針等決定・避難勧告等の発令判断など）
滝川市（災害対策本部各班）統括班◎・総務班・財務班・企画班・調査班
気象庁 札幌管区気象台
北海道開発局 札幌開発建設部
北海道空知総合振興局 札幌建設管理部
北海道空知総合振興局 地域創生部
(2) 派遣部・消防部会（避難・伝達・誘導、災害時ボランティアセンターなど）
滝川市（災害対策本部各班）市民対策班◎・防疫清掃班・商工班・農政班・滝川地区広域消防事務組合
株式会社エフエムなかそらち
滝川市民生委員児童委員連合協議会
滝川地区広域消防事務組合 滝川消防署
滝川地区広域消防事務組合 滝川消防団
陸上自衛隊第10即応機動連隊
社会福祉法人 滝川市社会福祉協議会
北海道札幌方面滝川警察署
滝川市町内会連合会連絡協議会
江部乙防犯協会
(3) 救護部・教育援護部・医療部会（避難所運営、医療・保健など）
滝川市（災害対策本部各班）避難対策班◎・教育対策班・避難所対策班
國學院大學北海道短期大学部
一般社団法人 滝川市医師会
日本赤十字社北海道支部滝川市地区
滝川市町内会連合会連絡協議会
江部乙防犯協会
陸上自衛隊第10即応機動連隊
(4) 施設部会（道路、公共交通、用排水、輸送など）

## 資料編

滝川市（災害対策本部各班）土木班◎・建築住宅施設班・都市計画施設班・下水道施設班
北海道開発局 札幌開発建設部
北海道中央バス株式会社 空知統轄事務所
滝川建設協会
滝川ガス株式会社
NEXCO東日本 北海道支社
東日本電信電話株式会社 北海道事業部
北海道電力ネットワーク株式会社 滝川ネットワークセンター
北海道旅客鉄道株式会社 滝川駅
水土里ネットそらち空知土地改良区
中空知広域水道企業団
北海道空知総合振興局 札幌建設管理部

備考 進行役は滝川市災害対策本部の班長◎

### 別表

滝川市水害タイムライン運営協議会 アドバイザー、オブザーバー

表1（第6条関係）

【アドバイザー】
東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター 客員教授 松尾一郎
特定非営利活動法人 環境防災研究機構 北海道 代表理事 黒木幹男
国士館大学救急救助総合研究所 教授 山崎 登
一般社団法人日本気象予報士会 北海道支部 副支部長 志田昌之

表2（第7条関係）

【オブザーバー】
北海道 総務部 危機対策局 危機対策課
北海道 建設部 建設政策局 維持管理防災課
滝川市内自主防災組織及び町内会

## 滝川市自立型避難所事前登録に関する要綱

### 1 目的

市では、民間事業者や町内会が所有する施設及び避難所となっていない公共施設を、災害時に民間事業者と町内会や自主防災組織が互いに協力し、自主的に運営する「自立型避難所」の登録を受け付けます。

あらかじめ市に「自立型避難所」を登録しておいて頂くことで、市が指定する避難所以外の避難所の情報を市が平常時から把握することができ、災害時に役立てるすることができます。

また地域によっては、「町内会に避難所がない」、「避難所まで遠い」などのご意見もあり、それらを解決するために「自立型避難所」は有効であることから、登録を受け付けることにしました。

### 2 対象施設

民間事業者や町内会が所有する施設及び避難所となっていない公共施設とし、避難する市民が身を守ることができる立地や構造等を有する施設を対象とします。

### 3 申請要件

(1) 自立型避難所として使用しようとする施設の管理者（公共施設の場合は滝川市）と、施設の立地する町内会や自主防災組織との協定や覚書の締結などにより、町内会等が自立型避難所として施設を活用することについて、相互に確認していること。

なお、町内会が自ら所有又は管理する施設を登録申請する場合は不要です。

(2) 耐震化については1981年（昭和56年）以降の建築物であること。ただし浸水想定区域以外に立地し、水害時のみ使用する建築物の場合は除外する。

(3) 基幹避難所に物資を取りに行くことができること。

### 4 自立型避難所の運営等

自立型避難所は、施設管理者と施設の立地する町内会や自主防災組織が相互に協力しながら自主的に運営するものであることから、市の職員や他市町村、北海道等の職員の配置は行わない。

### 5 自立型避難所の登録について

民間事業者及び避難所となっていない公共施設、また町内会が所有する施設を対象に下記により登録を受け付けます。

#### (1) 提出書類

自立型避難所登録申請書（別添申請様式）に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、下記の受付場所に提出してください。

#### (2) 添付書類

自立型避難所登録申請書には、以下の書類を添付して下さい。

①施設位置図

②施設の立地する町内会若しくは自主防災組織と締結した協定書や覚書など、町内会等が

自立型避難所として施設を活用することについて、相互に確認していることが確認できる書類の写し（様式任意、町内会が自ら所有又は管理する施設を登録申請する場合は不要。）

③建築年月及び耐震改修工事を行ったことのわかる書類

（3）申請書等の受付

受付場所：滝川市総務部総務課防災危機対策室

提出方法：滝川市総務部総務課防災危機対策室に申請書及び添付書類を直接持参してください。

7 申請書等の確認と結果について

申請のあった施設について、市で申請書及び添付書類の内容や災害危険性等を確認し、確認結果を送付します。

8 その他

（1）自立型避難所として登録した施設については、市はホームページ等を利用して市民等に周知を図るものとします。

（2）自立型避難所を開設・閉鎖したときは、市へ連絡して下さい。

（3）施設の解体などの理由などにより、自立型避難所の登録を廃止するときは、「届出避難所廃止届」により市へお知らせ下さい。

年 月 日

## 自立型避難所登録申請書

下記のとおり届出避難所の登録について申請します。

申請者	事業者または団体名	
	代表者氏名	(印)
	住所	
	連絡先	
自立型避難所 とする施設	名称	
	所在地	
	建物年月	年 月
		耐震改修工事を行っている場合の改修年月
	建築物の構造	
避難所として 使用する面積		
	m <sup>2</sup>	
自立型避難所 関係者連絡先	①氏名	
	①連絡先	
	②氏名	
	②連絡先	
	③氏名	
	③連絡先	

## 【記入上の留意事項等】

- ・関係者連絡先については、施設管理者や町内会長、自主防災組織の会長など、自立型避難所の運営関係者3名の氏名及び連絡先を記入願います。
- ・建築物の構造は木造・鉄筋コンクリート造等の構造及び階数を記入して下さい。

## 【添付書類】

- ・施設位置図
- ・民間事業者と施設の立地する町内会若しくは自主防災組織と締結した協定書や覚書等の写しなど、町内会等が自立型避難所として施設を活用することについて、相互に確認していることが確認できる書類の写し（様式任意、町内会が自ら所有又は管理する施設を登録申請する場合は不要。）

- 建築年月及び耐震改修工事を行ったことのわかる書類

年 月 日

### 自立型避難所廃止届

下記のとおり自立型避難所の廃止について届出します。

届出者	事業者または団体名	
	代表者氏名	(印)
	住 所	
	連絡先	
届出避難所とな っている施設	名 称	
	所在地	
廃止理由		

#### 【記入上の留意事項等】

- 事実の発生後、速やかに届出して下さい。

## 建築年月及び耐震改修工事に関する添付書類の例

添付書類1：昭和56年6月以降に建築確認を行った建物の場合

1. 建築基準法に基づく検査済証（写）又は検査済証明書
2. 建築基準法に基づく確認済証（写）又は確認済証明書

など、昭和56年6月以降に建築確認が行われた建物であることを証明する書類

添付書類2：耐震改修により耐震基準への適合を確認した建物の場合

1. 補強設計内容報告書（建築士の記名・押印のあるもの）+工事請負契約書（写）
2. 判定委員会等による補強設計判定書（写）+工事請負契約書（写）
3. 耐震改修法に基づく計画認定書（写）

など、耐震改修により新耐震基準（昭和56年6月1日以降の法第20条に規定する基準）を満たしていることを証明する書類

添付書類3：耐震診断により耐震基準への適合を確認した建物の場合

下記のうち、いずれかの書類を添付してください。

1. 診断結果報告書（写）（建築士の記名・押印のあるもの）
2. 判定委員会等による耐震診断結果判定書（写）

など、耐震診断により新耐震基準（昭和56年6月1日以降の法第20条に規定する基準）を満たしていることを証明する書類

## 災害時における避難所としての施設利用に関する協定書

滝川市（以下「甲」という。）と北海道立総合研究機構花・野菜技術センター（以下「乙」という。）は、滝川市内に発生した地震その他の災害（以下単に「災害」という。）時において、避難所としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### （避難所として利用出来る施設の周知）

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

### （避難所の開設）

第3条 甲は、災害時において避難所として開設する必要が生じた場合は、乙の指定した場所を避難所として開設することができる。

### （開設の通知）

第4条 甲は、前条の規定に基づき避難所を開設する場合は、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の指定した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、甲は、速やかに乙に対し開設した旨を連絡の上、通知するものとする。

### （避難所の管理）

第5条 災害時の避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲は、あらかじめ、避難所の運営組織について乙に通知するものとする。

3 甲は、避難所の状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置するものとする。

4 甲は、情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行うものとする。

5 甲は、避難所を開設している期間に応じて、飲料水、食料等の手配を行うとともに、平時かつ能率的な配給を実施するものとする。

6 甲は、避難所の閉鎖をした場合の避難者の帰宅行動を、安全かつ円滑に誘導するものとする。

### （費用負担）

第6条 避難所の管理運営に係る費用及び避難者によって避難所に生じた損害は、甲が負担するものとする。

### （開設期間）

第7条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、使用期間の延長を申請するものとする。

(避難所解消への努力)

第8条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所 の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9条 甲は、乙の指定する施設を避難所としての利用を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は締結の日から1年間とし、有効期間満了までに甲乙双方又は いずれか一方から解除等の意思表示がないときは、さらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第11条 この協定書の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定書の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年3月30日

甲 滝川市大町1丁目2番15号  
滝川市長 前田康吉

乙 滝川市東滝川735番地  
北海道立総合研究機構花・野菜技術センター  
場長 中野雅章

## 災害時における避難所等施設利用に関する協定書

滝川市（以下「甲」という。）と北海道電力株式会社（以下「乙」という。）は、滝川市内に発生した地震その他による災害（以下単に「災害」という。）時において、避難場所及び避難所（以下「避難所等」という。）としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する滝川テクニカルセンターの一部を、避難所等として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### （避難所の開設）

第2条 甲は、災害時において乙の管理する滝川テクニカルセンターの一部を避難所等として開設する必要が生じたときは、乙の指定した場所を避難所等として開設することができる。

### （開設の通知）

第3条 甲は、前条の規定に基づき避難所等を開設する際、事前に乙に対しその旨を口頭で通知するとともに避難所等使用開始届を提出するものとする。

### （避難所等の管理）

第4条 災害時の避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

- 2 甲は、あらかじめ、避難所等の運営組織について乙に通知するものとする。
- 3 甲は、避難所等の状況を勘案し、運営に要する職員を適切に配置するものとする。
- 4 甲は、避難所等における情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行うものとする。
- 5 甲は、避難所等の閉鎖をした場合の避難者の帰宅行動を、安全かつ円滑に誘導するものとする。

### （費用負担）

第5条 避難所等の管理運営に係る費用及び避難者によって避難所等に生じた損害は、甲が負担するものとする。

### （開設期間）

第6条 避難所等の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、使用期間の延長を申請するものとする。

### （避難所等解消への努力）

第7条 甲は、乙が早期に教育研修活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所等の早期

解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第8条 甲は、乙の管理する滝川テクニカルセンターにおける避難所等としての使用を終了する際は、乙に避難所等使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(覚書の作成)

第9条 この協定の実施に係る詳細については、別途定めるものとする。

(効力)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とし、有効期間満了までに甲乙いずれかからも解約等の意思表示がないときは、当該有効期間の満了日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第11条 この協定書の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年11月1日

甲 滝川市  
滝川市長 前田 康吉

乙 札幌市中央区大通東1丁目2番地  
北海道電力株式会社  
理事 人事労務部長 藤井 裕

## 災害時における避難所としての施設利用に関する協定書

滝川市（以下「甲」という。）と株式会社滝川スポーツクラブ（以下「乙」という。）は、滝川市内に発生した地震その他の災害（以下単に「災害」という。）時において、避難所としての施設利用について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### （避難所の開設）

第2条 甲は、災害時において乙の管理する施設の一部を避難所として開設する必要が生じたときは、乙の指定した場所を避難所として開設することができる。

### （開設の通知）

第3条 甲は、前条の規定に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を文書又は 口頭で通知するものとする。

### （避難所の管理）

第5条 災害時の避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

- 2 甲は、あらかじめ、避難所の運営組織について乙に通知するものとする。
- 3 甲は、避難所の状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置するものとする。
- 4 甲は、避難所における情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行うものとする。
- 5 甲は、避難所を開設している期間に応じて、飲料水、食料等の手配を行うとともに、平等かつ能率的な配給を実施するものとする。
- 6 甲は、避難所の閉鎖をした場合の避難者の帰宅行動を、安全かつ円滑に誘導するものとする。

### （費用負担）

第6条 避難所の管理運営に係る費用及び避難者によって避難所に生じた損害は、甲が負担するものとする。

### （開設期間）

第7条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、使用期間の延長を申請するものとする。

### （避難所解消への努力）

第8条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

### （避難所の終了）

第9条 甲は、乙の指定する施設における避難所としての開設を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とし、有効期間満了までに甲乙いづれかからも解約等の意思表示がないときは、当該有効期間の満了日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第11条 この協定書の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定書の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年12月 3日

甲 滝川市大町1丁目2番15号  
滝川市長 前田康吉

乙 滝川市有明町6丁目412-4  
株式会社 滝川スポーツクラブ  
代表取締役 三國正明

## 大規模災害時等の連携に関する協定書

滝川市（以下「甲」という。）と陸上自衛隊第11旅団第10普通科連隊（以下「乙」という。）は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。）に際して相互に連携し、迅速かつ円滑な災害応急対策活動を行い、市民の安全を確保するため、次のとおり協定を締結する。

（平素における連携）

### 第1条 情報連絡体制の充実

甲及び乙は、災害に係る情報伝達及び情報共有を円滑にするため、複数の情報伝達手段の確保等、情報連絡体制の充実を図るものとする。

### 第2条 情報資料の収集・整理・共有

甲及び乙は、乙の応急対策活動が円滑に行われるよう、収集・整理した各種災害に係る各種資料（地誌資料、災害発生予測に関する資料、住民非難予定地、ヘリコプター離発着場適地、活動拠点適地等）を共有するものとともに、関係資料の作成又は修正を行う場合には、意見を交換する等連携を図るものとする。

### 第3条 防災訓練、会議等への参加

- 1 甲及び乙は、甲又は乙が主催する防災訓練、防災会議等に積極的に参加するものとする。
- 2 甲及び乙は、防災訓練の実施を効果的に行うとともに、訓練内容の検証により必要に応じて災害に関する計画の見直しを行い、災害応急対策体制の整備等を図るものとする。

### 第4条 防災関係資機材等の通知

甲は、乙の応急対策活動を円滑にするため、甲の保有する防災関係資機材等の品目、数量、集積場所を乙に通知するものとする。

（初動における連携）

### 第5条 初動対応

甲及び乙は、大規模災害発生時の初動において、次の事項により連携し、対応するものとする。

- 1 大規模災害の発生が予想される場合の対応

(1) 甲は、大規模災害の発生が予想され、自衛隊に災害派遣を要請する可能性があると判断する場合、乙の迅速な災害派遣に資するため、速やかに災害等の状況、じ後の見通し等を乙に連絡するものとする。

(2) 乙は、前項の連絡に基づき、災害派遣準備を推進するとともに、甲及び乙の認識の共有を図るため、必要に応じ、滝川市役所に連絡幹部を派遣するものとする。

## 2 大規模災害の発生が突発的な場合の対応

(1) 甲は、災害の発生が突発的で、文書による要請が出来ない場合においては、口頭又は電話等を用いる等、時宜に適した手段をもって要請するものとする。

(2) 乙は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、通信の途絶等により、甲の要請を待ついとまがない場合、自主的に部隊を派遣し、直ちに、人命救助を第一義とした応急対策活動を開始する。また、自主的に連絡幹部を滝川市役所に派遣する等、速やかに甲との連絡を確保し、甲及び乙の密接な連携の下に災害応急対策活動を実施するよう努める。

## 3 活動拠点の提供

甲は、乙が災害応急対策活動のために活動拠点を設置する必要がある場合は、必要な地積等の調整を行い、甲が指定する場所を乙に提供するものとする。

(災害応急対策活動における連携)

## 第6条 乙が実施する災害応急対策活動

災害派遣時の乙の実施する災害応急対策活動は、被災者の生命・身体の安全を守るために活動を最優先で実施するものとする。

## 第7条 災害応急対策活動実施間の調整

甲及び乙は、災害応急対策活動実施間、継続的に派遣の規模・内容等について継続的に調整するものとする。

## 第8条 費用弁償等

1 災害派遣要請により、乙が甲の地域において実施する災害応急対策活動に要する費用は、次項に規定するものを除き甲が負担するものとし、甲が負担する費用の項目等必要な事項については、別に定めるものとする。

2 災害応急対策活動を実施した場合の費用のうち、次に掲げるものは、乙の負担とする。

(1) 災害派遣部隊の糧食費、被服維持費、医療費並びに装備品等の燃料費及び修理費用並びに記録に関する費用等

(2) 災害応急対策活動中に発生した賠償に係る費用

3 乙が甲に物品の無償貸与又は無償譲渡を行う場合は、「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年1月10日総理府令第1号）」によるほか、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(その他)

#### 第9条 協議

この協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

#### 第10条 有効期間

この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がない時は、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、その後においてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年9月27日

甲 滝川市  
滝川市長 前田康吉

乙 滝川市泉町236番地  
陸上自衛隊 第11旅団 第10普通科連隊  
連隊長 首藤光太郎

## 災害時における燃料の供給等に関する協定書

滝川市（以下「甲」という。）と空知地方石油業協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が相互に協力して燃料の供給等を迅速かつ円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害をいう。

### （要請する業務）

第3条 甲が乙に要請する業務は、次に掲げるとおりとする。

（1）甲が所有する施設および車両への燃料の供給

（2）甲が所有する施設にある燃料を使用する設備の点検、応急措置および復旧

（3）その他甲が必要があると認める業務

### （要請の実施）

第4条 この協定に定める災害時の要請は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、その本部の決定に基づき実施するものとする。

### （要請の手続）

5条 甲は、業務を要請しようとするときは、別記第1号様式の災害時業務協力要請書（別記第1号様式。以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急の場合等により要請書の提出が困難なときは、口頭で要請できるものとし、その後速やかに要請書を提出するものとする。

### （業務の実施）

第6条 乙は、甲の要請に基づく業務を実施する場合、やむを得ない事情がない限り、甲以外の依頼による業務に優先して実施するものとする。

2 乙は、業務の公益性を考慮し、次に掲げる事項に留意するものとする。

（1）地域住民、特に被災者に配慮した適切な方法で実施すること。

（2）業務の実施にあたっては、法令遵守および個人情報保護を徹底すること。

（3）業務の実施に際し、疑義が生じた場合は、独自に判断せず、甲の指示を仰ぐこと。

### （業務報告）

第7条 乙は、業務が完了したときは、別記第2号様式の災害時協力業務実施報告書（別記第2号様式。以下「報告書」という。）を甲に提出するものとする。

2 前項の規定による報告書には、甲が別に指示する資料を添付しなければならない。

(費用負担等)

第8条 乙が実施した第3条各号に掲げる業務に係る費用は、甲が負担するものとし、それ以外の要請に基づかない業務に係る費用は、乙が負担するものとする。

2 甲が負担する費用の価格は、平常時における適正な価格等を基準に、甲乙協議して決定する。

3 甲が負担する費用の請求及び支払いの手続きは、甲が定める方法により、速やかに行うものとする。

(協定の推進)

第9条 甲は、災害時に乙等が石油類燃料等の供給能力を十分発揮できるよう、北海道知事からの「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」(平成24年12月26日付け空商労第2077号)に沿って、ガソリンスタンド等を営む中小企業等への受注機会の確保・拡大に配慮をするものとする。

(体制の構築)

第10条 乙は、甲が要請する業務を、迅速かつ円滑に実施できるよう、非常時の体制を構築し、平常時から、業務に従事する者等に十分な周知を図るものとする。

2 乙は、前項の体制について、次に掲げる書類を作成し、甲に提出するものとする。

- (1) 非常時の連絡網
- (2) 非常時の人員体制
- (3) 業務の実施に必要な設備及び資機材の保有状況
- (4) 業務の実施に必要な資格の保有者
- (5) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、構築された体制がさらに強化されるよう、訓練や研修等に努めるとともに、業務に従事する者に対し、防災に関する資格の取得を推奨し、支援するよう努めるものとする。

(地域との連携)

第11条 乙は、業務を迅速かつ円滑に実施するためには地域住民との密接な連携、情報共有及び信頼関係の醸成が重要であることを認識し、平常時においては、甲及び自主防災組織等が実施する防災訓練、防災活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

(損害の負担)

第12条 乙が実施した第3条各号に掲げる業務により生じた損害の負担は、甲乙協議して決定するものとする。

(災害補償)

第13条 乙が実施した第3条各号に掲げる業務に従事した者が、その業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の使用者責任において行うものとする。

(連絡責任者)

第14条 この協定の実施に関する連絡責任者は、別途相互に通知するものとする。

(配慮事項)

第15条 乙は、甲からの要請業務の実施に支障がない範囲で、地域住民及び自主防災組織等と連携して、災害等に関する情報の収集及び提供、救助救出活動、初期消火活動、避難誘導等の実

施に努めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとし、有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれからも申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年 3月31日

甲 滝川市大町1丁目2番15号

滝川市長 前田 康吉

乙 滝川市流通団地3丁目4番2号

空知地方石油業協同組合  
理事長 山口 清悦

## 災害時における物資の緊急・救援輸送等に関する協定

滝川市（以下「甲」という。）と札幌地区トラック協会滝川支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時における災害復旧用資機材及び救援物資等の輸送に関する 必要事項を定め、甲と乙が相互に協力することにより、円滑に輸送を行える体制を確保し、市民生活の早期安定に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害をいう。

### （協力事項の発動）

第3条 この協定に定める災害時の協力事項は、甲が災害対策本部を設置後、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

### （物資配達）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、災害復旧用資機材及び救援物資等を、乙に所属する会員が保有する人員・大型車両等を用いて輸送に努めるものとする。

### （要請の方法等）

第5条 第3条の要請は、原則としてFAX又はメール等をもって様式1「事業用自動車輸送要請書」により要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法等について、災害時に支障をきたさないよう、定期的に点検及び改善に努めるものとする。

### （輸送の報告）

第6条 乙は、第4条の規定により輸送を行った場合には、原則としてFAX又はメール等をもって様式2「緊急救援輸送実施報告書」により甲へ報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって報告し、後日速やかに書面を提出するものとする。

### （職員の同乗）

第7条 甲は、必要に応じて、乙の車両に市職員を同乗させることができるものとする。

### （経費の負担）

第8条 乙の物資輸送に係る経費については、甲が負担する。

2 甲が負担する経費の価格は、平常時における適正な価格等を基準に、甲、乙協議して決

定する。

(経費の請求)

第9条 前条に規定する経費は、乙が物資輸送を終了し、甲が指定する職員の確認を得た後、乙の作成した請求書等により甲に請求するものとする。

(経費の支払)

第10条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払請求があった場合は、甲の規定に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

(損害の負担)

第11条 乙が実施した第4条の業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲、乙いずれからも申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定の実施に関し、必要な細部手続及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名のうえ、各自1通を保有する。

平成26年 8月 6日

甲 滝川市大町1丁目2番15号  
滝川市  
滝川市長 前田康吉

乙 滝川市栄町3丁目11番11号  
札幌地区トラック協会滝川支部  
支部長 北谷武文

## 災害時協力協定書

滝川市（以下「甲」という。）と一般財団法人北海道電気保安協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、滝川市内において自然災害や重大事故が発生した場合、及び、発生するおそれがある場合の、甲の電気使用設備の安全点検・検査の実施について定め、滝川市における迅速かつ円滑な災害復旧活動に資することを目的とする。

### （対象とする災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、台風、地震等の自然災害及び大規模停電、大規模火災・爆発等の重大事故が発生した場合、及び、発生するおそれがある場合で、甲が乙に対して協力を要請する必要があると認めた災害とする。

### （応急対策活動の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策活動は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設の電力復旧のために必要な調査等の応急対策活動
- (2) 公共施設の電力復旧工事の監督、指導及び検査
- (3) その他、甲が必要と認める応急対策活動

### （協力要請）

第4条 甲は、前条の応急対策活動の実施について、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書をもって協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策活動の実施期間及び場所

- (2) 応急対策活動の内容

- (3) その他必要な事項

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、甲に協力するものとする。

### （実施報告）

第5条 乙は、前条の規定により応急対策活動を実施した場合は、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策活動の実施期間及び場所

- (2) 応急対策活動の内容

- (3) その他必要な事項

(費用負担)

第6条 乙が応急対策活動に要した費用は、乙が負担する。ただし、資材等の材料費は甲の負担とする。

(公務災害補償)

第7条 乙は、応急対策活動の実施にあたっては、職員が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けるための必要な手続きをあらかじめ実施する。

(協定の有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成26年 12月 3日

甲 滝川市大町1丁目2番15号  
滝川市  
滝川市長 前田 康吉

札幌市西区発寒6条12丁目6番11号  
乙 一般財団法人北海道電気保安協会  
理事長 大内 全

● 滝川市が提携している災害協定締結一覧(令和3年1月20日現在)

No.	分野	協定件名	締結年月日	協定先	協定内容
1		中空知地域救急医療相互応応協定	S82.6.2	空知医師会、空知看護師会、道東歯師会北空知支部	災害時の救急医療の相互応応に関する協定
2	医療	災害時の医療教諭活動に関する協定書及び実施細則	H22.2.15	滝川市医師会	災害時の救急医療の相互応応に関する協定
3		災害時ににおける柔道整復師の救援活動に関する協定	H28.3.25	公益社団法人北海道柔道整復師会滝川ブロック	災害時の被災者に対する救援活動柔道整復師の派遣と避難所等での施術
4		FMIなべそらちと災害時ににおける災害広報活動の協力に関する協定書	H13.12.28	(株)FMなべそらち	市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害広報活動に対する協力についての協定
5		震度情報ネットワークシステムについて係る協定書	H9.4.1	北海道	市町村・道・消防庁が公表回線でネットワークすることでより、震度情報を探期活動を迅速に実施するため道が設置する表示装置(震度計)に関する協定
6		北海道総合行政情報ネットワーク連絡所の管理運営に関する協定	H25.4.1	北海道	北海道の設置する北海道総合行政ネットワーク連絡所の設置、運営及び費用の負担についての協定
7		道路等の情報提供に関する覚書	H12.5.24	滝川郵便局、江別支郵便局	郵便配達等で市内を巡回する際に収集した道路状況等に関する情報を提供する。
8	情報	災害時ににおける滝川郵便局滝川郵便局の協力に関する協定	H26.3.20	郵便局滝川郵便局	被災市民の情報提供、貯金、生命保険、車両提供
9		災害時の航空機運動協力に関する協定書	H22.6.23	出発地・スカイポート・着陸地(区庁) 消防事務組合	災害時等の上空からの情報提供等の協力
10		災害発生時ににおける滝川市と滝川市内郵便局の協力に関する協定	H31.3.26	滝川市内郵便局	避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収
11		災害時ににおける地図製品等の供給等に関する協定	R2.5.15	株式会社ゼンリ	本部会議(準備会)、訓練(準備会)の際に地図情報(デジタル及び冊子5冊)を活用できる。年1回鮮度で更新される。
12		特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	R2.8.11	東日本電信電話株式会社	災害発生時の避難所における「特設公衆電話」設置・利用
13		災害による情報発信等に関する協定	R2.12.18	ヤフー株式会社	滝川市が発行する避難情報等、ヤフーサービスを介して一般に広く周知
14		災害時ににおける食糧等の供給に関する協定書	H18.11.22	たにかわ農業協同組合	早期に食糧等を確保し被災者等の生活の安定を図る。
15		災害時ににおける食糧等の供給に関する協定書	H44.8.31-2025.6	マックスバリュ北海道	早期に食糧等を確保し被災者等の生活の安定を図る。(R2.5.18 イオン北海道との協定へ一本化)
16		災害時ににおける食糧等の供給に関する協定書	H44.8.31-2025.6	イトヨウ	早期に食糧等を確保し被災者等の生活の安定を図る。
17		災害時ににおける応急生活物資の供給等に関する協定	H29.2.24	イオン北海道	災害時ににおける応急生活物資の供給 (R2.5.18 マックスバリュ北海道との協定へ一本化)
18	食料等	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定	H21.6.9	北海道コカ・コーラボトリング株式会社	災害本部が設置された場所等の緊急時に災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供 ※3の再開
19		災害救援物資の配分に係る協定	H26.11.1	日本赤十字社北海道支部滝川市地区	災害時の救援物資(毛布)の配分に関する協定
20		災害時の物資供給に関する協定	H29.2.22	(株)セブン-イレブン・ジャパン	災害時の物資輸送、店舗の営業の継続又は早期再開に対する講談ができるることに関する協定
21		災害時ににおける応急物資の供給の協力に関する協定	H29.7.5	(株)セコマ	災害時ににおける応急物資の供給
22		災害時ににおける応急物資の供給等の協力に関する協定	H30.1.29	滝川地方卸市場株式会社	災害時ににおける応急物資の供給、物資集積拠点となる場所の提供、物資拠点の管理、受援のための活動拠点となる場所の提供

23	燃料供給	災害時ににおける燃料の供給等に関する協定	H26.3.31	空知地方石油業協同組合	施設及び車両への燃料の供給、施設においてある燃料を使用する設備の点検、応急措置及び復旧などの協力協定
24		災害時ににおける応急対策業務についての協定	H18.10.25	滝川建設協会	被害調査や早期復旧日を図るなど情報の連絡網の構築、協力実施体制の構築、資機材保有状況の報告、施設の被害状況の把握に係る業務対応、災害応急対策に係る業務などの協力協定
25		災害等の発生時ににおける滝川市における海エコリビーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	H22.6.30	北海道エコリバーガス災害対策協議会	被災場所におけるPDAによる被害状況及び復旧状況の情報提供、応急措置及び復旧工事などの協定
26		災害時ににおける対策業務についての協定	H24.11.30	滝川環境維持管理協同組合	被害調査や早期復旧日を図るために情報の連絡網の構築、協力実施体制の構築、資機材保有状況の報告、施設の被害状況の把握に係る業務対応、災害応急対策に係る業務などの協力協定
27		災害時ににおける物資の緊急救援輸送等に関する協定	H26.8.6	札幌地区トラック協会滝川支部	災害復旧資材及び救援物資等の輸送に關し、円滑に行う体制の確保
28		災害時協力協定	H26.12.3	(一財)北海道電気保安協会	災害等による大規模停電時等における避難所等の発電機接続、復旧時直前の施設点検等
29		災害時及び防災活動に関する協力協定	H27.8.19	一般財団法人滝川青年会議所	災害時における給水、炊き出し、救護活動、避難所の開設・運営等への協力と平時から情報共有、訓練への参加協力等
30	業務支援	災害時ににおける物資調達等に関する協定	H27.12.14	王子コンツナー株式会社・札幌工場	災害時に避難所等で使用する段ボール製簡易ベッド、段ダンボール製簡易仕切り、その他ボール製品等の調達に関する協定
31		災害時の物資輸送・物資地点及び障害者・障がい者・不法投棄、道路施設の異常等に関する包括連携協力協定	H28.12.1	ヤマト運輸㈱北海道支社道北主管支店	災害時の物資輸送・物資搬送・障がい者・障害者・障がい者・不法投棄、道路施設の異常等に関する包括連携協力協定
32		災害時の航空機運航協力に関する協定書	H29.10.1	公益社団法人滝川カクイス・ソ振興協会	航空機を用いた災害情報収集の協定
33		災害時ににおける緊急輸送等に関する協定	H30.2.23	北星交通株式会社	災害時の要配慮者等の輸送業務
34		無人航空機による災害時等支援協力に関する協定	H31.1.30	滝川測量設計 株式会社	災害時に無人航空機を用いた災害対応及びヘリットヘリットに必要な情報収集
35		滝川市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定	H31.1.30	社会福祉法人滝川市社会福祉協議会	滝川市災害ボランティアセンターの設置運営
36		災害時ににおける緊急輸送等に関する協定	H31.2.15	株式会社三星	災害時の要配慮者等の輸送業務
37		滝川市株式会社ICUとの地域連携協定	H31.1.24	株式会社ICU	飲料水の提供及び太陽光発電装置からの電源供給
38	機器調達	災害時ににおける機器の調達に関する協定	H19.3.29	㈱カナモ滝川営業所	仮設トイレ、移動式暖房機、発電機及びカナモが所有する建設機械等
39		災害時ににおける機器の調達に関する協定	H24.11.27	㈱共成レンターム	仮設トイレ、移動式暖房機、発電機及び共成レンタームが所有する建設機械等
40		災害時ににおける協力体制に関する協定	H22.9.16	國學院大學北海道短期大学部	市民及び在勤者等の安全確保や生活復興等災害対策を迅速・確実にするための甲乙の協力体制を整備する協定
41		災害時ににおける避難所としての施設利用に関する協定	H24.3.30	北海道立総合研究機構花・野菜技術センター	避難所として利用できる施設を提供する協定
42		災害時ににおける避難所等施設利用に関する協定	H24.11.1	北海道電力株式会社	滝川テクニカルセンターの一部を避難所等として利用する協定
43	避難所提供等	災害時ににおける避難所としての施設利用に関する協定	H24.12.3	㈱滝川スポーツクラブ	温水プールの一部を避難所等として利用する協定
44		富祉避難所の指定に関する協定	H27.3.27	㈱北星	災害時の富祉避難所の設置運営に関する協定
45		福祉避難所の指定に関する協定	H27.6.16	社会福祉法人滝川市社会福祉事業団	災害時の富祉避難所の設置運営に関する協定
46		福祉避難所の指定に関する協定	H29.5.29	社会福祉法人滝川ほえみ会	災害時の富祉避難所の設置運営に関する協定

47	大規模災害時における友好親善都市間の相互応援協定	H24.7.18	名護市	応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣並びに資機材、食料、飲料水及びその他の生活物資等の提供等
48	大規模災害時における友好親善都市間の相互応援協定	H24.11.9	板木市	応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣並びに資機材、食料、飲料水及びその他の生活物資等の提供等
49	大規模災害時における相互応援協定	H25.2.15	八幡平市	応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣並びに資機材、食料、飲料水及びその他の生活物資等の提供等
50	大規模災害時等の連携に関する協定	H25.9.27	陸上自衛隊第11旅団第10普通科連隊	応急対策に係る連携等
51	北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	H22.5.28	北海道開発局	大規模自然災害発生直後の緊急対応等
52	災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定及び実施細目	H27.3.31	北海道及び道内市町村	災害時の相互応援 北海道、北海道市長会、北海道町村会の三者による協定(市町村は市長会、町村会～締結委任)
53	災害時の応援に関する協定	H26.3.28	財務省北海道財務局、北海道及び沖縄市町村	災害時の応援 財務省北海道財務局、北海道及び沖縄市町村は市長会、町村会～締結委任
54	中空知5市5町防災に関する協定	H28.7.5	戸別市、赤井川市、妙市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竈町	平常時ににおける相互協力および災害時ににおける相互応援
55	滝川市における台風等風水害に備えた事前防災行動計画(タイムライン)の連携に関する協定	H28.8.3	北海道開発局北幌開発建設部、札幌管区気象台	タイムラインの円滑な実施のための連携